
京都市立病院整備運営事業

事業契約書（案）

平成21年2月

京都市

目 次

第1章 総 則	1
第1条 (本契約の目的及び解釈)	1
第2条 (公共性, 経済性及び民間の趣旨の尊重)	1
第3条 (本事業の概要)	1
第4条 (乙に対する支払)	1
第5条 (契約の保証)	1
第6条 (許認可及び届出等)	3
第7条 (乙の資金調達)	3
第8条 (起債・補助金申請への協力)	4
第9条 (優先関係)	4
第10条 (責任の負担)	4
第2章 全体マネジメント業務	4
第1節 総則	4
第11条 (マネジメント業務責任者)	5
第12条 (全体マネジメント業務計画書の提出)	5
第2節 経営支援業務	5
第13条 (経営支援業務)	5
第14条 (経営支援業務の第三者による実施)	6
第15条 (経営支援業務担当者の通知等)	6
第16条 (年度経営支援業務計画書等の提出)	6
第17条 (経営支援業務に係る日報・月報の提出)	7
第18条 (経営支援業務に係る年度総括書及び最終報告書の提出)	7
第3節 プロジェクトマネジメント業務	7
第19条 (プロジェクトマネジメント業務)	7
第20条 (プロジェクトマネジメント業務の第三者による実施)	7
第21条 (プロジェクトマネジメント業務担当者の通知等)	8
第22条 (事業スケジュールの提出)	8
第23条 (引越しに関する支援業務)	8
第24条 (運営前リハーサル支援業務)	8
第25条 (プロジェクトマネジメント業務に係る日報・月報の提出)	9
第26条 (プロジェクトマネジメント業務に係る年度総括書及び最終報告書の提出)	9
第4節 個別業務統括業務	9
第27条 (個別業務統括業務)	9
第28条 (個別業務統括業務の第三者による実施)	9

第29条	(個別業務統括業務担当者の通知等)	10
第30条	(個別業務統括業務に係る日報・月報の提出)	10
第31条	(個別業務統括業務に係る年度総括書の提出)	10
第3章	病院施設等整備業務(施設整備に係る設計)	10
第32条	(設計業務の実施)	11
第33条	(設計業務の第三者による実施)	11
第34条	(関連行政手続等)	11
第35条	(設計業務管理技術者, 主任技術者の通知等)	11
第36条	(設計業務に係る各種書類の作成及び提出)	12
第37条	(設計業務の進捗状況の確認)	12
第38条	(乙による事業者提案又は設計の変更)	12
第39条	(甲の指示による事業者提案又は設計の変更)	12
第40条	(法令変更等による設計変更等)	13
第41条	(設計図書の提出)	13
第4章	病院施設等整備業務(施設整備に係る建設)	14
第1節	総則	14
第42条	(本件土地の貸付)	14
第43条	(建設に伴う各種調査)	14
第44条	(近隣対応)	15
第45条	(周辺影響調査・対策業務)	16
第46条	(関連工事の調整)	17
第2節	工事監理業務	17
第47条	(工事監理業務の実施)	17
第48条	(工事監理業務の第三者による実施)	17
第49条	(管理技術者等)	17
第50条	(工事監理業務に係る各種書類の作成及び提出)	18
第3節	建設業務	18
第51条	(建設業務の実施)	18
第52条	(建設業務の第三者による実施)	18
第53条	(監理技術者又は主任技術者)	19
第54条	(建設業務に係る各種書類の作成及び提出)	19
第55条	(施工期間中の保険)	19
第56条	(本件新設工事の実施)	20
第57条	(本件改修工事の実施)	20
第58条	(本件解体工事の実施)	20
第59条	(工事記録の整備等)	21

第60条	(乙の報告等)	21
第61条	(中間確認)	21
第62条	(部分使用)	22
第63条	(医療機器等・病院総合情報システム・一般備品の搬入)	22
第64条	(乙による本件対象施設の竣工検査)	22
第65条	(甲による本件工事対象施設の竣工確認)	22
第66条	(甲による本施設の竣工確認通知)	23
第67条	(工期の変更)	23
第68条	(工事の中止)	24
第69条	(工期の変更に伴う費用負担等)	24
第70条	(第三者に発生した損害等)	24
第71条	(不可抗力による損害)	24
第72条	(本件新設工事対象施設の引渡手続)	25
第73条	(本件改修工事対象施設の引渡手続)	25
第74条	(引渡し等の遅延)	25
第75条	(瑕疵担保)	26
第5章	医療機器等及び関連備品調達業務	27
第76条	(医療機器等及び関連備品調達業務の実施)	27
第77条	(医療機器等及び関連備品調達業務の第三者による実施)	27
第78条	(医療機器等及び関連備品調達業務の統括責任者等の通知等)	27
第79条	(医療機器等及び関連備品の選定等)	28
第80条	(医療機器等の変更に伴う費用負担)	28
第81条	(医療機器等及び関連備品の調達及び設置)	28
第82条	(医療機器等及び関連備品調達業務に係る日報・月報の提出)	29
第83条	(医療機器等及び関連備品調達関連業務に係る年度総括書の提出)	29
第84条	(瑕疵担保責任)	29
第85条	(引継)	30
第6章	医薬品・診療材料等調達業務	30
第86条	(医薬品・診療材料等調達業務の実施)	30
第87条	(医薬品・診療材料等調達業務の第三者による実施)	30
第88条	(医薬品・診療材料等調達業務の統括責任者等の通知等)	30
第89条	(年度医薬品・診療材料等調達業務計画書の作成等)	31
第90条	(医薬品・診療材料等調達業務に係る日報・月報の提出)	31
第91条	(医薬品・診療材料等調達業務に係る年度総括書の提出)	31
第92条	(医薬品・診療材料等調達予定リスト作成業務)	31
第93条	(医薬品・診療材料等ベンチマークの設定等)	32

第94条	(医薬品・診療材料等の調達及び納品)	32
第95条	(確認後の医薬品・診療材料等の変更)	33
第96条	(瑕疵担保責任)	33
第97条	(医薬品の管理に係る特則)	34
第7章	病院運營業務	34
第1節	病院運營業務開始前準備及び病院運營業務実施体制の整備	34
第98条	(病院運營業務の統責任者等の通知等)	34
第99条	(病院運營業務開始準備)	34
第100条	(習熟訓練)	35
第101条	(本件病院施設完成後の保険)	35
第102条	(本件病院施設の運営開始日の遅延)	35
第2節	病院運營業務の実施	36
第103条	(病院運營業務の実施)	36
第104条	(第三者に対する委託)	36
第105条	(病院運営計画書の提出)	37
第106条	(病院運營業務に係る日報・月報の提出)	37
第107条	(病院運營業務に係る年度総括書の提出)	37
第108条	(運営・維持管理期間中におけるその他書類の提出)	38
第109条	(場所の貸与)	38
第110条	(利便施設運営管理業務に係る特則)	38
第111条	(臨機の措置)	39
第112条	(甲又は乙に発生した損害等)	39
第113条	(第三者に発生した損害等)	40
第8章	施設維持管理業務	40
第114条	(施設維持管理業務の実施)	40
第115条	(施設維持管理業務の第三者による実施)	40
第116条	(施設維持管理業務の統括責任者等の通知等)	41
第117条	(施設設備維持管理計画書の提出)	41
第118条	(修繕計画書の提出)	42
第119条	(施設維持管理業務に係る日報・月報の提出)	42
第120条	(施設維持管理業務に係る年度総括書の提出)	42
第121条	(法令に基づく調査・検査)	43
第122条	(警備業務の特則)	43
第9章	モニタリングの実施	43
第123条	(セルフモニタリング実施計画書の提出, モニタリング実施計画書の策定)	43
第124条	(病院運營業務等のモニタリングの実施)	43

第 10 章 サービスの対価	44
第125条 (サービス対価の支払)	44
第126条 (設計・施工期間中の支払のための出来形確認)	44
第127条 (サービス対価の改定)	44
第128条 (サービス対価の減額)	44
第129条 (サービス対価の返還)	45
第 11 章 業務等に関する変更等	45
第130条 (要求水準書の変更)	45
第131条 (業務仕様書等の変更)	45
第 12 章 表明及び保証等	45
第132条 (事実の表明及び保証)	45
第133条 (乙による約束)	47
第134条 (甲による約束)	50
第 13 章 契約期間及び契約の終了	51
第135条 (契約期間)	51
第136条 (乙の債務不履行による契約解除)	51
第137条 (甲の債務不履行による契約解除)	52
第138条 (甲の任意による契約解除)	52
第139条 (違約金)	52
第140条 (新館引渡し前の解除の効力)	53
第141条 (病院施設等整備完了日後の解除の効力)	54
第142条 (新館引渡日後病院施設等整備完了日前の解除の効力)	55
第143条 (期間満了による契約の終了)	55
第144条 (保全義務)	56
第145条 (関係書類の引渡し等)	56
第 14 章 損害賠償等	56
第146条 (遅延利息)	56
第147条 (損害賠償)	57
第 15 章 法令変更	57
第148条 (通知等)	57
第149条 (協議及び増加費用の負担等)	57
第150条 (法令変更等による契約の終了)	58
第 16 章 不可抗力	58
第151条 (通知の付与)	58
第152条 (協議及び損害額の負担等)	58
第153条 (不可抗力への対応)	59

第154条	(不可抗力による契約の終了)	59
第17章	協議会等の設置	59
第155条	(会議への出席及びモニタリング委員会の設置)	59
第156条	(係争調整会議)	59
第18章	著作権等	60
第157条	(著作権等の帰属)	60
第158条	(著作権の譲渡等)	60
第159条	(著作権等の譲渡禁止)	61
第160条	(第三者の知的財産権等の侵害)	61
第161条	(工業所有権)	61
第19章	その他	61
第162条	(公租公課の負担)	61
第163条	(金融機関との協議)	61
第164条	(計算書類等の提出)	62
第165条	(秘密保持・個人情報保護等)	62
第166条	(契約上の地位の譲渡)	62
第167条	(地方独立行政法人への移行等)	63
第168条	(乙の兼業禁止)	63
第169条	(監査・会計検査等への協力)	63
第170条	(見学者対応等)	63
第171条	(管轄裁判所)	63
第172条	(疑義に関する協議)	64
第173条	(その他)	64
別紙1	契約金額の内訳(頭書関係)	65
別紙2	用語の定義集(第1条関係)	66
別紙3	日程表(第3条, 第41条, 第42条関係)	76
別紙4	設計業務にかかる提出書類(第36条)	77
別紙5	設計図書等一覧(第41条関係)	78
別紙6	本件土地(第42条関係)	79
別紙7	行政財産無償貸付契約書(案)(第42条関係)	80
別紙8	工事監理業務に係る提出書類(第50条)	85
別紙9	建設業務に係る提出書類(第54条)	86
別紙10	乙が加入すべき保険等(第55条, 第101条関係)	87
別紙11	竣工図書(第72条, 第73条関係)	89
別紙12	瑕疵担保に係る保証書の様式(第75条関係)	90
別紙13	サービス対価の算定及び支払方法(第124条から第126条, 第141条関係)	92

別紙 14	サービス対価の改定（第 127 条関係）	104
別紙 15	モニタリングの実施とサービス対価の減額等（第 123 条，第 124 条，第 136 条，第 155 条関係）	109
別紙 16	要求水準書の変更手続（第 130 条関係）	119
別紙 17	業務仕様書及び業務マニュアルの変更手続（第 131 条関係）	122
別紙 18	法令変更等による増加費用の負担割合（第 69 条，第 93 条，第 111 条，第 112 条，第 130 条，第 149 条，第 150 条関係）	125
別紙 19	不可抗力による損害等の負担割合（第 69 条，第 71 条，第 93 条，第 111 条，第 112 条，第 130 条，第 152 条，第 154 条関係）	126
別紙 20	個人情報取扱特記事項（第 165 条関係）	127

京都市立病院整備運営事業 事業契約書

- 1 件 名 京都市立病院整備運営事業
- 2 事業場所 京都市中京区壬生東高田町1番地の2
- 3 契約金額 金●円
(うち消費税及び地方消費税額 金●円)
ただし、内訳については、別紙1に示すとおりとする。
- 4 契約期間 本契約の締結の日から平成40年3月31日まで
- 5 契約保証金 第5条に定めるとおり
- 6 支払条件 本契約書中に記載のとおり

上記事業について、京都市（以下「甲」という。）及び●（以下「乙」という。）は、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって事業契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、各当事者が記名押印のうえ、各自その原本1通を所持する。

平成 年 月 日

甲 : 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
京都市
代表者 京都市長 門 川 大 作

乙 : ●●
●株式会社
代表取締役 ●

第1章 総 則

(本契約の目的及び解釈)

- 第1条** 本契約は、本事業における当事者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な合意事項について定めることを目的とする。
- 2 別段の定めがある場合を除き、本契約において用いる用語は、別紙2において定める意味を有するものとする。
 - 3 本契約における各条項の見出しは、参照の便宜のためのものであり、本契約の各条項の解釈に影響を与えないものとする。
 - 4 本契約は、本契約の規定の文言のほか、実施方針、入札説明書等、要求水準書及び事業者提案を総合的にしん酌し、本契約の締結の目的、趣旨に照らして、合理的かつ合目的に解釈されなければならないものとする。

(公共性、経済性及び民間の趣旨の尊重)

- 第2条** 乙は、本件病院施設等が、自治体病院としての公共性と公営企業としての経済性が求められることを十分理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重するものとする。
- 2 甲は、本事業が民間事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(本事業の概要)

- 第3条** 本事業は、全体マネジメント業務、病院施設等整備業務、病院運營業務、施設維持管理業務及び調達業務その他これらに付随し関連する一切の業務及びこれらの業務実施に係る資金調達から構成される。
- 2 乙は、本契約、要求水準書、入札説明書等及び事業者提案に従い、日本国の法令を遵守し、善良なる管理者の注意義務をもって、本事業を遂行しなければならない。
 - 3 乙は、別紙3に定める日程に従って本事業を実施するものとする。

(乙に対する支払)

- 第4条** 甲は、本契約に定めるところにより、サービス対価を乙に支払う。
- 2 甲は、本契約に基づいて生じた乙に対する債権債務を法令の範囲内において対当額で相殺することができる。

(契約の保証)

- 第5条** 乙は、次項各号の期間の開始日までに（但し、次項第（1）号については、本契約締結後速やかに）、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

ただし、第6号の場合においては、当該履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。第7号の場合においては、当該保証契約に係る銀行、金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の、第8号の場合においては、当該履行保証保険契約に係る保険会社の異議なき承諾でかつ確定日付のある書面による債務者対抗要件及び第三者対抗要件を具備しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 国債又は地方債の提供
 - (3) 政府の保証のある債券の提供
 - (4) 銀行、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会が発行する債券
 - (5) 本契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証
 - (6) 甲を被保険者とする履行保証保険契約の締結
 - (7) 乙が、建設協力企業をして、当該建設協力企業の債務不履行により乙に生ずる損害金の支払を保証する保証委託契約を銀行、甲が確実と認める金融機関又は保証事業会社との間で締結させ、乙が自己の費用において当該保証契約に基づき乙が有する保証金支払請求権のうえに、第139条第1項に規定された乙の甲に対する違約金支払債務を被担保債権とする質権を甲のために設定すること
 - (8) 協力企業の全部又は一部が、乙を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、乙が自己の費用において当該履行保証保険契約に基づき乙が有する保険金請求権のうえに、第139条第1項に規定された乙の甲に対する違約金支払債務を被担保債権とする質権を甲のために設定すること
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、次の各号の期間に応じ、当該各号に定める金額以上としなければならない。
- (1) 本契約締結日から新館引渡し日まで
別紙1の施設整備費相当額の100の30に相当する額。
 - (2) 病院施設等整備完了日の翌日から病院運営業務等終了日まで
運営・維持管理業務開始日から1年間の全体マネジメント業務、病院運営業務及び施設維持管理業務に係るサービス対価の100分の10に相当する額の合計額
 - (3) 新館引渡し日の翌日から病院施設等整備完了日まで
前2号の額を合算した額。ただし、乙が甲に本件新設工事対象施設又は本件改修工事対象施設を引き渡したときは、当該当該引渡し済み本件新設工事対象施設又は本件改修工事対象施設に相当する工事費相当額を控除する。

- 3 第1項の規定により、乙が同項第2号から第5号に掲げる保証を付したときは当該保証は契約保証金に代わる担保（当該担保の価値は、第2号の債券にあっては額面金額とし、第3号及び第4号の債券にあっては額面金額（発行価格が額面金額と異なるときは、発行価格）の10分の8をもって換算した額とし、第5号の規定による担保の価値は、その保証する金額とする。）の提供として行われたものとし、同項第6号から第8号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除する。
- 4 第2項各号に定めるサービス対価の金額に著しい変更があった場合には、保証の額が変更後のサービス対価を基準として当該各号に従い算定された金額に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

（許認可及び届出等）

- 第6条** 本契約に基づく義務を履行するために必要となる一切の許認可は、乙が自己の責任及び費用により取得するものとする。また、乙が本契約に基づく義務を履行するために必要となる一切の届出及び報告は、乙がその責任において作成し、提出するものとする。ただし、甲が許認可の取得又は届出をする必要がある場合には、甲が必要な措置を講ずるものとし、当該措置について乙の協力を求めた場合には、乙はこれに応じるものとする。
- 2 甲は、乙が甲に対して書面により要請した場合、乙による許認可の取得について、法令の範囲内において必要に応じて協力するものとする。
 - 3 乙は、第1項ただし書に定める場合を除き、本契約に基づく義務の履行に必要な許認可の取得、維持に関する責任及び損害（許認可取得の遅延から生じる増加費用を含む。以下、本条において同じ。）を負担するものとし、その遅延が当該許認可権限を有する者の責めに帰すべき事由による場合には、甲及び乙の間でその責任及び損害の負担について協議するものとする。
 - 4 甲が、その単独申請又は届出に係る許認可の取得又は届出若しくは報告を遅延した場合又は甲が第2項の協力を怠ったことにより乙が申請すべき許認可の取得又は届出若しくは報告が遅延した場合、甲は、乙に対し、当該遅延により乙に生じた損害を賠償する。
 - 5 乙は、本件事業の実施に係る許認可の取得に関する書類を作成し、提出したものについては、その写しを保存するものとし、事業期間終了時に甲に提出するものとする。
 - 6 乙は、本件事業の実施に係る許認可の原本を保管し、甲の要請があった場合には原本を提示し、又は原本証明付の写しを甲に提出するものとする。

（乙の資金調達）

- 第7条** 本事業の実施に関連する一切の費用は、本契約において甲が負担する費用を除

き、すべて乙が負担する。

- 2 本事業に関する乙の資金調達は、すべて乙が自己の責任及び費用において行うものとする。ただし、甲の協力が必要な場合、甲は可能な限りその協力を行うものとする。

(起債・補助金申請への協力)

第8条 乙は、甲による本事業に係る起債又は補助金の申請について、書類作成等への協力を行う。

- 2 乙の責に帰すべき事由により、乙が前項の規定に従い作成又は作成に協力すべき書類の提出を遅延した場合、乙は、甲に対し、当該遅延により甲に生じた損害を賠償するものとする。
- 3 前項の場合を除き、甲が行う本事業に係る起債又は補助金申請に関して損害が発生した場合の責任は、甲が負うものとする。

(優先関係)

第9条 本契約、要求水準書、入札説明書等及び事業者提案の記載内容に矛盾又は齟齬がある場合は、この順に優先して適用されるものとする。

- 2 入札説明書等の各書類間で疑義が生じた場合は、甲及び乙の間において協議のうえ、かかる記載内容に関する事項を決定するものとする。
- 3 事業者提案と要求水準書の内容に差異があり、事業者提案に記載された性能又は水準が、要求水準書に記載された性能又は水準を上回るときは、第1項の規定にかかわらず、その限度において事業者提案の記載が要求水準書の記載に優先するものとする。

(責任の負担)

第10条 乙は、本契約に別段の定めのある場合を除き、本事業実施に係る一切の責任を負うものとする。

- 2 本契約に別段の定めのある場合を除き、乙の本事業実施に関する甲による請求、勧告、通知、確認、承認、承諾若しくは立会い又は乙から甲に対する報告、通知若しくは説明を理由として、乙は、いかなる本契約上の乙の責任をも免れず、当該請求、勧告、通知、確認、承認、承諾若しくは立会い又は報告、通知若しくは説明を理由として、甲は何ら責任を負担しない。

第2章 全体マネジメント業務

第1節 総則

(マネジメント業務責任者)

第11条 乙は、本契約締結後速やかに、要求水準書及び事業者提案に従い、マネジメント業務責任者を配置し、配置後速やかに、氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。

- 2 乙は、事業期間中、マネジメント業務責任者を配置しなければならない。
- 3 乙は、甲の事前の書面による承諾を得て、第1項に基づき甲に通知したマネジメント業務責任者を変更することができる。マネジメント業務責任者を変更する場合は、後任のマネジメント業務責任者が円滑に全体マネジメント業務を開始することが可能となるよう、十分な引継期間を設けることを要する。ただし、乙は、運営・維持管理業務開始日後2年が経過する日まで、マネジメント業務責任者を変更しないよう努めるものとする。
- 4 甲は、第1項に基づき乙から通知がなされたマネジメント業務責任者の変更を希望するときは、その理由を明らかにして乙に申し出ることができる。この場合、甲と乙は、マネジメント業務責任者の変更に関し協議を行う。
- 5 マネジメント業務責任者は、プロジェクトマネジメント業務担当者、個別業務統括業務担当者、経営支援業務担当者又は病院施設等整備業務、調達業務、病院運営業務及び施設維持管理業務の統括責任者若しくは業務担当者を兼務してはならない。

(全体マネジメント業務計画書の提出)

第12条 乙は、要求水準書及び事業者提案に基づき、本契約締結後遅滞なく、全体マネジメント業務の実施体制等について記載した甲が合理的に満足する様式及び内容の全体マネジメント業務計画書（仕様及び業務マニュアルを含む。）を作成し、甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。

- 2 甲は、全体マネジメント業務計画書に関して意見を述べることができ、乙はかかる意見を尊重し、必要に応じて全体マネジメント業務計画書の見直しを行わなければならない。
- 3 乙が、全体マネジメント業務計画書の内容を変更しようとする場合は、遅滞なく甲と協議し、あらかじめ甲の確認を受けなければならない。

第2節 経営支援業務

(経営支援業務)

第13条 乙は、甲に対し、本契約、要求水準書及び事業者提案に従って、自ら又は経営支援業務協力企業をして、経営支援業務を実施し又は実施させる。

(経営支援業務の第三者による実施)

第14条 乙は、経営支援業務を実施する経営支援業務協力企業を変更又は追加してはならない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合であって、甲の事前の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

2 乙は、経営支援業務協力企業が協力企業等に対し、経営支援業務の全部又は一部を委託し又は請け負わせないようにしなければならない。また、乙は、経営支援業務協力企業が協力企業等以外の第三者に経営支援業務の全部又は主たる部分を委託し又は請け負わせないようにしなければならない。

3 経営支援業務実施に関する経営支援業務協力企業その他第三者の使用は、すべて乙の責任において行うものとし、経営支援業務協力企業その他経営支援業務の実施に関して乙又は経営支援業務協力企業が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由とみなして、乙が責任を負う。

(経営支援業務担当者の通知等)

第15条 乙は、本契約締結後速やかに、要求水準書及び事業者提案に従い、経営支援業務担当者を配置し、配置後速やかに、氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。

2 乙は、甲の事前の書面による承諾を得て、前項に基づき甲に通知した経営支援業務担当者を変更することができる。経営支援業務担当者を変更する場合は、後任の経営支援業務担当者が円滑に経営支援業務を開始することが可能となるよう、十分な引継期間を設けることを要する。

3 甲は、第1項に基づき乙から通知がなされた経営支援業務担当者の変更を希望するときは、その理由を明らかにして乙に申し出ることができる。この場合、甲と乙は、経営支援業務担当者の変更に関し協議を行う。

(年度経営支援業務計画書等の提出)

第16条 乙は、事業期間中、各事業年度に、要求水準書及び事業者提案に基づき、甲が合理的に満足する様式及び内容の年度経営支援業務計画書を作成し、当該事業年度が開始する30日前まで(ただし、本契約締結日の属する事業年度については本契約締結後速やか)に甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。

2 甲は、年度経営支援業務計画書に関して意見を述べることができ、乙はかかる意見を尊重し、必要に応じて年度経営支援業務計画書の見直しを行わなければならない。

3 乙が、年度経営支援業務計画書の内容を変更しようとする場合は、遅滞なく甲と協議し、あらかじめ甲の確認を受けなければならない。

(経営支援業務に係る日報・月報の提出)

第17条 乙は、事業期間中、要求水準書に基づき、経営支援業務の実施状況及び要求水準書に規定されるその他の事項を記載した甲が合理的に満足する様式及び内容の経営支援業務に係る日報を作成及び保管し、甲の閲覧に供しなければならない。

2 乙は、事業期間中、要求水準書に基づき、毎月、当該月の翌月の7日（当日が閉庁日の場合は、その直後の開庁日とする。）までに、前項の日報に基づき、経営支援業務の実施状況及び要求水準書に規定されるその他の事項を記載した甲が合理的に満足する様式及び内容の経営支援業務に係る月報を作成し、甲に提出しなければならない。

(経営支援業務に係る年度総括書及び最終報告書の提出)

第18条 乙は、事業期間中、要求水準書に基づき、毎事業年度終了後3箇月以内に、第16条第1項に規定する年度経営支援業務計画書に対応するものとして甲が合理的に満足する様式及び内容の経営支援業務に係る年度総括書を作成し、甲に提出しなければならない。

第3節 プロジェクトマネジメント業務

(プロジェクトマネジメント業務)

第19条 乙は、甲に対し、本契約、要求水準書及び事業者提案に従って、自ら又はプロジェクトマネジメント業務協力企業をして、プロジェクトマネジメント業務を実施し又は実施させる。

(プロジェクトマネジメント業務の第三者による実施)

第20条 乙は、プロジェクトマネジメント業務を実施するプロジェクトマネジメント業務協力企業を変更又は追加してはならない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合であって、甲の事前の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

2 乙は、プロジェクトマネジメント業務協力企業が協力企業等に対し、プロジェクトマネジメント業務の全部又は一部を委託し又は請け負わせないようにしなければならない。また、乙は、プロジェクトマネジメント業務協力企業が協力企業等以外の第三者にプロジェクトマネジメント業務の全部又は主たる部分を委託し又は請け負わせないようにしなければならない。

3 プロジェクトマネジメント業務実施に関するプロジェクトマネジメント業務協力企業その他第三者の使用は、すべて乙の責任において行うものとし、プロジェクトマネジメント業務協力企業その他プロジェクトマネジメント業務の実施に関して乙又はプロジェクトマネジメント業務協力企業が使用する一切の第三者の責めに帰すべ

き事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由とみなして、乙が責任を負う。

(プロジェクトマネジメント業務担当者の通知等)

第21条 乙は、本契約締結後速やかに、要求水準書及び事業者提案に従い、プロジェクトマネジメント業務担当者を配置し、配置後速やかに、氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。

2 乙は、甲の事前の書面による承諾を得て、前項に基づき甲に通知したプロジェクトマネジメント業務担当者を変更することができる。プロジェクトマネジメント業務担当者を変更する場合は、後任のプロジェクトマネジメント業務担当者が円滑にプロジェクトマネジメント業務を行うことが可能となるよう、十分な引継期間を設けることを要する。

3 甲は、第1項に基づき乙から通知がなされたプロジェクトマネジメント業務担当者の変更を希望するときは、その理由を明らかにして乙に申し出ることができる。この場合、甲と乙は、プロジェクトマネジメント業務担当者の変更に関し協議を行う。

(事業スケジュールの提出)

第22条 乙は、本契約締結後速やかに、要求水準書及び事業者提案に基づき、甲が合理的に満足する様式及び内容による病院施設等全面供用開始日までの事業スケジュールを作成し、甲に提出のうえ、甲の確認を受けなければならない。

2 甲は、事業スケジュールに関して意見を述べることができ、乙はかかる意見を尊重し、必要に応じて事業スケジュールの見直しを行わなければならない。

3 乙が、事業スケジュールの内容を変更しようとする場合は、遅滞なく甲と協議し、あらかじめ甲の確認を受けなければならない。

(引越しに関する支援業務)

第23条 乙は、病院施設等整備業務の遂行により必要となる新館への引越しその他の引越作業に関し作業計画及びスケジュールを作成し、甲の確認を受けるものとする。乙は、当該計画及びスケジュールの内容について病院職員に周知するなど、円滑な引越しのため甲に合理的な範囲で協力するものとする。

(運営前リハーサル支援業務)

第24条 甲は、新館の引渡日から運営・維持管理業務開始日の前日までの間、適宜リハーサルを行う。

2 乙は、要求水準書及び事業者提案に基づき、甲が行うリハーサルに合理的な範囲で協力しなければならない。

(プロジェクトマネジメント業務に係る日報・月報の提出)

第25条 乙は、事業期間中、要求水準書に基づき、プロジェクトマネジメント業務の実施状況及び要求水準書に規定されるその他の事項を記載した甲が合理的に満足する様式及び内容のプロジェクトマネジメント業務に係る日報を作成及び保管し、甲の閲覧に供しなければならない。

2 乙は、事業期間中、要求水準書に基づき、毎月、当該月の翌月の7日（当日が閉庁日の場合は、その直後の開庁日とする。）までに、前項の日報に基づき、プロジェクトマネジメント業務の実施状況及び要求水準書に規定されるその他の事項を記載した甲が合理的に満足する様式及び内容のプロジェクトマネジメント業務に係る月報を作成し、甲に提出しなければならない。

(プロジェクトマネジメント業務に係る年度総括書及び最終報告書の提出)

第26条 乙は、事業期間中、要求水準書に基づき、毎事業年度終了後3箇月以内に、甲が合理的に満足する様式及び内容のプロジェクトマネジメント業務に係る年度総括書を作成し、甲に提出しなければならない。

第4節 個別業務統括業務

(個別業務統括業務)

第27条 乙は、事業期間中、本契約、要求水準書及び事業者提案に従って、自ら又は個別業務統括業務協力企業をして、個別業務統括業務を実施し又は実施させる。

(個別業務統括業務の第三者による実施)

第28条 乙は、個別業務統括業務を実施する個別業務統括業務協力企業を変更又は追加してはならない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合であって、甲の事前の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

2 乙は、個別業務統括業務協力企業が協力企業等に対し、乙から受託し又は請け負った個別業務統括業務の全部又は一部を委託し又は請け負わせないようにしなければならない。また、乙は、個別業務統括業務協力企業が協力企業等以外の第三者に乙から受託し又は請け負った個別業務統括業務の全部又は主たる部分を委託し又は請け負わせないようにしなければならない。

3 個別業務統括業務実施に関する個別業務統括業務協力企業その他第三者の使用は、すべて乙の責任において行うものとし、個別業務統括業務協力企業その他個別業務統括業務の実施に関して乙又は個別業務統括業務協力企業が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由とみなして、乙が責任を負う。

(個別業務統括業務担当者の通知等)

第29条 乙は、本契約締結後速やかに、要求水準書及び事業者提案に従い、個別業務統括担当者を配置し、配置後速やかに、氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。

2 乙は、個別業務統括業務の対象となる病院施設等整備業務、調達業務、病院運営業務及び施設維持管理業務が実施されている期間中、それぞれ各業務の個別業務に対応する個別業務統括業務担当者を配置しなければならない。また、その他要求水準書及び事業者提案に従い乙が本業務の遂行に有益と判断する個別業務統括担当者を配置するものとする。

3 乙は、甲の事前の書面による承諾を得て、第1項に基づき甲に通知した個別業務統括担当者を変更することができる。個別業務統括業務担当者を変更する場合は、後任の個別業務統括業務担当者が円滑に個別業務統括業務を行うことが可能となるよう、十分な引継期間を設けることを要する。

4 甲は、第1項に基づき乙から通知がなされた個別業務統括担当者の変更を希望するときは、その理由を明らかにして乙に申し出ることができる。この場合、甲と乙は、個別業務統括担当者の変更に関し協議を行う。

5 個別業務統括担当者は、病院施設等整備業務、調達業務、病院運営業務及び施設維持管理業務の業務統括責任者及び業務担当者を兼務してはならない。

(個別業務統括業務に係る日報・月報の提出)

第30条 乙は、事業期間中、要求水準書に基づき、個別業務統括業務の実施状況及び要求水準書に規定されるその他の事項を記載した甲が合理的に満足する様式及び内容の個別業務統括業務に係る日報を作成及び保管し、甲の閲覧に供しなければならない。

2 乙は、事業期間中、要求水準書に基づき、毎月、当該月の翌月の7日(当日が閉庁日の場合は、その直後の開庁日とする。)までに、前項の日報に基づき、個別業務統括業務の実施状況及び要求水準書に規定されるその他の事項を記載した甲が合理的に満足する様式及び内容の個別業務統括業務に係る月報を作成し、甲に提出しなければならない。

(個別業務統括業務に係る年度総括書の提出)

第31条 乙は、事業期間中、要求水準書に基づき、毎事業年度終了後3箇月以内に、甲が合理的に満足する様式及び内容の個別業務統括業務に係る年度総括書を作成し、甲に提出しなければならない。

第3章 病院施設等整備業務(施設整備に係る設計)

(設計業務の実施)

第32条 乙は、本契約締結後速やかに、設計協力企業をして、本契約、要求水準書及び事業者提案に従って、本件工事対象施設の設計業務を実施させる。

(設計業務の第三者による実施)

第33条 乙は、設計協力企業を変更又は追加してはならない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合であって、甲の事前の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

- 2 乙は、設計協力企業が第三者に本件工事対象施設の設計業務の全部又は主たる部分を委託し又は請け負わせないようにしなければならない。
- 3 本件工事対象施設の設計業務実施に関する設計協力企業その他第三者の使用は、すべて乙の責任において行うものとし、設計協力企業その他設計業務の実施に関して乙又は設計協力企業が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由とみなして、乙が責任を負う。

(関連行政手続等)

第34条 乙は、自己の責任により、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）による確認申請等本事業の実施のため必要な法令に定める手続を行わなければならない。

- 2 乙は、前項に定める手続の実施については、甲に事前説明及び事後報告を行わなければならない。

(設計業務管理技術者、主任技術者の通知等)

第35条 乙は、本契約締結後速やかに、要求水準書及び事業者提案に従い、設計業務に係る管理技術者及び主任技術者をそれぞれ配置し、配置後速やかに、氏名その他必要な事項を甲に通知する。

- 2 乙は、設計・施工期間中、設計業務に係る管理技術者及び主任技術者をそれぞれ配置しなければならない。
- 3 乙は、設計・施工期間中、第 1 項に基づき通知した管理技術者及び主任技術者を変更できないものとする。ただし、病気、退職等やむを得ない事情が生じた場合であって、甲の事前の書面による承諾を得た場合及び死亡した場合はこの限りではない。
- 4 甲は、第 1 項の規定により通知がなされた管理技術者又は主任技術者の変更を希望するときは、その理由を明らかにして乙に申し出ることができる。この場合、甲と乙は、設計業務に係る管理技術者又は主任技術者の変更に関し協議を行う。
- 5 乙は、本契約締結後速やかに、要求水準書及び事業者提案に従い、設計担当者の一覧及び設計体制表を作成し、甲に提出し、その確認を受けなければならない。その内容を変更するときも同様とする。

(設計業務に係る各種書類の作成及び提出)

第36条 乙は、要求水準書及び事業者提案に従って、本件工事対象施設の設計に係る設計業務計画書、設計工程表その他別紙4に規定する書類を作成し、それぞれ別紙4に定める時期までに甲に提出のうえ、その確認を受けなければならない。

2 前項の書面の提出後に当該書面の修正が必要となった場合、乙は、適宜当該書面の修正を行い、修正内容を甲に報告し、甲の確認を受ける。

(設計業務の進捗状況の確認)

第37条 乙は、甲に対し、毎月1回以上、設計業務の進捗状況の説明及び報告を行わなければならない。

2 甲は、本件工事対象施設が本契約、要求水準書、入札説明書等、事業者提案及び設計工程表に基づき設計されていることを確認するため、乙に対し事前に通知した上で、本件工事対象施設の設計状況その他の事項について説明を求め、書類の提出等を求めることができる。

3 乙は、前項に規定する設計状況その他の事項についての説明及び甲による確認の実施につき、甲に対して協力し便宜を図るものとする。また、設計協力企業をして、甲に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせるものとする。

4 甲は、前3項の規定に基づく説明、書類の提出等又は報告を受けたときは、それらの内容を検討し、指摘すべき事項があると認める場合には、乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従わなければならない。

(乙による事業者提案又は設計の変更)

第38条 乙は、あらかじめ甲の承諾を得た場合を除き、事業者提案又は設計図書の変更を行うことはできない。

2 前項の規定に従い乙が甲の承諾を得て事業者提案又は設計図書の変更を行う場合において、当該変更により乙に増加費用が発生したときは、乙が当該増加費用を負担するものとし、費用の減少が生じたときは協議により施設整備業務費相当額の支払額を減額するものとする。

(甲の指示による事業者提案又は設計の変更)

第39条 甲は、乙に対し、事業者提案又は設計図書の変更が必要であると認めるときは、事業者提案の趣旨を逸脱しない範囲で、乙に対して事業者提案又は設計図書の変更内容を記載した書面を通知し、事業者提案又は設計図書の変更を求めることができる。この場合、乙は、当該書面を受領した日から14日以内にその事業者提案又は設計図書の変更の可否を甲に対して書面により通知しなければならない。甲は、当該通知を受領した日から7日以内に、事業者提案又は設計図書の変更の可否を決定し、乙に通

知する。乙は、かかる甲の決定に従うものとする。

- 2 前項の規定に基づき、乙が事業者提案又は設計図書の変更を行う場合において、当該変更により乙に増加費用が生じたときは、当該変更が乙の責めに帰すべき事由による場合を除き、甲が当該費用を合理的な範囲で負担するものとし、費用の減少が生じたときは施設整備業務費相当額の支払額を減額する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、基本設計完了前に甲の要求により入札説明書等及び事業者提案に基づく設計条件の主旨を損なう又は工期の変更を伴う設計条件の変更を行う場合、甲と乙は、当該設計条件の変更に係る本件工事対象施設の施設整備業務費相当額の調整に関する協議を行い、当該調整後の費用が調整前の費用を超えるときは、甲は、乙に対し、超過部分の費用を、本件工事対象施設の施設整備業務費相当額に加算して支払う。

(法令変更等による設計変更等)

第40条 建築基準法、消防法（昭和23年法律第186号）、医療法（昭和23年法律第205号）等の法令制度の新設又は改正等により、事業者提案若しくは設計図書又は本件工事の変更が必要となった場合、乙は甲に対し、事業者提案若しくは設計図書又は本件工事の変更の承諾を求めることができ、甲は、必要かつ相当と判断したときはこれを承諾する。

- 2 各本件工事対象施設の竣工までに、入札説明書等に明示されていない本件土地又は本件工事対象施設の瑕疵（本件土地の地中に存する建物等の基礎及び杭等で本件工事対象施設の建設に支障を来すものを含む。）に起因して、事業者提案若しくは設計図書又は本件工事の変更が必要となった場合、乙は甲に対し事業者提案若しくは設計図書又は本件工事の変更の承諾を求めることができ、甲は、必要かつ相当と判断したときはこれを承諾する。
- 3 第1項又は第2項に基づく変更起因する設計、本件工事、工事監理、運営及び資金調達に係る乙の費用が増加したときは、当該変更が乙の責めに帰すべき事由による場合を除き、甲が当該費用を合理的な範囲で負担するものとし、費用の減少が生じたときは施設整備業務費相当額の支払額を減額する。

(設計図書の提出)

第41条 乙は、基本設計及び実施設計の完了後遅滞なく、別紙5に規定する設計図書をそれぞれ甲に提出し、設計協力企業をして、設計図書の内容を説明させなければならない。設計図書の変更を行う場合も同様とする。

- 2 前項の場合における設計図書の提出は、別紙3の日程表に従うものとする。
- 3 甲は、第1項に基づき提出された設計図書が本契約、要求水準書、入札説明書等、事業者提案若しくは甲と乙の設計打ち合わせにおいて合意された事項に従っていない

い、又は提出された設計図書では、本契約、要求水準書、入札説明書等、事業者提案若しくは甲と乙の設計打合せにおいて合意された事項において要求される仕様を満たさないと判断する場合には、乙と協議のうえ、乙の負担において修正を求めることができる。甲は、かかる修正を求めない場合は、提出された設計図書の確認を乙に通知するものとする。

- 4 乙は、甲からの指摘（前項による甲の修正の求めを含む。）により、又は自ら設計に不備・不具合等を発見したときは、自らの負担において速やかに設計図書の修正を行い、修正点について甲に報告し、その確認を受けるものとする。設計の変更について不備・不具合を発見した場合も同様とする。
- 5 前項に規定する修正の結果、本件工事対象施設の引渡しが遅延した場合には、第74条第4項の規定を適用する。

第4章 病院施設等整備業務（施設整備に係る建設）

第1節 総則

（本件土地の貸付）

- 第42条** 甲は、別紙3に定められた本件工事着工予定日までに、乙が本事業を行うために支障のないよう別紙6の本件土地の権原を確保しなければならない。
- 2 甲及び乙は、本契約締結後速やかに、別紙7の様式による行政財産無償貸付契約を締結する。
 - 3 乙は、施工期間中、行政財産無償貸付契約の規定に従って、本件土地を本事業の履行の目的のために無償で使用することができる。なお、本件土地以外に乙が病院施設等整備業務の実施に必要な仮設及び資機材置場等を自己の費用と責任で確保することについては、これを妨げない。
 - 4 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって本件土地を使用し、また本事業の履行の目的以外の目的に本件土地を使用しない。

（建設に伴う各種調査）

- 第43条** 乙は、要求水準書及び事業者提案に従って、地質測量、敷地調査及び既存建物等の現況調査に係る業務を実施する。また、乙は、自らの責任及び費用負担において、本件工事対象施設の設計及び施工に必要な測量及び調査を実施するものとする。
- 2 乙は、要求水準書及び事業者提案に従って、本件改修工事に関して、建築基準法第12条に定められる特殊建築物（建築基準法第2条第2号に規定する特殊建築物をいう。）の報告、検査等に準じた調査及び検査（以下、前項の調査とあわせて「調査等」という。）を実施するものとする。

- 3 乙は、調査等を実施する場合は、当該調査等に着手する前に、本契約、要求水準書、入札説明書等及び事業者提案に従って、調査計画書を作成し、甲に提出しなければならない。また、調査等に係る一切の責任及び費用並びに当該調査の不備及び誤り等から生じる一切の責任及び費用は、乙の負担とする。
- 4 乙は、調査等を終了したときは、調査報告書を甲に提出しなければならない。
- 5 乙は、行政財産無償貸付契約に基づく本件土地の引渡し又は本件解体工事若しくは本件改修工事に先立って調査等を行う場合には、調査の日時及び概要をあらかじめ甲に連絡し、その承諾を得た上で調査等を行うことができる。
- 6 甲は、調査計画書又は調査報告書を受け必要があると判断したときは、乙に対し、調査等の内容及び方法その他当該報告又は記録等に合理的に関連する事項について、協議又は説明を求めることができる。
- 7 乙が調査等を行った結果、本件土地又は本件解体工事対象施設若しくは本件改修工事対象施設に関して、入札説明書等において明示されていない又は入札説明書等に明示されていた事実と異なる本件土地又は本件解体工事対象施設若しくは本件改修工事対象施設の瑕疵が存在し、乙が本契約及び要求水準書に従って本事業を実施することができない場合又は乙が本事業を実施することができても乙に著しい損害（増加費用を含む。以下同じ。）が発生することが判明した場合、乙は、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。これに起因して乙に損害が発生した場合、甲は、合理的な範囲における当該損害額を負担するものとする。また、これに起因して乙に費用の減少が生じた場合、甲及び乙は協議のうえ、施設整備業務費相当額を減額するものとする。
- 8 前項の場合、乙は、当該損害の発生を防ぎ、また拡大を低減するよう最大限努力しなければならない。

(近隣対応)

- 第44条** 乙は、要求水準書及び事業者提案に従って、本契約の締結日後適切な時期に、自己の責任及び費用において、本事業の概要、日程及び工事実施計画等（施設の配置、施工時期、施工方法等の計画をいい、解体撤去工事に係る計画を含む。以下、本条において「工事実施計画等」という。）の近隣説明を行い、了解を得るよう努めなければならない。甲は、必要と認める場合には、乙が行う説明に協力するものとする。
- 2 乙は、前項の説明に先立って、乙が実施しようとする説明の方法、時期及び内容について、甲に説明しなければならない。また、乙は、前項の説明の後、その内容及び結果を甲に報告しなければならない。
 - 3 甲は、前項の説明又は報告を受け、必要があると判断したときは、乙に対し、施工、近隣対応その他当該報告に合理的に関連する事項について、協議することを求めることができる。

- 4 乙は、自己の責任及び費用において、近隣住民との調整を行う。
- 5 乙は、甲の承諾を得ない限り、近隣住民との調整の不調を理由として、工事実施計画等の変更をすることはできない。この場合、甲は、乙が工事実施計画等を変更せず、更なる調整によっても近隣住民の了解が得られないことを明らかにした場合に限り、工事実施計画等の変更を承諾する。
- 6 近隣住民との調整の結果、本件工事対象施設の竣工の遅延が見込まれる場合、甲及び乙は、協議のうえ、速やかに本件工事対象施設の竣工予定日及び引渡予定日を変更することができる。
- 7 近隣調整の結果、乙に生じた費用（その結果、本件工事対象施設の竣工予定日及び引渡予定日に変更されたことによる増加費用も含む。）については、乙が負担するものとする。ただし、甲が設定した条件に直接起因するものについては、甲が負担する。
- 8 乙が本条の規定に基づき合理的な近隣調整を実施したにもかかわらず、当該近隣住民等の反対等により、本事業の実施が不可能若しくは著しく困難又は事業者提案の範囲を超える設計変更が必要となった場合には、甲は、乙と協議のうえ、本契約を解除することができる。かかる解除については、第 154 条の規定を適用する。

(周辺影響調査・対策業務)

- 第45条** 乙は、要求水準書及び事業者提案に従って、本事業に起因する騒音、振動、悪臭、粉塵、アスベスト、地盤沈下、地下水位低下、地下水、本件工事対象施設北側近隣への日影、本件病院から住民への視線、電波障害、ビル風その他本件工事が周辺環境に与える影響を調査、分析及び検討（以下本条において「周辺環境調査等」という。）し、適切な対策を講じるものとする。
- 2 乙は、前項の周辺環境調査等及び対策に先立って、乙が実施しようとする周辺環境調査等及び対策の方法、時期及び内容について近隣説明を行うとともに、甲に説明しなければならない。また、乙は、前項の周辺環境調査等及び対策の後、その内容及び結果を甲に報告しなければならない。
 - 3 甲は、前項の説明又は報告を受け、必要があると判断したときは、乙に対し、周辺影響対策その他当該報告又は確認に合理的に関連する事項について、協議することを求めることができる。
 - 4 第 1 項に規定する事項に関し近隣住民等からの要請又は苦情が発生した場合には、乙は、自ら当該住民等と折衝その他の対応をするものとし、本事業に支障をきたさぬよう対処しなければならない。乙は、当該対応の実施に当たっては、事前及び事後に、その内容及び結果を甲に報告するものとする。
 - 5 第 1 項の周辺環境調査等及び対策並びに前項の協議に要する費用は、乙が負担するものとする。また、乙は、第 1 項の周辺環境調査等及び対策の不備、誤謬等に起因する一切の追加費用を負担するものとする。ただし、甲が設定した条件に直接起因する

ものについては、甲が負担する。

(関連工事の調整)

第46条 施工期間中に関連工事が行われる場合、乙は、当該関連工事の円滑な施工に協力し、その施工に必要な調整を行うものとする。

2 甲は、甲が前項の関連工事を実施する場合には、事前に乙に通知した上で、乙又は建設協力企業の調整に従うものとし、甲が使用する第三者及びその使用人に関する一切の責任を負うものとする。ただし、乙又は建設協力企業の調整が不相当と認められるときには、甲が調整を行い、乙はこれに従うものとする。

第2節 工事監理業務

(工事監理業務の実施)

第47条 乙は、工事監理協力企業をして、本契約、要求水準書及び事業者提案に従って、本件工事に係る工事監理業務を実施させる。

(工事監理業務の第三者による実施)

第48条 乙は、工事監理協力企業を変更又は追加してはならない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合であって、甲の事前の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

2 乙は、工事監理協力企業が第三者に工事監理業務の全部又は主たる部分を委託し又は請け負わせないようにしなければならない。

3 工事監理業務実施に関する工事監理協力企業その他第三者の使用は、すべて乙の責任において行うものとし、工事監理協力企業その他工事監理業務の実施に関して乙又は工事監理協力企業が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由とみなして、乙が責任を負う。

(管理技術者等)

第49条 乙は、工事監理協力企業をして、本件工事着工前に、要求水準書及び事業者提案に従い、建築基準法第5条の4第2項に定める工事監理者である管理技術者及び工事監理業務に係る主任技術者を設置させるものとし、設置後速やかに甲に対して管理技術者及び主任技術者の氏名、その者の所属する企業名、保有する資格その他必要な事項を通知する。なお、工事監理業務と建設業務を同一の企業が実施することはできない。

2 乙は、施工期間中、第1項に基づき通知した管理技術者及び主任技術者を変更できないものとする。ただし、病気、死亡、退職等やむを得ない事情が生じた場合であっ

て甲の事前の書面による承諾を得た場合及び死亡した場合はこの限りではない。

- 3 甲は、第1項の規定により通知がなされた管理技術者又は主任技術者の変更を希望するときは、その理由を明らかにして乙に申し出ることができる。この場合、甲と乙は、管理技術者又は主任技術者の変更に関し協議を行う。
- 4 乙は第1項に基づき設置した管理技術者及び主任技術者をして、設計図書に従って工事監理業務を行わせるものとする。
- 5 乙は、管理技術者をして、乙を通じ毎月1回以上、工事監理の状況を甲に報告させる。
- 6 乙は、管理技術者をして、定期的に、甲による工事監理状況の確認を受けさせる。
- 7 乙は、前2項に加え、甲が要請したときは、管理技術者をして、本件工事の事前説明及び事後報告並びに本件工事現場での施工状況を速やかに報告させ、甲による確認を受けさせるものとする。
- 8 乙は、管理技術者及び主任技術者が前4項の行為を行う上で必要となる協力を行う。

(工事監理業務に係る各種書類の作成及び提出)

- 第50条** 乙は、要求水準書、事業者提案及び設計図書に従って、本件工事対象施設の工事監理に係る監理業務計画書、監理工程表その他別紙8に規定する書類を作成し、それぞれ別紙8に定める時期までに甲に提出のうえ、その確認を受けなければならない。
- 2 前項の書面の提出後に当該書面の修正が必要となった場合、乙は、適宜当該書面の修正を行い、修正内容を甲に報告し、甲の確認を受ける。

第3節 建設業務

(建設業務の実施)

- 第51条** 乙は、建設協力企業をして、本契約、要求水準書、事業者提案及び設計図書に従って、建設業務を実施させる。

(建設業務の第三者による実施)

- 第52条** 乙は、建設協力企業を変更又は追加してはならない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合であって、甲の事前の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。
- 2 乙は、建設業法(昭和24年法律第100号)第22条3項の承諾を与えてはならない。
 - 3 乙は、本件工事着工予定日までに、建設業法第24条の7及び要求水準書に基づく施工体制台帳及び施工体系図の写しを甲に提出し、確認を受けなければならない。その内容を変更するときも同様とする。
 - 4 建設業務実施に関する建設協力企業その他第三者の使用は、すべて乙の責任において行うものとし、建設業務実施に関して乙又は乙が使用する一切の第三者の責めに帰

すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由とみなして、乙が責任を負う。

(監理技術者又は主任技術者)

第53条 乙は、建設協力企業をして、本件工事着工前に、要求水準書及び事業者提案に従い、建設業法第26条に定める監理技術者又は主任技術者及び現場代理人を設置させるものとし、設置後速やかに甲に対して監理技術者又は主任技術者及び現場代理人の氏名、その者の所属する企業名、保有する資格その他必要な事項を通知し、甲の確認を受けなければならない。

2 乙は、施工期間中、第1項に基づき通知した監理技術者又は主任技術者及び現場代理人を変更できないものとする。ただし、病気、退職等やむを得ない事情が生じた場合であって、甲の事前の書面による承諾を得た場合及び死亡した場合はこの限りではない。

3 甲は、第1項の規定により通知がなされた監理技術者又は主任技術者及び現場代理人の変更を希望するときは、その理由を明らかにして乙に申し出ることができる。この場合、甲と乙は、監理技術者又は主任技術者及び現場代理人の変更に関し協議を行う。

4 乙は、本件工事着工前に、要求水準書及び事業者提案に従い、建設担当者の一覧及び建設体制表を作成し、甲に提出し、その確認を受けなければならない。その内容を変更するときも同様とする。

(建設業務に係る各種書類の作成及び提出)

第54条 乙は、本契約、要求水準書、事業者提案及び設計図書に従って、建設業務計画書、施工計画書、実施工程表その他別紙9に規定する書類を作成し、別紙9に定める時期までに甲に提出し、確認を受けなければならない。

2 乙は、前項に基づき甲に提出する書類のうち、別紙9において指定するものについては、事前に第49条第1項に定める管理技術者に提出するものとし、その承認を得た上で甲に提出することを要する。

3 乙は、仮設工事を行う場合、本契約、要求水準書及び事業者提案に従って、総合仮設計画書を作成し、仮設工事開始までに甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。

4 第1項及び第3項の書面の提出後に当該書面の修正が必要となった場合、乙は、適宜当該書面の修正を行い、修正内容を甲に報告し、甲の確認を受ける。

(施工期間中の保険)

第55条 乙は、施工期間中、別紙10に定める保険に加入し又は建設協力企業をして加入させ、保険料を負担し又は建設協力企業をして負担させるものとする。

- 2 乙は、前項の規定により自ら保険契約を締結し、又は建設協力企業をして保険契約を締結させたときは、その保険証券の写しを直ちに甲に提出しなければならない。

(本件新設工事の実施)

第56条 乙は、建設協力企業をして、本契約、要求水準書、事業者提案、設計図書、実施工程表及び建設業務計画書に従って、本件新設工事を遂行させる。

- 2 仮設工事、施工方法その他本件新設工事対象施設を安全に工期内に完成するために必要な一切の手段については、本契約、要求水準書、事業者提案、設計図書及び建設業務計画書に定めがあるものについてはこれに従い、定めのないものについては乙が自己の責任において行い、その費用を負担する。
- 3 乙は、各本件新設工事対象施設の建設工事に着手しようとする場合には、各本件新設工事対象施設ごとにあらかじめ甲に工事着工届を提出し、確認を得なければならない。

(本件改修工事の実施)

第57条 乙は、建設協力企業をして、本契約、要求水準書、事業者提案、設計図書、実施工程表及び建設業務計画書に従って、本件改修工事対象施設の改修工事を遂行させる。

- 2 仮設工事、施工方法その他本件改修工事対象施設を安全に工期内に完成するために必要な一切の手段については、本契約、要求水準書、事業者提案、設計図書及び建設業務計画書に定めがあるものについてはこれに従い、定めのないものについては乙が自己の責任において行い、その費用を負担する。
- 3 乙は、各本件改修工事対象施設の建設工事に着手しようとする場合には、各本件改修工事対象施設ごとにあらかじめ甲に工事着工届を提出し、確認を得なければならない。
- 4 本件改修工事対象施設の現況が入札説明書等で示されたものと著しく異なるときは、第43条第7項及び第8項の規定に従う。

(本件解体工事の実施)

第58条 乙は、建設協力企業をして、本契約、要求水準書、事業者提案、設計図書、実施工程表及び建設業務計画書に従って、本件解体工事を遂行させる。

- 2 乙は、各本件解体工事対象施設の解体工事に着手しようとするときは、各本件解体工事対象施設ごとにあらかじめ甲に工事着工届を提出し、確認を得なければならない。
- 3 本件解体工事対象施設の現況が入札説明書等で示されたものと著しく異なるときは、第43条第7項及び第8項の規定に従う。

(工事記録の整備等)

第59条 乙は、建設協力企業をして、本件工事現場に常に工事記録を整備させなければならない。

2 乙は、本件工事に必要な工事中用電気、水道、ガス等を自己の責任及び費用で調達しなければならない。

(乙の報告等)

第60条 乙は、甲に対し、毎月1回以上、建設業務の進捗状況の説明及び報告を行わなければならない。

2 乙は、月ごとの出来高が実施工程表に記載された出来高予定曲線と異なる状況が発生した場合で、甲よりかかる状況発生理由の報告を求められた場合には、乙は速やかに当該理由を明確にし、甲に対し報告を行うものとする。

3 甲は、本件工事が本契約、要求水準書、事業者提案、設計図書（甲と乙の打ち合わせの結果を含む。以下同じ。）及び建設業務計画書に従い実施されていることを確認するために、本件工事の状況及び品質管理について、乙に事前に通知した上で、乙又は建設協力企業に対して説明を求め、確認することができる。この場合において、本件工事の現場において実施状況を確認するときは、乙及び建設協力企業が立ち会うものとする。

4 乙は、前3項に規定する説明及び確認の実施について、甲に対して可能な限りの協力を行うとともに、建設協力企業をして、甲に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせるものとする。

5 前4項に規定する説明又は確認の結果、本件工事の状況及び品質管理が本契約、要求水準書、事業者提案、設計図書若しくは建設業務計画書に従っていない、又は本契約、要求水準書、事業者提案、設計図書若しくは建設業務計画書に規定する水準又は使用を満たさないと甲が判断した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、乙は、これに従わなければならない。

6 甲は乙から施工体制台帳（建設業法第24条の7に規定する施工体制台帳をいう。）及び施工体制に係る事項について報告を求めることができる。

(中間確認)

第61条 甲は、本件工事対象施設が本契約、要求水準書、入札説明書等、事業者提案、設計図書及び建設業務計画書に従い建設されていることを確認するために、施工期間中、必要な事項に関する中間確認を実施することができる。この場合において、必要があると認められるときは、甲は、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して確認することができる。

2 前項の場合において、確認又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

- 3 甲は、第1項の中間確認の結果、本件工事の状況が本契約、要求水準書、事業者提案、設計図書若しくは建設業務計画書に従っていない、又は本契約、要求水準書、事業者提案、設計図書若しくは建設業務計画書に規定する水準又は使用を満たさないと判断した場合、乙に対してその是正を求めることができ、乙は、これに従わなければならない。

(部分使用)

第62条 甲は、第72条又は第73条の規定による引渡し前においても、本件新設工事対象施設又は本件改修工事対象施設の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合において、甲は、その使用部分を善良なる管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 甲は、第1項の規定により本件新設工事対象施設又は本件改修工事対象施設の全部又は一部を使用したことによって乙に損害を及ぼしたときは、当該損害を負担しなければならない。

(医療機器等・病院総合情報システム・一般備品の搬入)

第63条 甲が所有又は別途発注する医療機器等、病院総合情報システム又は関連備品の搬入作業が乙の病院施設等整備業務に密接に関連する場合において必要がある場合、乙は、スケジュールの調整を行うなど甲による医療機器等、病院総合情報システム又は一般備品の搬入に協力する。

- 2 前項の場合、乙が甲に協力する際に要する費用は、乙の負担とする。

(乙による本件対象施設の竣工検査)

第64条 乙は、各本件工事対象施設が竣工した後速やかに、自己の責任及び費用負担において、各本件工事対象施設ごとに竣工検査を行うものとする。

- 2 甲は、前項に規定する竣工検査へ甲が立会うことを求めることができる。
- 3 乙は、竣工検査に対する甲の立会いの実施の有無を問わず、甲に対して、各本件工事対象施設ごとに、竣工検査の結果に検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えたもの（以下「完成検査報告書」という。）を提出しなければならない。
- 4 乙は、本件新設工事対象施設の竣工時及び本件改修工事対象施設の竣工時において、当該施設内の化学物質濃度を測定し、厚生労働省の定める室内濃度指針値に示された値以下であることを確認のうえ、甲に報告するものとする。

(甲による本件工事対象施設の竣工確認)

第65条 甲は、前条第3項に規定する完成検査報告書を受領してから14日以内に、京

都市都市計画局建築請負工事監督・検査要綱（改正平成 17 年 3 月 31 日都市計画局長決定）及び京都市都市計画局建築請負工事検査細目（改正平成 17 年 3 月 31 日都市計画局長決定）に準じて、各本件工事対象施設ごとに竣工確認を行う。乙は、甲の竣工確認に際して、現場説明、施工記録等の資料提供等により、甲に協力しなければならない。この場合において、必要があると認められるときは、甲は、その理由を乙に通知して、本件工事対象施設を最小限度破壊して確認することができる。

- 2 前項の場合において、確認又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 3 甲は、第 1 項に定める竣工確認により本件工事対象施設が、本契約、要求水準書、入札説明書等、事業者提案及び設計図書どおりに建設されていると認めるときは、本件工事完了の承諾を行わなければならない。
- 4 甲は、本件工事対象施設が本契約、要求水準書、入札説明書等、事業者提案及び設計図書どおりに建設されていないと認めるときは、不備、不具合等の具体的内容を明らかにし、期間を定めて乙に対しその修補を求めることができる。
- 5 乙は、前項の規定により甲から修補を求められた場合には、速やかに修補を行い、その完了後改めて甲の確認及び承諾を得なければならない。この場合には、本条第 1 項に掲げる期限の定めは適用せず、甲及び乙は速やかに手続を行わなければならない。
- 6 前項に規定する修補の結果、本件工事対象施設の引渡しが各本件工事対象施設の引渡予定日より遅延した場合は、第 74 条第 4 項の規定を適用する。

（甲による本施設の竣工確認通知）

第66条 甲は、前条第 3 項に規定する本件工事の完了の承諾を行った後、各本件工事対象施設の引渡予定日又は各本件解体工事終了予定日まで乙に対し竣工確認通知を行うものとする。

- 2 甲は、前項に規定する竣工確認通知を行ったことを理由として、建設業務及び病院運営業務等の全部又は一部について何らの責任を負担するものではなく、また、乙は、その提供する病院運営業務等が要求水準を満たさなかった場合において、甲が前項に規定する竣工確認通知を行ったことをもってその責任を免れることはできない。

（工期の変更）

第67条 甲が乙に対し工期の変更を請求した場合、甲と乙は協議により当該変更の当否を定めるものとする。

- 2 不可抗力若しくは法令変更又は乙の責めに帰すことのできない事由により工期を遵守できないことを理由として乙が工期の変更を請求したときは、甲と乙は協議により当該変更の当否を定めるものとする。
- 3 前 2 項において、甲と乙の間において合理的な期間内に協議が整わない場合、甲が合理的な工期を定めるものとし、乙はこれに従わなければならない。

(工事の中止)

第68条 甲は、必要があると認める場合、その理由を乙に通知した上で、本件工事の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 甲は、前項の規定により本件工事を一時中止させた場合であって、必要があると認めるときは工期を変更することができる。

(工期の変更に伴う費用負担等)

第69条 前2条に基づき工期が変更された場合で、乙に損害が生じる場合、かかる損害の負担については次のとおりとする。

- (1) 甲の責めに帰すべき事由による場合は、合理的な増加費用を甲が負担する。
- (2) 乙の責めに帰すべき事由による場合は、すべて乙が負担する。
- (3) 法令変更又は不可抗力による場合は、別紙 18 又は別紙 19 の負担割合に従い、合理的な増加費用を甲及び乙が負担する。

(第三者に発生した損害等)

第70条 本件工事について第三者に損害（本件工事に伴い通常避けることのできない騒音、振動等の理由により第三者に損害を発生させた場合を含み、第 55 条の規定により付された保険により填補された部分を除く。）を発生させた場合には、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

- 2 第 39 条又は第 40 条の設計変更に起因して第三者に損害を与えた場合、甲がその損害を賠償しなければならない。
- 3 甲は、第 1 項本文に規定する損害を第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額を求償することができる。乙は、甲からの請求を受けた場合には、速やかに支払わなければならない。
- 4 第 1 項及び第 2 項の場合その他本件工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第71条 乙が本件新設工事対象施設又は本件改修工事対象施設の引渡しを行う前に、不可抗力により、本件工事対象施設又は本件改修工事対象施設（建設中の出来形を含む。）に損害が生じた場合、乙は、当該事実の発生後直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

- 2 前項の規定による通知を受けた場合、甲は直ちに調査を行い、損害の状況を確認し、その結果を乙に通知する。

- 3 第1項に規定する損害（乙が善良なる管理者の注意義務を怠ったことに基づくものを除く。）については、別紙19の負担割合に従い合理的な増加費用を甲及び乙が負担する。

（本件新設工事対象施設の引渡手続）

第72条 乙は、甲から各本件新設工事対象施設の竣工確認通知を受領したときは、各本件新設工事対象施設の引渡予定日（ただし、甲の本件新設工事対象施設の竣工確認通知が当初の引渡予定日より遅延した場合は竣工確認後速やか）に、別紙11に記載する竣工図書とともに、各本件新設工事対象施設の所有権を甲に移転するものとする。乙は、本件新設工事対象施設について、担保権その他の制限物権等の負担のない、完全な所有権を甲に移転するものとする。

- 2 乙は、甲が本件工事対象施設の所有権の保存登記を行う場合には、これに協力する。

（本件改修工事対象施設の引渡手続）

第73条 乙は、甲から各本件改修工事対象施設の竣工確認通知を受領したときは、各本件改修工事対象施設の引渡予定日（ただし、甲の本件改修工事対象施設の竣工確認通知が当初の引渡予定日より遅延した場合は竣工確認後速やか）に、別紙11に記載する竣工図書とともに、各本件改修工事対象施設の占有権を甲に移転するものとする。なお、施工期間中に当該建物に附合した動産の所有権に関しては、当該附合時において乙から甲に所有権が移転するものとする。

（引渡し等の遅延）

第74条 乙は、本件解体工事の終了又は本件新設工事対象施設若しくは本件改修工事対象施設の引渡しの遅延が見込まれる場合には、本件解体工事終了予定日又は本件新設工事対象施設若しくは本件改修工事対象施設の引渡予定日の30日前までに、当該遅延の原因及びその対応計画を甲に通知しなければならない。ただし、第65条第5項による修補を行うため遅延が見込まれる場合は、この限りではない。

- 2 乙は、前項に規定する対応計画において、本件解体工事の可及的速やかな終了又は本件新設工事対象施設又は本件改修工事対象施設の可及的速やかな引渡しに向けての対策及び想定される運営・維持管理期間の開始までの予定を明らかにしなければならない。
- 3 甲の責めに帰すべき事由、又は甲が本事業の入札手続において提供した本件土地、本件解体工事対象施設若しくは本件改修工事対象施設に関する資料において明示されていない本件土地、本件解体工事対象施設若しくは本件改修工事対象施設の瑕疵に起因して、本件解体工事の終了又は本件新設工事対象施設若しくは本件改修工事対象施設の引渡しが遅延する場合、甲は、当該遅延への対応に要する合理的な増加費用を

負担しなければならない。

- 4 乙の責めに帰すべき事由によって、本件解体工事の終了又は本件新設工事対象施設若しくは本件改修工事対象施設の引渡しが遅延する場合、乙は、当該遅延への対応に要する費用を負担するほか、本件解体工事終了予定日又は本件新設工事対象施設若しくは本件改修工事対象施設の引渡予定日から実際に本件解体工事が終了した日又は本件新設工事対象施設若しくは本件改修工事対象施設の引渡しを受けた日までの日数に応じ、施設整備業務費相当額のうち、当該遅延に係る各本件工事対象施設相当額（支払利息相当額を除き、消費税及び地方消費税相当額を含む。）に年 3.7%の割合で計算した金額を違約金として甲に支払わなければならない。この場合において、甲は、当該違約金を超える損害があるときは、その損害額を乙に請求することができる。
- 5 法令変更又は不可抗力によって、本件解体工事の終了又は本件新設工事対象施設若しくは本件改修工事対象施設の引渡しが遅延する場合は、第 15 章又は第 16 章の規定による。

（瑕疵担保）

第75条 甲は、本件新設工事対象施設又は本件改修工事対象施設（乙による本件改修工事部分に限る。以下本条において同じ。）に瑕疵があるときは、乙に対して相当の期間を定めて当該瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は修補を請求することができない。

- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第 72 条及び第 73 条の規定による引渡しを受けた日から 2 年以内に、これを行わなければならない。ただし、その瑕疵が乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は、10 年とする。
- 3 甲は、本件新設工事対象施設又は本件改修工事対象施設の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙が当該瑕疵があることを知っていたときは、この限りではない。
- 4 甲は、本件新設工事対象施設又は本件改修工事対象施設が第 1 項の瑕疵により滅失又は毀損したときは、第 2 項に定める期間内で、かつ、その滅失又は毀損の日から 6 箇月以内に第 1 項の権利を行使しなければならない。
- 5 乙は、本条の乙の債務を保証する保証書を建設協力企業から徴求し、各本件新設工事対象施設又は各本件改修工事対象施設ごとに第 72 条による各本件新設工事対象施設又は第 73 条による各本件改修工事対象施設の引渡しのとしまでに甲に差し入れる。保証書の様式は、別紙 12 に定める様式による。

第5章 医療機器等及び関連備品調達業務

(医療機器等及び関連備品調達業務の実施)

第76条 乙は、別途甲との協議により定める日程に従い、自ら又は医療機器等及び関連備品調達協力企業をして、本契約、要求水準書及び事業者提案に従って、医療機器等及び関連備品調達業務を実施し又は実施させる。

(医療機器等及び関連備品調達業務の第三者による実施)

第77条 乙は、医療機器等及び関連備品調達協力企業を変更又は追加してはならない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合であって、甲の事前の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

- 2 乙は、医療機器等及び関連備品調達協力企業が第三者に医療機器等及び関連備品調達業務の全部又は主たる部分を委託し又は請け負わせないようにしなければならない。
- 3 医療機器等及び関連備品調達業務実施に関する医療機器等及び関連備品調達協力企業その他第三者の使用は、すべて乙の責任において行うものとし、医療機器等及び関連備品調達協力企業その他医療機器等及び関連備品調達業務の実施に関して乙又は医療機器等及び関連備品調達協力企業が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由とみなして、乙が責任を負う。

(医療機器等及び関連備品調達業務の統括責任者等の通知等)

第78条 乙は、医療機器等及び関連備品調達業務開始予定日の30日前までに、要求水準書に従い、医療機器等及び関連備品調達業務に係る統括責任者及び業務担当者をそれぞれ配置し、配置後速やかに、氏名その他必要な事項を甲に通知し、甲の確認を受けなければならない。

- 2 乙は、医療機器等及び関連備品調達業務開始予定日の30日前から運営・維持管理業務開始日から6箇月を経過する日までの間、医療機器等及び関連備品調達業務に係る統括責任者及び業務担当者をそれぞれ配置しなければならない。
- 3 乙は、甲の事前の書面による承諾を得て、第1項に基づき甲に通知した統括責任者又は業務担当者を変更することができる。統括責任者又は業務担当者を変更する場合は、後任の統括責任者又は業務担当者が円滑に医療機器等及び関連備品調達業務を行うことが可能となるよう、十分な引継期間を設けることを要する。
- 4 甲は、第1項の規定により通知がなされた統括責任者又は業務担当者の変更を希望するときは、その理由を明らかにして乙に申し出ることができる。この場合、甲と乙は、統括責任者又は業務担当者の変更に関し協議を行う。

(医療機器等及び関連備品の選定等)

第79条 乙は、要求水準書及び事業者提案に従い、医療機器等及び関連備品調達業務開始予定日の2箇月前までに、医療機器等及び関連備品調達業務計画書を作成し、甲に提出する。

2 甲及び乙は、医療機器等及び関連備品調達業務計画書の作成に当たって協議することができる。かかる協議を行った場合、乙は、その協議の結果に従って医療機器等及び関連備品調達業務計画書を作成しなければならない。

3 甲及び乙は、協議のうえ、要求水準書、事業者提案及び医療機器等及び関連備品調達業務計画書に従って、最終選定医療機器等及び関連備品リストを作成し、確定する。

(医療機器等の変更に伴う費用負担)

第80条 別段の合意がある場合を除き、医療機器等及び関連備品調達リスト及び事業者提案に記載された医療機器等の機能又は価格と最終選定医療機器等及び関連備品リストに記載された医療機器等の機能又は価格が異なる場合の費用負担等は要求水準書に従うものとし、乙に追加的に発生する費用は、その合理的な範囲において、甲が負担する。

(医療機器等及び関連備品の調達及び設置)

第81条 乙は、第79条第3項に基づき最終選定医療機器等及び関連備品リストが確定した後速やかに、要求水準書、事業者提案、医療機器等及び一般備品調達業務計画書、最終選定医療機器等及び関連備品リストに従い、医療機器等及び関連備品卸業者をして、医療機器等及び関連備品を調達させる。

2 乙は、医療機器等及び関連備品卸業者をして、譲渡予定日までに、前項の規定により調達した医療機器等及び関連備品を要求水準書若しくは事業者提案に記載された場所若しくは甲と乙が別途合意する場所に設置、調整を行わせ、又は医療機器等及び関連備品の製造元等の第三者をして、必要な医療機器等及び関連備品の設置及び調整を行わせるとともに、当該医療機器等及び関連備品について、自主検査その他医療機器等及び関連備品の設置に際して通常必要とされる検査を行い、甲に対しその結果を報告する。なお、乙は、かかる検査の前に甲に対して通知するものとし、甲は当該検査に立ち会うことができるものとする。

3 甲は、乙から前項の検査報告を受けた後速やかに当該医療機器等及び関連備品の検収を行う。

4 第2項の検査又は前項の検収に不合格となった医療機器等及び関連備品については、乙は、医療機器等及び関連備品卸業者をして、速やかに代替の医療機器等及び関連備品の再調達を行う。再調達された医療機器等及び関連備品については、前2項の規定を準用する。

- 5 乙は、前各項の手続を終了した医療機器等及び関連備品の目録を調製し、医療機器等及び関連備品卸業者をして、甲に所有権を移転する日及び当該日から甲の所有物である旨を各医療機器等及び関連備品に明示し、医療機器等及び関連備品の譲渡予定日に当該目録を医療機器等及び関連備品及び引継書とともに甲に引き渡す。
- 6 乙は、甲に対し、譲渡予定日に、医療機器等及び関連備品卸業者をして、医療機器等及び関連備品の所有権を移転する。
- 7 乙の責めに帰すべき事由により第2項の医療機器等及び関連備品の設置が遅延した場合において、当該遅延を原因として、甲に損害が発生した場合、乙は当該遅延に伴い甲に生じた損害を賠償するものとする。

(医療機器等及び関連備品調達業務に係る日報・月報の提出)

第82条 乙は、医療機器等及び関連備品調達業務開始日から譲渡日までの間、要求水準書に基づき、医療機器等及び関連備品調達業務の実施状況及び要求水準書に規定されるその他の事項を記載した甲が合理的に満足する様式及び内容の医療機器等及び関連備品調達業務に係る日報を作成及び保管し、甲の閲覧に供しなければならない。

- 2 乙は、医療機器等及び関連備品調達業務開始日から譲渡日までの間、要求水準書に基づき、毎月、当該月の翌月の7日（当日が閉庁日の場合は、その直後の開庁日とする。）までに、前項の日報に基づき、医療機器等及び関連備品調達業務の実施状況及び要求水準書に規定されるその他の事項を記載した甲が合理的に満足する様式及び内容の医療機器等及び関連備品調達業務に係る月報を作成し、甲に提出しなければならない。

(医療機器等及び関連備品調達関連業務に係る年度総括書の提出)

第83条 乙は、医療機器等及び関連備品調達業務開始日から譲渡日までの間、要求水準書に基づき、毎事業年度終了後3箇月以内に、甲が合理的に満足する様式及び内容の譲渡日調達業務に係る年度総括書を作成し、甲に提出しなければならない。

(瑕疵担保責任)

第84条 乙は、医療機器等及び関連備品について、医療機器等及び関連備品の譲渡日から1年の間に瑕疵があることが判明した場合、甲に対し、甲の選択に従い、医療機器等及び関連備品卸業者をして、当該医療機器等及び関連備品を交換させ、当該瑕疵を修補させ、又は当該瑕疵に起因して発生した損害を賠償する責任を負う。ただし、甲は、乙に対し、当該瑕疵を知ったときから1年以内にかかる請求を行わなければならない。

(引継)

第85条 乙は、事業期間の最終日において、甲に対し、医療機器等及び関連備品に係る管理台帳を交付するものとし、引継ぎに必要な説明を行うものとする。

第6章 医薬品・診療材料等調達業務

(医薬品・診療材料等調達業務の実施)

第86条 乙は、医薬品・診療材料等調達業務開始日から病院運営業務等終了日までの間、自ら又は医薬品・診療材料等調達協力企業をして、本契約、要求水準書及び事業者提案に従って、医薬品・診療材料等調達業務を実施し又は実施させる。

(医薬品・診療材料等調達業務の第三者による実施)

第87条 乙は、医薬品・診療材料等調達協力企業を変更又は追加してはならない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合であって、甲の事前の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

- 2 乙は、医薬品・診療材料等調達協力企業が第三者に医薬品・診療材料等調達業務の全部又は主たる部分を委託し又は請け負わせないようにしなければならない。
- 3 医薬品・診療材料等調達業務実施に関する医薬品・診療材料等調達協力企業その他第三者の使用は、すべて乙の責任において行うものとし、医薬品・診療材料等調達協力企業その他医薬品・診療材料等調達業務の実施に関して乙又は医薬品・診療材料等調達協力企業が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由とみなして、乙が責任を負う。

(医薬品・診療材料等調達業務の統括責任者等の通知等)

第88条 乙は、医薬品・診療材料等調達業務開始予定日の2箇月前までに、要求水準書に従い、医薬品・診療材料等調達業務に係る統括責任者及び業務担当者をそれぞれ配置し、配置後速やかに、氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。

- 2 乙は、医薬品・診療材料等調達業務開始予定日の属する事業年度の2箇月前から病院運営業務等終了日まで、医薬品・診療材料等調達業務に係る統括責任者及び業務担当者をそれぞれ配置しなければならない。
- 3 乙は、甲の事前の書面による承諾を得て、第1項に基づき甲に通知した統括責任者又は業務担当者を変更することができる。統括責任者又は業務担当者を変更する場合は、後任の統括責任者又は業務担当者が円滑に医療機器等及び関連備品調達業務を行うことが可能となるよう、十分な引継期間を設けることを要する。
- 4 甲は、第1項の規定により通知がなされた統括責任者又は業務担当者の変更を希望するときは、その理由を明らかにして乙に申し出ることができる。この場合、甲と乙

は、統括責任者又は業務担当者の変更に関し協議を行う。

(年度医薬品・診療材料等調達業務計画書の作成等)

第89条 乙は、医薬品・診療材料等調達業務開始日から病院運営業務等終了日までの間、各事業年度に、要求水準書及び事業者提案に従って、甲が合理的に満足する様式及び内容の年度医薬品・診療材料等調達業務計画書を作成し、当該事業年度が開始する30日前(ただし、医薬品・診療材料等調達業務開始予定日の属する事業年度については、本契約締結後速やかに)までに甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。

2 甲は、年度医薬品・診療材料等調達業務計画書に関して意見を述べることができ、乙はかかる意見を尊重し必要に応じて年度医薬品・診療材料等調達業務計画書の見直しを行わなければならない。

3 乙が年度医薬品・診療材料等調達業務計画書の内容を変更しようとする場合は、遅滞なく甲と協議し、あらかじめ甲の確認を受けなければならない。

(医薬品・診療材料等調達業務に係る日報・月報の提出)

第90条 乙は、医薬品・診療材料等調達業務開始日から病院運営業務等終了日までの間、要求水準書に基づき、医薬品・診療材料等調達業務の実施状況及び要求水準書に規定されるその他の事項を記載した甲が合理的に満足する様式及び内容の医薬品・診療材料等調達業務に係る日報を作成及び保管し、甲の閲覧に供しなければならない。

2 乙は、医薬品・診療材料等調達業務開始日から病院運営業務等終了日までの間、要求水準書に基づき、毎月、当該月の翌月の7日(当日が閉庁日の場合は、その直後の開庁日とする。)までに、前項の日報に基づき、医薬品・診療材料等調達業務の実施状況及び要求水準書に規定されるその他の事項を記載した甲が合理的に満足する様式及び内容の医薬品・診療材料等調達業務に係る月報を作成し、甲に提出しなければならない。

(医薬品・診療材料等調達業務に係る年度総括書の提出)

第91条 乙は、医薬品・診療材料等調達業務開始日から病院運営業務等終了日までの間、要求水準書に基づき、毎事業年度終了後3箇月以内に、第89条に規定する年度医薬品・診療材料等調達業務計画書に対応するものとして甲が合理的に満足する様式及び内容の医薬品・診療材料等調達業務に係る年度総括書を作成し、甲に提出しなければならない。

(医薬品・診療材料等調達予定リスト作成業務)

第92条 乙は、医薬品・診療材料等調達業務開始日から病院運営業務等終了日までの間、各事業年度に、要求水準書及び事業者提案に従い、当該事業年度が開始する●日前(た

だし、医薬品・診療材料等調達業務開始予定日の属する事業年度については、当該予定日の2箇月前)までに医薬品・診療材料等調達予定リストを作成し、甲の承認を受けるものとする。

(医薬品・診療材料等ベンチマークの設定等)

第93条 甲及び乙は、要求水準書及び事業者提案に従い、当該事業年度が開始する●日前(ただし、医薬品・診療材料等調達業務開始予定日の属する事業年度については、当該予定日の2箇月前)までに、医薬品・診療材料等ベンチマークを確定させるものとする。

- 2 薬価改定等、医療関連法制度等に係る外性的な要因に基づき値引率確保等への影響が生じることが予想される場合、甲及び乙は、協議のうえ、当該事業年度のベンチマークを確定させるものとする。
- 3 前項の協議が整わない場合、当該事業年度のベンチマークは甲が合理的に決定するものとする。これを前提とした調達予定リストにより、乙が医薬品・診療材料等調達業務を行う場合、甲は、本契約のうち翌事業年度以降の医薬品・診療材料等調達業務に係る部分のみを解除することができる。ただし、当該解除を行うに当たって、甲は、乙と協議しなければならない。
- 4 前項の場合において乙に損害が生じる場合、かかる損害の負担については次のとおりとする。
 - (1) 甲の責めに帰すべき事由による場合は、合理的な増加費用を甲が負担する。
 - (2) 法令変更又は不可抗力による場合は、別紙18又は別紙19の負担割合に従い、合理的な増加費用を甲及び乙が負担する。
 - (3) 前2号以外の場合は、すべて乙が負担する。

(医薬品・診療材料等の調達及び納品)

第94条 乙は、医薬品・診療材料等調達予定リスト記載の医薬品(第95条により変更した場合は、変更後の医薬品を含む。)を、医薬品・診療材料等卸業者をして調達させる。

- 2 乙は、医薬品・診療材料等卸業者をして、甲と乙が別途合意する場所に医薬品・診療材料等を納品させるとともに、自主検査その他各医薬品・診療材料等の納品に際して通常必要とされる検査を完了させ、当該検査の結果を甲に報告させる。
- 3 甲は、前項に基づく納品及び検査報告があった場合、検収を行う。
- 4 前項の甲による検収に不合格となった医薬品・診療材料等について、乙は医薬品・診療材料等卸業者をして速やかに代替の医薬品・診療材料等の再調達を行わせる。再調達された医薬品については、前2項の規定を準用する。
- 5 乙は、医薬品・診療材料等卸業者をして、前4項の規定により調達された医薬品・

診療材料等の納品完了時に、納品書を作成させ、甲に引き渡させる。

- 6 乙は、別段の合意がある場合を除き、第2項の規定により所定の場所に医薬品・診療材料等を納品させた時点において、医薬品・診療材料等卸業者をして、当該医薬品・診療材料等の所有権を甲に移転させる。
- 7 乙の責めに帰すべき事由により第2項の医薬品・診療材料等の納品が遅延した場合において、当該遅延を原因として、甲に損害が発生した場合、乙は、当該遅延に伴い甲に生じた損害を賠償するものとする。また、甲に損害が生じたか否かにかかわらず、乙の提供すべき本件病院施設の病院運営業務等に支障が生じたときは、第9章に定めるモニタリングの手續に従い処理されるものとする。
- 8 甲は、医薬品・診療材料等卸業者に対し、医薬品・診療材料等の調達及び納品に関して必要な事項について直接指示することができるものとし、乙は、甲のかかる指示を医薬品・診療材料等卸業者に遵守させるよう努めるものとする。
- 9 乙は、第1項、第2項、第4項から第6項及び第8項並びに第97条に規定された事項について、医薬品・診療材料等卸業者に遵守させるべく、乙と医薬品・診療材料等卸業者との間で本事業に関して締結する委託契約において必要な事項を規定しなければならない。当該委託契約の変更並びに医薬品・診療材料等卸業者の変更及び追加に際しても同様の措置を取るものとする。

(確認後の医薬品・診療材料等の変更)

- 第95条** 甲は、合理的理由により必要又は適切と判断した場合、乙に対し、書面により、医薬品・診療材料等調達予定リスト記載の医薬品の変更を求めることができる。ただし、甲は、医薬品・診療材料等を発注した後は、当該医薬品・診療材料等の変更を求めることはできない。
- 2 甲が乙に対し前項に基づき医薬品・診療材料等調達予定リスト記載の医薬品・診療材料等の変更を求めた場合、甲は、要求水準書に従い、乙と協議のうえ、当該医薬品・診療材料等の取扱い及び費用負担等を決定する。乙は、かかる決定に従わなければならない。
 - 3 乙は、要求水準書に従い、医薬品・診療材料等調達予定リスト記載の医薬品・診療材料等の変更提案を行うことができる。
 - 4 甲は、医薬品・診療材料等調達予定リストに記載のない医薬品・診療材料等が緊急に必要となる状況が生じた場合、乙に対し、書面により、医薬品・診療材料等調達予定リストに記載のない医薬品・診療材料等の調達を行うことの承認を求めることができる。

(瑕疵担保責任)

- 第96条** 乙は、医薬品・診療材料等卸業者との間で、当該医薬品・診療材料等卸業者が

医薬品・診療材料等を納品する日までに、次の各号に掲げる内容を含む契約を締結するものとする。医薬品・診療材料等卸業者を変更し、又は追加しようとするときも同様とする。

- (1) 医薬品・診療材料等卸業者は、医薬品・診療材料等について、納品日から1年の間に瑕疵があることが判明した場合、甲に対し、甲の選択に従い、当該医薬品・診療材料等を交換し又は当該瑕疵に起因して発生した損害を賠償する責任を負うものとする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、甲が、医薬品・診療材料等卸業者に対し、当該瑕疵を知ったときから1年以内に前号の選択に係る請求を行わないときは、医薬品・診療材料等卸業者は前号の責任を免れるものとする。

(医薬品の管理に係る特則)

第97条 甲は、本件病院施設内で使用する医薬品の管理について、医療法及び薬事法(昭和35年法律第145号)上の一切の責任を負うものとする。

第7章 病院運営業務

第1節 病院運営業務開始前準備及び病院運営業務実施体制の整備

(病院運営業務の統括責任者等の通知等)

- 第98条** 乙は、新館引渡予定日までに、要求水準書及び事業者提案に従い、各病院運営業務に係る統括責任者及び業務担当者をそれぞれ配置し、配置後速やかに、氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。
- 2 乙は、新館引渡予定日から病院運営業務等終了日まで、各病院運営業務に係る統括責任者及び業務担当者をそれぞれ配置しなければならない。
 - 3 乙は、甲の事前の書面による承諾を得て、第1項に基づき甲に通知した統括責任者又は業務担当者を変更することができる。統括責任者又は業務担当者を変更する場合は、後任の統括責任者又は業務担当者が円滑に病院運営業務を行うことが可能となるよう、十分な引継期間を設けることを要する。
 - 4 甲は、第1項の規定により通知がなされた統括責任者及び業務担当者の変更を希望するときは、その理由を明らかにして乙に申し出ることができる。この場合、甲と乙は、統括責任者又は業務担当者の変更に関し協議を行う。

(病院運営業務開始準備)

第99条 乙は、運営・維持管理業務開始予定日から確実に病院運営業務を開始できるよう、運営・維持管理業務開始予定日までに、自己の責任及び費用において、必要な

病院運営業務を開始するための準備を行わなければならない。

(習熟訓練)

第100条 乙は、業務要求水準書及び事業者提案に従い、甲及び自己の職員に対し、医療機器、情報システムの取扱説明その他病院運営業務を開始するに当たって必要な研修及び習熟訓練を行わなければならない。

2 甲は、前項に基づき乙が行う習熟訓練に合理的な範囲で協力しなければならない。

(本件病院施設完成後の保険)

第101条 乙は、運営・維持管理期間開始日から運営・維持管理期間終了日まで、自己の責任及び費用において、別紙 10 に定める保険に加入し、又は運営等協力企業等をして加入させるものとする。

2 乙は、前項の規定により自ら保険契約を締結し、又は運営等協力企業等をして保険契約を締結させたときは、保険契約締結後速やかにその保険証券の写しを甲に提出しなければならない。

(本件病院施設の運営開始日の遅延)

第102条 乙は、運営・維持管理業務開始日が運営・維持管理業務開始予定日よりも遅延することが見込まれる場合には、速やかに当該遅延の原因及びその対応計画を甲に通知しなければならない。

2 乙は、前項に規定する対応計画において、病院運営業務の可及的速やかな開始に向けての対策及び想定される運営・維持管理業務開始日までの予定を明らかにしなければならない。

3 甲の責めに帰すべき事由に起因して運営・維持管理業務開始日が運営・維持管理業務開始予定日よりも遅延する場合、甲は、当該遅延への対応に要する合理的な増加費用を負担しなければならない。

4 乙の責めに帰すべき事由に起因して運営・維持管理業務開始日が運営・維持管理業務開始予定日よりも遅延する場合、乙は、当該遅延への対応に要する費用を負担するほか、運営・維持管理業務開始予定日から実際の運営・維持管理業務開始日までの日数に応じ、運営・維持管理業務開始日から1年間の全体マネジメント業務、病院運営業務及び施設維持管理業務に係るサービス対価の100分の10に相当する額（支払利息相当額を除き、消費税相当額を含む。）に年3.7%の割合で計算した金額を違約金として甲に支払わなければならない。この場合において、甲は、当該違約金を超える損害があるときは、その損害額を乙に請求することができる。

5 法令変更又は不可抗力に起因して運営・維持管理業務開始日が運営・維持管理業務開始予定日よりも遅延する場合は、第14章又は第15章の規定による。

- 6 本件新設工事対象施設若しくは本件改修工事対象施設の引渡し又は本件解体工事の終了が遅延したことにより、運営・維持管理業務開始日が運営・維持管理業務開始予定日より遅延した場合は、第74条第1項の規定に基づき提出された対応計画に記載された変更後の運営・維持管理業務開始予定日を運営・維持管理業務開始予定日として本条を適用する。

第2節 病院運営業務の実施

(病院運営業務の実施)

第103条 乙は、運営・維持管理期間において、本契約、要求水準書、事業者提案及び年度運営業務計画書に従い、要求水準を満たすよう、自らの責任及び費用負担において、自ら又は運営協力企業等をして、次の各号に掲げる業務を実施し又は実施させる。ただし、要求水準書において甲の責任及び費用負担とされているものは、この限りでない。

- (1) 検体検査業務
- (2) 滅菌消毒業務
- (3) 食事の提供業務
- (4) 医療機器の保守点検業務
- (5) 医療ガス供給設備の保守点検業務
- (6) 洗濯業務
- (7) 清掃業務
- (8) 医療事務業務
- (9) 診療情報管理・運用業務
- (10) 医療支援業務
- (11) 物品管理及び物流管理（SPD）業務
- (12) 病院総合情報システムの運用業務
- (13) 利便施設運営管理業務
- (14) 健診センター運営支援業務
- (15) 電話交換業務
- (16) 図書室運営業務(患者用)
- (17) 図書室運営業務(職員用)
- (18) 地域医療連携部門業務

(第三者に対する委託)

第104条 乙は、運営協力企業を変更又は追加してはならない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合であって、甲の事前の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

- 2 乙は、運営協力企業が第三者に運営業務の全部又は主たる部分を委託し又は請け負わせないようにしなければならない。
- 3 運営業務実施に関する運営協力企業その他第三者の使用は、すべて乙の責任において行うものとし、運営協力企業その他運営業務の実施に関して乙又は運営協力企業が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由とみなして、乙が責任を負う。

(病院運営計画書の提出)

- 第105条** 乙は、要求水準書及び事業者提案に基づき、各運営業務ごとに、甲が合理的に満足する様式及び内容の病院運営計画書（業務仕様書及び業務マニュアルを含む。以下同じ。）を作成し、運営・維持管理業務開始予定日の4箇月前までに甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。
- 2 甲は、運営・維持管理期間中、病院運営計画書に関して意見を述べることができ、乙はかかる意見を尊重し必要に応じて病院運営計画書の見直しを行わなければならない。
 - 3 甲及び乙は、業務仕様書及び業務マニュアルの作成に当たって協議することができる。かかる協議を行った場合、乙は、その協議の結果に従って業務仕様書及び業務マニュアルを作成しなければならない。
 - 4 乙が病院運営計画書の内容を変更しようとする場合は、遅滞なく甲と協議し、あらかじめ甲の確認を受けなければならない。

(病院運営業務に係る日報・月報の提出)

- 第106条** 乙は、運営・維持管理期間中、要求水準書に基づき、各病院運営業務ごとに、本件病院施設の病院運営業務の実施状況及び要求水準書に規定されるその他の事項を記載した甲が合理的に満足する様式及び内容の病院運営業務に係る日報を作成及び保管し、甲の閲覧に供しなければならない。
- 2 乙は、運営・維持管理期間中、要求水準書に基づき、各病院運営業務ごとに毎月、当該月の翌月の7日（当日が閉庁日の場合は、その直後の開庁日とする。）までに、前項の日報に基づき、本件病院施設の病院運営業務の実施状況及び要求水準書に規定されるその他の事項を記載した甲が合理的に満足する様式及び内容の病院運営業務に係る月報を作成し、甲に提出しなければならない。

(病院運営業務に係る年度総括書の提出)

- 第107条** 乙は、運営・維持管理期間中、要求水準書に基づき、毎事業年度終了後3箇月以内に、甲が合理的に満足する様式及び内容の病院運営業務に係る年度総括書を作成し、甲に提出しなければならない。

(運営・維持管理期間中におけるその他書類の提出)

第108条 乙は、甲が行う決算に関して甲に協力するものとし、甲の求めに応じて決算に必要な資料を甲の定める合理的な期日までに提出するものとする。

(場所の貸与)

第109条 本契約に別段の定めのある場合を除き、病院運営業務等（ただし利便施設運営管理業務は除く。以下、本条において同じ。）の実施に伴い必要となる場所は、運営・維持管理期間中、甲が乙に無償で貸与する。

- 2 乙は、前項の規定に従い甲から貸与を受けた場所を、甲の事前の書面による承諾を得て、運営等協力企業等に使用させることができる。
- 3 乙は、第1項に基づき甲から貸与を受けた場所を、善良なる管理者の注意をもって使用し、適切に管理しなければならない。前項の規定に基づき使用する運営等協力企業等についても同様とする。
- 4 乙（第2項の規定により使用する運営等協力企業等を含む。）の責めに帰すべき事由により甲から貸与を受けた場所を滅失又はき損した場合は、乙の費用負担でこれを原状回復しなければならない。

(利便施設運営管理業務に係る特則)

第110条 乙は、利便施設運営管理業務を独立採算で実施し、利用者から料金を徴収し、自らの収入として収受することができる。

- 2 乙が利便施設運営管理業務の実施に必要な場所及び施設設備は、要求水準書に従い、甲が有償にてその使用を許可する。
- 3 使用許可の条件、利便施設の利用料金の設定及び見直しの方法、利便施設運営管理業務の終了事由その他乙が利便施設運営管理業務を実施するに当たって必要な事項は、本契約に定めのあるものを除き、要求水準書及び事業者提案に従い、運営・維持管理業務開始予定日までに、甲と乙との間で協議のうえ、定めるものとする。
- 4 乙は、利便施設運営管理業務については、乙が行う他の業務の会計とは分離された会計としなければならない。
- 5 乙は、運営・維持管理期間中、各事業年度に、要求水準書及び事業者提案に基づき、甲が合理的に満足する様式及び内容の利便施設運営管理業に係る年度事業計画書を作成し、当該事業年度が開始する30日前（ただし、運営・維持管理業務開始予定日の属する事業年度については当該開始予定日の2箇月前までとする。）までに甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。
- 6 甲は、年度事業計画書に関して意見を述べることができ、乙はかかる意見を尊重し必要に応じて年度事業計画書の見直しを行わなければならない。

- 7 乙が年度事業計画書の内容を変更しようとする場合は、遅滞なく甲と協議し、あらかじめ甲の確認を受けなければならない。

(臨機の措置)

第111条 乙は、病院運営業務等の履行に当たり、事故が発生した場合又は事故が発生するおそれのある場合には、甲の指示を受け、又は甲と乙が協議して、臨機の措置をとらなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には、乙の判断により臨機の措置をとらなければならない。

- 2 乙は、前項ただし書に基づき臨機の措置をした場合には、速やかにその内容を甲に報告しなければならない。
- 3 甲は、事故防止その他業務上特に必要があると認められる場合には、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 甲は、回復不可能な損害が発生し、病院運営業務等に著しい支障が生じる現実かつ客観的なおそれがあると合理的に認めるときは、乙に病院運営業務等の全部又は一部の停止を命じた上で、当該業務を甲が直接実施することができる。この場合において、乙は、甲による病院運営業務等の実施に協力する。
- 5 乙が第1項、第3項又は前項の措置を取った場合において、当該措置に要した費用のうち、乙による病院運営業務等に係るサービス対価の範囲に属するものと合理的に判断される部分は、乙が負担するものとし、病院運営業務等に係るサービス対価の範囲に含めることが適当でないと認められる部分については、次の各号のとおりとする。
- (1) 乙の責めに帰すべき事由により臨機の措置が必要となった場合は、すべて乙が負担する。
- (2) 法令変更又は不可抗力により臨機の措置が必要となった場合は、別紙18又は別紙19の負担割合に従い、合理的な増加費用を甲及び乙が負担する。
- (3) 前2号に該当しない事由により臨機の措置が必要となった場合は、合理的な増加費用を甲が負担する。

(甲又は乙に発生した損害等)

第112条 本契約に別段の定めがある場合を除き、病院運営業務等について、甲又は乙に増加費用又は損害が発生した場合における措置は、次の各号のとおりとする。

- (1) 甲の責めに帰すべき事由による場合は、合理的な増加費用及び損害を甲が負担する。
- (2) 乙の責めに帰すべき事由による場合は、合理的な増加費用及び損害を乙が負担する。
- (3) 法令変更又は不可抗力による場合は、別紙18又は別紙19の負担割合に従い、合理的な増加費用を甲及び乙が負担する。

(第三者に発生した損害等)

第113条 乙は、運営・維持管理期間中、病院運営業務等の実施により、第三者に損害を発生させた場合（本件病院施設等の病院運営業務等に伴い通常避けることのできない騒音、振動等の理由により第三者に損害を発生させた場合を含む。）、自己の責任及び費用において、当該第三者に対し、かかる損害（第101条に基づき乙が加入した保険により填補されるものを除く。）の賠償をしなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

2 甲は、前項本文に規定する損害を第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額を求償することができる。乙は、甲からの請求を受けた場合には、速やかに支払わなければならない。

第8章 施設維持管理業務

(施設維持管理業務の実施)

第114条 乙は、運営・維持管理期間において、本契約、要求水準書及び事業者提案に従い、要求水準を満たすよう、自らの責任及び費用負担において、自ら又は施設維持管理協力企業等をして、次の各号に掲げる業務を実施し又は実施させる。ただし、要求水準書において甲の責任及び費用負担とされているものは、この限りでない。

(1) 病院施設維持管理業務

- ア 建築物保守管理業務
- イ 建築設備保守管理業務
- ウ 警備業務
- エ 環境衛生管理業務
- オ 植栽管理業務

(2) 職員宿舎、院内保育所、付帯施設等維持管理業務

- ア 建築物保守管理業務
- イ 建築設備保守管理業務
- ウ 外構施設維持管理業務
- エ 付帯施設維持管理業務
- オ 警備業務
- カ 環境衛生管理業務

(施設維持管理業務の第三者による実施)

第115条 乙は、施設維持管理協力企業を変更又は追加してはならない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合であって、甲の事前の書面による承諾を得た場合はこの限

りではない。

- 2 乙は、施設維持管理協力企業が第三者に施設維持管理業務の全部又は主たる部分を委託し又は請け負わせないようにしなければならない。
- 3 施設維持管理業務実施に関する施設維持管理協力企業その他第三者の使用は、すべて乙の責任において行うものとし、施設維持管理協力企業その他施設維持管理業務の実施に関して乙又は施設維持管理協力企業が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由とみなして、乙が責任を負う。

(施設維持管理業務の統括責任者等の通知等)

- 第116条** 乙は、運営・維持管理業務開始予定日の30日前までに、要求水準書に従い、施設維持管理業務に係る統括責任者及び業務担当者をそれぞれ配置することとし、事前に、氏名その他必要な事項を甲に文書で通知のうえ、確認を受けなければならない。
- 2 乙は、運営・維持管理業務開始予定日の30日前から運営・施設維持管理業務開始日から病院運営業務等終了日までの間、各施設維持管理業務に係る統括責任者及び業務担当者をそれぞれ配置しなければならない。
 - 3 乙は、甲の事前の書面による承諾を得て、第1項に基づき甲に通知した統括責任者又は業務担当者を変更することができる。統括責任者又は業務担当者を変更する場合は、後任の統括責任者又は業務担当者が円滑に施設維持管理業務を行うことが可能となるよう、十分な引継期間を設けることを要する。
 - 4 甲は、第1項の規定により通知がなされた統括責任者又は業務担当者の変更を希望するときは、その理由を明らかにして乙に申し出ることができる。この場合、甲と乙は、統括責任者又は業務担当者の変更に関し協議を行う。

(施設設備維持管理計画書の提出)

- 第117条** 乙は、要求水準書及び事業者提案に基づき、各施設維持管理業務ごとに、甲が合理的に満足する様式及び内容の施設設備維持管理計画書（業務仕様書及び業務マニュアルを含む。以下同じ。）を作成し、運営・維持管理業務開始予定日の2箇月前までに甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。
- 2 甲は、運営・維持管理期間中、施設設備維持管理計画書に関して意見を述べることができ、乙はかかる意見を尊重し必要に応じて施設設備維持管理計画書の見直しを行わなければならない。
 - 3 甲及び乙は、業務仕様書及び業務マニュアルの作成に当たって協議することができる。かかる協議を行った場合、乙は、その協議の結果に従って業務仕様書及び業務マニュアルを作成しなければならない。
 - 4 乙が施設設備維持管理計画書の内容を変更しようとする場合は、遅滞なく甲と協議し、あらかじめ甲の確認を受けなければならない。

(修繕計画書の提出)

第118条 乙は、運営・維持管理期間中、以下の各施設維持管理業務に関し、各事業年度に、要求水準書、事業者提案に基づき、計画的に行う修繕に関して、甲が合理的に満足する様式及び内容の修繕計画書を作成し、当該事業年度が開始する 30 日前（ただし、運営・維持管理業務開始予定日の属する事業年度については当該開始予定日の 2 箇月前までとする。）までに甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。

(1) 病院施設維持管理業務

ア 建築物保守管理業務

イ 建築設備保守管理業務

(2) 職員宿舎、院内保育所、付帯施設等維持管理業務

ア 建築物保守管理業務

イ 建築設備保守管理業務

ウ 外構施設維持管理業務

エ 付帯施設維持管理業務

2 甲は、修繕計画書に関して意見を述べることができ、乙はかかる意見を尊重し必要に応じて修繕計画書の見直しを行わなければならない。

3 乙が修繕計画書の内容を変更しようとする場合は、遅滞なく甲と協議し、あらかじめ甲の確認を受けなければならない。

(施設維持管理業務に係る日報・月報の提出)

第119条 乙は、運営・維持管理期間中、要求水準書に基づき、各施設維持管理業務ごとに、各施設維持管理業務の実施状況及び要求水準書に規定されるその他の事項を記載した甲が合理的に満足する様式及び内容の施設維持管理業務に係る日報を作成及び保管し、甲の閲覧に供しなければならない。

2 乙は、運営・維持管理期間中、要求水準書に基づき、各施設維持管理業務ごとに毎月、当該月の翌月の 7 日（当日が閉庁日の場合は、その直後の開庁日とする。）までに、前項の日報に基づき、各施設維持管理業務の実施状況及び要求水準書に規定されるその他の事項を記載した甲が合理的に満足する様式及び内容の施設維持管理業務に係る月報を作成し、甲に提出しなければならない。

(施設維持管理業務に係る年度総括書の提出)

第120条 乙は、運営・維持管理期間中、要求水準書に基づき、毎事業年度終了後速やかに、第 117 条に規定する施設設備維持管理計画書に対応するものとして、甲が合理的に満足する様式及び内容の施設維持管理業務に係る年度総括書を作成し、甲に提出しなければならない。

(法令に基づく調査・検査)

第121条 乙は、運営・維持管理期間中、各建築物保守管理業務及び各建築設備保守管理業務に関し、当該業務の実施について適用ある関係法令（建築基準法及び消防法を含むがこれに限られない。）に基づき調査又は検査等を行った場合には、要求水準書に基づき、当該調査又は検査等の実施後速やかに、当該調査又は検査等の内容及び結果について報告書を作成し、甲に提出するものとする。

(警備業務の特則)

第122条 乙は、運営・維持管理期間中、事故、火災、災害等が発生した場合で、警備業務としての対応を行った場合には、要求水準書、事業者提案に基づき、当該対応後直ちに、発生した事故、火災、災害等及びそれに対する対応について事故発生報告書を作成し、甲に提出するものとする。

第9章 モニタリングの実施

(セルフモニタリング実施計画書の提出、モニタリング実施計画書の策定)

第123条 乙は、事業期間中、本契約のうち別紙 15、要求水準書、事業者提案及び業務仕様書に従い、モニタリングの時期、内容、組織、手続及び様式等に関しセルフモニタリング実施計画書を甲に提出し、甲の確認を受けるものとする。

2 甲は、乙と協議のうえ、本契約のうち別紙 15、要求水準書、事業者提案及び業務仕様書に従い、運営・維持管理業務開始予定日の2箇月前までにモニタリング実施計画書を策定する。

(病院運營業務等のモニタリングの実施)

第124条 甲は、自らの責任及び費用において、全体マネジメント業務については事業期間中、病院施設等整備業務については設計・施工期間中、病院運營業務及び施設維持管理業務については運営・維持管理期間中、医療機器等及び関連備品調達業務及び医薬品・診療材料等調達関連業務については当該業務実施期間中、要求水準書に規定する水準の業務が提供されているかどうかを確認するために、モニタリングを実施する。

2 モニタリングの項目、方法及び評価の方法並びに乙の病院運營業務等の不履行に対するサービス対価の減額等の手続については、別紙 15 及び前条に基づき策定するモニタリング実施計画書による。

3 甲は、第1項に規定するモニタリングの実施を理由として、本件事業実施の全部又は一部について、何らの責任を負担するものではない。

第 10 章 サービスの対価

(サービス対価の支払)

第125条 甲は、乙に対し、別紙 13 に記載する方法、金額及びスケジュールに従い、サービス対価を支払うものとする。

(設計・施工期間中の支払のための出来形確認)

第126条 乙は、別紙 13 に基づき施設整備業務費相当額に係るサービス対価の設計・施工期間中における支払を請求しようとするときは、あらかじめ当該請求に係る出来形（病院施設等整備業務に係る既済部分を含む。次項において同じ。）部分の施工等の内容を明らかにする写真（設計業務、工事監理業務等、写真による説明が不要であると合理的に認められる業務を除く。）を添付した書面をもって、甲に確認を請求しなければならない。

- 2 甲は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 14 日以内に、乙の立会いの下、病院施設等整備業務に係る出来形について、本契約、要求水準書、事業者提案及び設計図書と照合して、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、必要があると認められるときは、甲は、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

(サービス対価の改定)

第127条 サービス対価の改定は、別紙 14 の記載に従い行う。

(サービス対価の減額)

第128条 甲は、第 124 条に基づきモニタリングを実施し、要求水準書に規定する要求水準を満たしていない事項が存在すると判断した場合、別紙 15 及びモニタリング実施計画書に従い、改善勧告、サービス対価の減額、本契約の解除等を行うことができる。

- 2 前項による改善勧告、サービス対価の減額等は、乙の債務不履行による甲の損害賠償請求を妨げるものではない。また、前項のサービス対価の減額は業務の不履行による減額であり、損害賠償の予約を定めてこれをサービス対価から減額するものと解してはならない。
- 3 第 148 条若しくは第 151 条の規定又は甲の責めに帰すべき事由により乙が本件業務の全部又は一部の履行を免れた場合、乙が履行を免れたことにより不要となった費用に相当する金額をサービス対価から減額するものとする。ただし、甲の責めに帰すべ

き事由により乙が本件業務の全部又は一部の履行ができなかったことによる乙の損害賠償の請求を妨げない。

(サービス対価の返還)

第129条 甲は、業務報告書その他甲が乙の業務実績の確認の基礎とした資料等に虚偽の記載があることが判明した場合、当該虚偽記載判明後に乙に支払うべきサービス対価から当該虚偽記載がなければ甲が減額し得たサービス対価相当額に第146条第1項に定める利率で計算した額の損害金をを加えた額を減額することができる。

2 前項の場合において、当該虚偽記載判明後に乙に支払うべきサービス対価が当該虚偽記載がなければ甲が減額し得たサービス対価及び前項の損害金の合計額に不足するときは、乙は、甲に対して、当該不足額を返還しなければならない。

第11章 業務等に関する変更等

(要求水準書の変更)

第130条 甲は、別紙16に定める手続に従い、要求水準書の内容を変更することができる。

2 甲は、前項に規定する要求水準書の変更(乙の責めに帰すべき事由による変更を除く。)により、増加費用が発生する場合には、別紙16の規定に従い、合理的な範囲で当該増加費用を負担し、費用が減少する場合には当該費用相当額をサービス対価から減額する。ただし、法令変更又は不可抗力を原因として要求水準書を変更する場合の費用負担は、別紙18及び別紙19の規定に従う。

(業務仕様書等の変更)

第131条 乙は、業務仕様書及び業務マニュアルを変更することが必要と判断するとき、要求水準書を満たす限りにおいて、別紙17に定める手続に従い、随時業務仕様書及び業務マニュアルを変更することができる。

2 前項に規定する業務仕様書及び業務マニュアルの変更(甲の責めに帰すべき事由による変更及び前条に基づく要求水準書の変更に伴う変更を除く。)により、増加費用が発生する場合には、当該増加費用は別紙17に別段の定めのある場合を除き、乙負担とする。

第12章 表明及び保証等

(事実の表明及び保証)

第132条 乙は、甲に対し、本契約締結日現在において、次の各号に掲げる事実を表明

し、保証する。

- (1) 乙が、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づき適法に設立され、有効に存続する株式会社であること
- (2) 乙の本店所在地は京都市内であること
- (3) 乙は、本契約を締結し、また本契約の規定に基づき義務を履行する完全な権利、能力を有し、本契約上の乙の義務は、法的に有効かつ拘束力ある義務であり、乙に対して強制執行可能であること
- (4) 乙が本契約を締結し、これを履行することにつき、法令及び乙の定款、取締役会規則その他の社内規則上要求されている授權その他一切の手続を履践していること
- (5) 本契約が、乙の代表者又は代表者から有効な委任を受けた代理人によって締結されたこと
- (6) 本契約の締結及び本契約に基づく義務の履行は、乙に対して適用されるすべての法令及び乙の定款、取締役会規則その他の社内規則に違反せず、乙が当事者であり又は乙が拘束される契約その他の書面に違反せず、また乙に適用される判決、決定又は命令に違反しないこと
- (7) 乙の定款記載の目的が、本事業の遂行に限定されていること
- (8) 乙が、破産手続、民事再生手続、会社更生手続若しくは特別清算の開始その他の法的倒産手続開始の申立てをしておらず又は、第三者によるかかる手続の申立てもなされていないこと
- (9) 乙が、支払不能、支払停止又は債務超過の状態になく、かつ、本事業を行うことによって支払不能又は債務超過の状態に陥るおそれがないこと
- (10) 乙が、公租公課を滞納していないこと
- (11) 債務不履行事由を構成する事実又は時の経過若しくは通知により債務不履行事由を惹起させる事実はいずれも存在せず、また、乙の知る限り、本事業の遂行に関し、重大な悪影響を与える事実若しくは将来与える事実は存在しないこと
- (12) 乙による本事業の遂行に必要であって、本契約の締結に先立ち乙が取得し又は届け出るべき許認可がある場合、当該許認可の一切が適法に取得され、届出が適法に完了し、法的手続が適法に履践され、かつ、かかる許認可、手続が有効であり、また将来取り消されるおそれがないこと
- (13) 乙の知る限りにおいて、本事業を実施するために必要な乙の能力又は本契約上の義務を履行するために必要な乙の能力に重大な悪影響を及ぼしうる訴訟、請求、仲裁又は調査は、乙に対して係属しておらず、その見込みもないこと
- (14) 本契約に関し、乙が甲に対して提供した一切の情報が、その情報が提供された時点において一切の重要な点において真正、完全かつ正確なものであること。現在甲に対し開示されておらず、かつ開示された場合に、甲の決定に重大な影響を

及ぼすことが相当な事実及び状況の存在を乙が認知していないこと

(15) 乙の定款に会社法第 326 条第 2 項に定める取締役会、監査役及び会計監査人に関する定めがあること

2 甲は、乙に対し、本契約締結日現在において、次の各号に掲げる事実を表明し、保証する。

(1) 甲が本契約を締結し、これを履行することにつき、法令及び内部規則上要求されている授權その他一切の手續を履践していること

(2) 本契約は、適法、有効かつ拘束力ある甲の債務を構成し、本契約の規定に従い強制執行可能な甲の義務が生じること

(3) 本契約の締結及び本契約に基づく義務の履行は、甲に対して適用されるすべての法令及び内部規則に違反せず、甲が当事者であり又は甲が拘束される契約その他の書面に違反せず、また甲に適用される判決、決定又は命令に違反しないこと

(4) 甲による本契約上の債務不履行を構成する事実又は時の経過若しくは通知により債務不履行事由を惹起させる事実はいずれも存在せず、また、甲の知る限り、本事業の遂行に関し、重大な悪影響を与える事実若しくは将来与える事実は存在しないこと

(5) 平成 20 年第 4 回京都市会定例会において、本契約を締結するために必要な債務負担行為の議決がなされたこと

(6) 本事業の遂行に重大な悪影響を及ぼすこととなる訴訟又は行政手續が、裁判所又は政府機関において提起又は開始されておらず、また、甲の知る限り、そのおそれもないこと

(7) 本契約に関し、甲が乙に対して提供した一切の情報が、その情報が提供された時点において一切の重要な点において真正、完全かつ正確なものであること。現在乙に対し開示されておらず、かつ開示された場合に、乙の本事業に関する決定に重大な影響を及ぼすことが相当な事実及び状況の存在を甲が認知していないこと

(8) 本件土地の境界については、隣接する土地の所有者又は占有者との間において、訴訟、調停、仲裁その他の法的手續又は紛争解決手續は一切存在せず、隣地の所有者又は占有者から、境界につき、何らのクレーム、異議、不服又は苦情の申入れはないこと。本件土地に対する隣接地及びその建物又は工作物による不法な侵害は存在しないこと

(乙による約束)

第133条 乙は、甲に対し、本契約締結後 10 日以内に、甲が合理的に満足する形式及び内容の次の各号に掲げる書面を提出することを約束する。なお、次の各号の書面の記載内容が変更された場合も同様とする。

- (1) 調印済みの株主間協定の原本証明付の写し
 - (2) 許認可に関する以下の書類
 - ア 本事業を遂行するために必要であって、本契約締結に先立ち乙が取得又は届出をすべき許認可がある場合、当該許認可を取得又は完了し、有効に維持されていることを証する書面の写し
 - イ 本事業を遂行する協力企業及び協力企業の委託先の企業（再委託先も含む。）並びにこれらの使用人が本契約締結に先立ち取得又は届出をすべき許認可がある場合、当該許認可を取得又は完了し、有効に維持されていることを証する書面の写し
 - (3) 乙に係る以下の書類
 - ア 原本証明付きの定款の写し
 - イ 商業登記簿謄本
 - ウ 印鑑証明書
 - エ 本契約締結に係る授権を証する原本証明付きの取締役会議事録等の写し
 - (4) その他甲が別途合理的に定める書類
- 2 乙は、甲に対し、以下の書類を適宜提出することを約束する。なお、次の各号の書面の記載内容が変更された場合も同様とする。
- (1) 第5条の規定に従い、契約保証金を納付したこと（第5条に定めるいずれかの方法を取ったこと、又は第5条に従い履行保証保険を締結し、若しくは履行保証保険の保険金請求権に質権を設定したことを含む。）を証する書面
 - (2) 乙は、協力企業又は協力企業となろうとする者との間で契約を締結した場合は、当該契約締結後10日以内に、当該契約の写しを提出すること
 - (3) 本事業の資金調達のために資金提供者との間で融資契約を締結した場合は、当該契約締結後10日以内に融資契約を締結したことを証する書面を提出すること
 - (4) 本事業を遂行するために必要であって、本契約締結後に乙が取得又は届出をすべき許認可があり当該許認可を取得又は完了した場合は、当該取得又は完了後10日以内に、当該許認可を取得又は完了したことを証する書面の写しを提出すること
 - (5) 本事業を遂行する協力企業及び協力企業の委託先の企業（再委託先も含む。）並びにこれらの使用人が本契約締結後に取得又は届出をすべき許認可があり当該許認可を取得又は完了した場合は、当該取得又は完了後10日以内に、当該許認可を取得又は完了したことを証する書面の写しを提出すること
 - (6) 本事業の進捗状況など、本事業又は乙に関する情報で、随時甲が合理的に要求する書類又は資料を提出すること
- 3 乙は、甲に対し、事業期間中、次の各号に掲げる事項を遵守することを約束する。
- (1) 乙が、会社法に基づき適式、有効かつ適法に設立され、存続する株式会社であ

ること

- (2) 乙の本店所在地は京都市内であること
- (3) 乙が株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合、代表企業及び構成員が乙の全議決権を保有し、かつ、代表企業の議決権保有割合が株主中最大であること
- (4) 乙の定款の目的が本事業の遂行に限定されていること
- (5) 乙の定款に会社法第 326 条第 2 項に定める取締役会、監査役及び会計監査人に関する定めがあること
- (6) 乙の議決権株式は、会社法第 2 条第 17 号に定める譲渡制限株式とすること
- (7) 議決権株式を保有する株主から株式譲渡の承認を請求されたときは、当該譲渡について甲の事前の書面による承諾を受けていることを確認した後でなければ当該譲渡を承認する取締役会決議を行わないこと
- (8) 乙は、本契約を締結し履行する完全な能力を有し、本契約上の乙の義務は、法的に有効かつ拘束力のある義務であり、乙に対して強制執行可能であること
- (9) 乙が本契約を締結しこれを履行することにつき、日本国の法令及び乙の定款、取締役会規則その他社内規則上要求されている授權その他一切の手続を履践していること
- (10) 本契約の締結及び本契約に基づく義務の履行は、乙に対して適用されるすべての法令に違反せず、乙が当事者であり若しくは乙が拘束される契約その他の合意に違反せず、又は乙に適用される判決、決定若しくは命令に違反しないこと
- (11) 乙は、本契約に関し、その情報が提供された時点において一切の重要な点において真正、完全かつ正確な情報を甲に対して提供すること
- (12) 甲に対し、次に掲げる事実を知った後直ちにこれを通知すること
 - ア 債務不履行事由その他乙による本契約違反
 - イ 前条第 1 項に規定する表明及び保証に係る不実が判明したこと
 - ウ 乙と協力企業との間の契約違反又は協力企業とその委託先との間の重大な契約違反
 - エ 乙が当事者となっているその他の契約における乙の重大な契約違反
 - オ 来院者又は患者から病院、乙若しくは協力企業(委託先及び再委託先を含む。)又はこれらの職員に関し、要望、苦情等を受けたこと
 - カ 乙の商号、住所、代表者、役員、届出印鑑その他甲に届け出た事項についての変更
 - キ 乙に対する訴訟若しくは行政手続の提起若しくは係属、又はそのおそれのある事実
 - ク 協力企業等に対する国又は地方公共団体による業務停止又は指名停止の事実
 - ケ 本事業の遂行に重大な悪影響を及ぼす法令変更

コ その他乙又は本事業の遂行に重大な悪影響を及ぼす事実

サ 時の経過又は通知により，上記アからウのいずれかに該当する事実又はそのおそれのある事実の発生

(13) 本事業を遂行するために必要な許認可を取得又は完了し，本事業の期間中その効力を維持し，必要な場合には適宜これを変更又は更新すること

4 乙は，事業期間中，以下の各号に掲げる行為を行わないものとする。ただし，甲が別途書面により承諾した場合にはこの限りではない。

(1) 本契約に基づく一切の債権債務が消滅するに至るまで，本契約上の地位及び本事業について甲との間で締結した契約に基づく契約上の地位について，これを譲渡，担保提供その他の方法により処分すること

(2) 甲に対して有する債権について，これを第三者に譲渡，担保提供その他の方法により処分すること

(3) 本件工事対象施設の出来形の全部又は一部の譲渡，担保権設定又は実行その他の方法により処分すること

(4) 定款記載の目的の範囲外の行為を行うこと又は本事業以外の事業を遂行すること

(5) 定款記載の目的の変更

(6) 破産手続，民事再生手続，会社更生手続又は特別清算の開始その他の法的倒産手続開始の申立て

(甲による約束)

第134条 甲は，事業期間中，次の各号に掲げる事項を遵守することを約束する。

(1) 甲が本契約に基づき行うことのある意思表示及び通知につき，法令及び内部規則上要求されている授權その他一切の手続を履践すること

(2) 本契約上の甲の債務を履行するために必要な一切の措置を講じること

(3) 本契約に関し，その情報が提供された時点において一切の重要な点において真正，完全かつ正確な情報を乙に対して提供すること

(4) 本契約締結日現在乙に対し開示されておらず，かつ開示された場合に，乙の本事業に関する決定に重大な影響を及ぼす可能性がある事実及び状況の存在を甲が認知した場合には，直ちに乙に通知すること

(5) 本件土地の境界について，隣接する土地の所有者若しくは占有者との間における，訴訟，調停，仲裁その他の法的手続若しくは紛争解決手続，隣地の所有者若しくは占有者からのクレーム，異議，不服若しくは苦情の申入れ又は，本件土地に対する隣接地及びその建物若しくは工作物による不法な侵害を認識した場合には，直ちに乙に通知すること

(6) 乙が本件土地を本事業に使用するために必要な事務を行うこと

- (7) 乙に対し、下記のとおり書類を適宜提出し、報告を行うこと
- ア 本事業に関し、甲が、保険会社等との間で各種保険契約を締結した場合は、当該保険契約書の原本を甲が受領後 10 日以内に当該保険契約書の写し(契約変更, 更新, 新たに契約を締結した場合も同様とする。)を提出すること
 - イ 本事業を遂行するために必要であって、本契約締結後に甲が取得又は届出をすべき許認可があり当該許認可を取得又は完了した場合は、当該取得又は完了後 10 日以内に、当該許認可を取得又は完了したことを証する書面の写しを提出すること
- (8) 乙に対し、次に掲げる事実を知った後直ちにこれを通知すること
- ア 債務不履行事由
 - イ 第 132 条第 2 項に規定する表明及び保証に係る不実が判明したこと
 - ウ その他甲による本契約違反
 - エ 本事業の遂行に重大な悪影響を及ぼす法令変更
 - オ 時の経過又は通知により、上記アからウに該当する事実又はそのおそれのある事実の発生

第 13 章 契約期間及び契約の終了

(契約期間)

第135条 本契約は、本契約締結日から効力を生じ、病院運営業務等終了日をもって終了する。ただし、本契約終了後においても、本契約に基づき発生し、存続している権利義務及び守秘義務の履行のために必要な範囲で、本契約の規定の効力は存続する。

(乙の債務不履行による契約解除)

第136条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に通知することにより、本契約の全部を解除することができる。

- (1) 乙が本事業の実施を放棄し、3日間以上にわたりその状態が継続したとき
- (2) 乙が、破産、会社更生、民事再生若しくは特別清算その他倒産法制上の手続について乙の取締役会でその申立てを決議したとき、又は第三者(乙の取締役を含む。)によってその申立てがなされたとき
- (3) 落札者のいずれかに、基本協定書第6条第8項に該当する事由が発生したとき
- (4) 乙が、本契約に基づき提出する報告書及び第164条の計算書類等に重大な虚偽記載を行ったとき
- (5) 乙が、正当な理由なく、設計業務又は本件工事着工予定日を過ぎても設計業務又は本件工事に着手せず、甲が、乙に対し、相当の期間を定めて催告しても、乙から当該遅延について甲の満足する説明が得られないとき

- (6) 乙の責めに帰すべき事由により、各本件工事対象施設の引渡予定日から 30 日が経過しても各本件工事対象施設の引渡しが行われないとき、又は明らかに引渡しの見込みがないとき
 - (7) 乙の責めに帰すべき事由により、運営・維持管理業務開始予定日から 30 日が経過しても病院運営業務が開始されないとき、又は明らかに開始の見込みがないとき
 - (8) 乙の責めに帰すべき事由により行政財産無償貸借契約が解除されたとき
 - (9) 前各号に掲げる場合のほか、乙が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達することができないと甲が認めたとき
- 2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により、乙が実施する病院運営業務等の水準が要求水準書に記載された要求水準を満たさない場合、別紙 15 及びモニタリング実施計画書の規定に従い、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(甲の債務不履行による契約解除)

第137条 乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に対して通知することにより、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 甲が本契約上の金銭債務の履行を遅滞し、乙から催告を受けてから 60 日間当該遅滞が治癒しないとき
- (2) 甲の責めに帰すべき事由により、本契約上の乙の義務の履行が不能となったとき
- (3) 甲の責めに帰すべき事由により、甲が本契約上の甲の重大な義務（金銭債務を除く。）の不履行をし、乙から催促を受けてから 3 箇月間当該不履行が治癒しないとき

(甲の任意による契約解除)

第138条 甲は、本契約を継続する必要がなくなった場合には、6 箇月以上前に乙に対して通知することにより、本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合においては、合理的な範囲内における乙の甲に対する損失の補償の請求を妨げるものではない。

(違約金)

第139条 第 136 条（ただし、同条第 1 項第 3 号を除く。）の規定により本契約が解除された場合、乙は、次の各号に従い、当該各号に定める額を違約金として、甲の指定する期限までに支払わなければならない。

- (1) 新館引渡し前に解除された場合
別紙 1 の施設整備費相当額の 100 の 30 に相当する額。

- (2) 病院施設等整備完了日後に解除された場合
運営・維持管理業務開始日から1年間の全体マネジメント業務、病院運営業務及び施設維持管理業務に係るサービス対価の100分の10に相当する額
 - (3) 新館引渡後病院施設等整備完了日前に解除された場合
前2号の額を合算した額。ただし、乙が甲に本件新設工事対象施設又は本件改修工事対象施設を引き渡したときは、当該引渡し済み本件新設工事対象施設又は本件改修工事対象施設に相当する建設工事費相当額を適宜控除することができる。
- 2 甲は、前項の場合において、第5条の契約保証金又はこれに代わる担保をもって違約金に充当することができるものとする。
 - 3 第1項の場合において、乙は、解除に起因して甲が被った損害額が違約金の額を上回るときは、その差額を甲の請求に基づき支払わなければならない。
 - 4 第137条又は第138条の規定により本契約が解除された場合、乙は、甲に対して、当該終了により被った合理的な損害の賠償を請求することができるものとする。

(新館引渡し前の解除の効力)

第140条 甲は、新館の引渡前に本契約が解除された場合においては、病院施設等整備業務の設計業務のうち既に完了した部分（以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときの既履行部分、及び本件病院施設（ただし、既に甲が乙から引渡しを受けているものを除く。）の出来形部分を確認のうえ、当該確認を受けた部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた既履行部分及び出来形部分に相応する施設整備業務費相当額を一括又は分割により乙に支払わなければならない。この場合において、甲は、必要があると認めるときは、その理由を事業者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して確認することができる。

- 2 前項の場合において、確認又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 3 第1項にかかわらず、新館の引渡前に本契約が解除された場合において、甲に引渡し済みの本件病院施設があるときは、甲は、当該履行済み分に相当する施設整備業務費相当額の未払額を一括又は分割により乙に支払わなければならない。
- 4 新館の引渡前に本契約が解除された場合において、甲に引渡し済みの医療機器等及び関連備品があるときは、甲は、当該履行済み分に相当する医療機器等及び関連備品の調達費相当額の未払額を一括又は分割により乙に支払わなければならない。
- 5 乙は、新館の引渡前に本契約が解除された場合において、本件土地に乙が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（設計協力企業若しくは建設協力企業又は第33条若しくは第52条の規定により設計協力企業若しくは建設協力企業から病院施設等整備業務の一部を委任され若しくは請け負った者の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、乙は、当該物件

を撤去するとともに、本件用地を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。

- 6 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は本件土地の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、本件土地を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

(病院施設等整備完了日後の解除の効力)

第141条 病院施設等整備完了日後に本契約が解除された場合、本契約は将来に向かって終了するものとする。

- 2 甲は、本契約が解除された日から 10 日以内に、本件病院施設等の現況を確認するものとし、当該確認により、本件病院施設等に乙の責めに帰すべき事由による損傷等が認められるときは、甲は、乙に対してその修補を求めることができる。この場合において、乙は、自らの費用で必要な修補を実施した後、速やかにその旨を甲に通知しなければならないこととし、甲は、当該通知の受領後 10 日以内に当該修補の完了の確認を行わなければならない。
- 3 乙は、甲又は甲の指定する者に対して、本件病院施設等の運営ができるよう病院運営業務等に関して必要な事項を説明し、かつ、乙が用いた病院運営業務等の業務仕様書、業務マニュアル、申し送り事項その他の資料を提供するほか、必要な引継ぎを行わなければならない。
- 4 乙は、別段の合意のある場合を除き、病院運営業務等の終了に際し、自らの費用で整備した備品、情報システム、什器等を撤去しなければならない。
- 5 乙は、第 109 条により甲から提供を受けていた場所を病院運営業務等開始前の原状に復して甲に返還しなければならない。ただし、甲の承諾を受けた部分についてはこの限りではない。
- 6 乙は、病院運営業務等の終了に際し、甲の指示に従い、自己の保有する医療情報及び物品管理情報に係るデータを病院総合情報システムに移行しなければならない。
- 7 乙は、病院運営業務等の終了に際し、甲から貸与を受けた備品等がある場合には、当該備品等を甲に返還しなければならない。この場合において、当該備品等が乙の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損した場合には、代品を納め、若しくは原状に回復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 8 乙は、別段の合意のある場合を除き、本契約が解除された後、第 3 項の引継ぎが終了するまで、病院運営業務等を継続しなければならない。
- 9 本契約が解除され、第 3 項の引継ぎ終了後、乙は、病院運営業務等を終了し、病院運営業務等に係る費用相当分の未払い期間についての業務報告書を速やかに甲に提

- 出し、その確認を受けるものとする。甲は、モニタリング実施計画書に従いモニタリングを行い、必要な場合は病院運営業務等に係る費用相当分の減額を行った上で、乙の請求に基づき、未払い部分の病院運営業務等に係る費用相当分を支払うものとする。
- 10 本契約解除後、乙に病院運営業務等に係る費用が生じた場合は、実際の病院運営業務等が実施された期間に応じた日割り額を別紙 13 に規定された支払のスケジュールに従って乙に支払うものとする。
- 11 調達関連業務又は病院運営業務の一部が解除された場合、「病院運営業務等」を「当該病院運営業務」又は「当該調達業務」と読み替えて、第 4 項から第 7 項、第 8 項から前項を適用する。

(新館引渡日後病院施設等整備完了日前の解除の効力)

第142条 新館引渡日後病院施設等整備完了日前に本契約が解除された場合は、第 140 条の「新館の引渡」を「病院施設等整備完了日」と読み替え、前条の「病院施設等整備完了日」を「新館の引渡」と読み替えて（ただし、同条は病院運営業務が開始されている部分についてのみ適用される。）、前 2 条を適用する。

(期間満了による契約の終了)

- 第143条** 乙は、本契約が期間満了により終了する場合は、第 135 条に規定する契約期間終了予定日の 14 日前までに、本件病院施設等の現況を検査し、その結果を甲に報告する。この場合において、本件病院施設等に乙の責めに帰すべき事由による損傷が認められたときは、甲は、乙に対し、その修補を求めることができる。
- 2 乙は、前項の規定により甲から修補を求められたときは、必要な修補を実施した後速やかに、甲に対し、修補が完了した旨を通知しなければならない。甲は、前項の通知を受領後 10 日以内に修補の完了の検査を行わなければならない。
- 3 乙は、甲又は甲の指定する者に対して、本件病院施設等の運営ができるよう病院運営業務等に関して必要な事項を説明し、かつ、乙が用いた病院運営業務等の業務仕様書、業務マニュアル、申し送り事項その他の資料を提供するほか、必要な引継ぎを行わなければならない。
- 4 乙は、別段の合意のある場合を除き、病院運営業務等の終了に際し、自らの費用で整備した備品、情報システム、什器等を撤去しなければならない。
- 5 乙は、第 109 条により甲から提供を受けていた場所を病院運営業務等開始前の原状に復して甲に返還しなければならない。ただし、甲の承諾を受けた部分についてはこの限りではない。
- 6 乙は、病院運営業務等の終了に際し、甲の指示に従い、自己の保有する医療情報及び物品管理情報に係るデータを病院総合情報システムに移行しなければならない。
- 7 乙は、病院運営業務等の終了に際し、甲から貸与を受けた備品等がある場合には、

当該備品等を甲に返還しなければならない。この場合において、当該備品等が乙の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損した場合には、代品を納め、若しくは原状に回復して返還し、又は返還に変えてその損害を賠償しなければならない。

- 8 乙は、本契約終了日までに前7項の業務をすべて終了した上で、最終の支払対象期間に係る報告書を作成して甲に提出し、甲の確認を受けるものとする。

(保全義務)

第144条 乙は、契約解除の通知の日から第140条の規定による引渡し又は第141条の規定による病院運営業務等引継ぎ完了の時まで、本件病院施設等の出来形部分又は本件病院施設等について、自らの負担で必要最小限の維持保全に努めなければならない。

(関係書類の引渡し等)

第145条 乙は、第140条の規定による引渡し又は第141条の規定による病院運営業務等引継ぎ完了と同時に、設計図書等本件病院施設等の施工に係る書類その他本件病院施設の設計、施工及び運営等に必要な一切の書類（以下「設計図書等」という。）を甲に引き渡さなければならない。

- 2 甲は、本契約に従い引渡しを受けた設計図書等を本件病院施設等の運営のために、無償で自由に使用（複製、頒布、改変及び翻案を含む。以下この項において同じ。）することができる。乙は、甲による設計図書等の自由な使用が、第三者の著作権及び著作者人格権を侵害しないよう必要な措置をとらなければならない。

第14章 損害賠償等

(遅延利息)

第146条 甲又は乙が本契約に基づいて履行すべきサービスの対価その他の金銭の支払を遅延した場合、当該遅延した金額につき、履行すべき日（以下、本条において「履行期日」という。）の翌日（同日を含む。）から当該金銭債務の支払が完了した日（同日を含む。）までの期間の日数に応じ、甲については、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年大蔵省告示第991号）に定める履行期日時点における率を乗じて計算した額の遅延利息を、乙については、国の債権に関する遅延利息の率（昭和32年大蔵省告示第8号）に定める履行期日時点における率を乗じて計算した額の遅延利息をそれぞれ相手方に支払わなければならない。これらの場合の遅延利息の計算方法は、年365日の日割計算とする。

- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が、100円未満であるときは、甲及び乙は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(損害賠償)

- 第147条** 前条に定める場合のほか、甲が本契約上の義務に違反した場合、乙は、甲に対し、当該違反により被った損害の賠償を請求することができる。
- 2 本契約に別段の定めがある場合を除き、乙が本契約上の義務に違反した場合は、甲は乙に対し当該違反により被った損害の賠償を請求することができる。

第15章 法令変更

(通知等)

- 第148条** 甲又は乙は、法令の変更又は新設（以下「法令変更等」という。）により本契約上の義務の履行が不能となった場合には、速やかにその内容の詳細を本契約の相手方当事者に対して通知する。この場合、当該通知を行った者は、当該法令変更等が発生した日以降、当該法令変更等により履行不能となった義務について、本契約に基づく履行義務を免れる。ただし、当該通知を行った本契約の当事者は、当該法令変更等により本契約の相手方当事者に発生する損失を最小限にするよう努めなければならない。

(協議及び増加費用の負担等)

- 第149条** 甲及び乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、法令変更等に対応するため速やかに本件病院施設の設計・施工（改修及び解体を含む。）、本契約又は要求水準書の変更並びに増加費用の負担等について協議しなければならない。
- 2 前項の協議にかかわらず、当該法令変更等の公布日から120日以内に甲及び乙が合意に至らない場合、甲は当該法令変更等に対する合理的な範囲の対応方法を乙に対して通知し、乙は、これに従い本事業を継続するものとする。この場合における増加費用の負担は、別紙18に定める負担割合によるものとする。
- 3 法令変更等により乙が病院運営業務等の一部を履行できなかった場合、甲は、乙が当該業務を実施しなかったことにより免れた費用に相当する金額をサービス対価から減額することができるものとする。
- 4 甲又は乙は、前3項の場合において、サービス対価の減額を目的とした要求水準の変更又は業務遂行方法の採用が可能であると認めたときは、相手方当事者に対してサービス対価の減額等について協議を行うことを求めることができる。
- 5 法令変更等に起因して、本件解体工事の終了又は本件新設工事対象施設若しくは本件改修工事対象施設の引渡しの遅延が見込まれる場合、甲及び乙は協議のうえ、引渡予定日を変更することができる。

(法令変更等による契約の終了)

第150条 前条の規定にかかわらず、本契約の締結後における法令変更等により、甲が本事業の継続が困難と判断した場合又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、甲は、乙と協議のうえ、本契約の全部又は一部を解除により終了させることができる。

2 前項に基づき本契約の全部又は一部が終了した場合の措置は、第140条から第142条の規定に従う。

3 第1項の規定に基づき本契約の全部又は一部が終了した場合において発生した増加費用の甲と乙の負担割合は、別紙18のとおりとする。

第16章 不可抗力

(通知の付与)

第151条 甲又は乙は、不可抗力により本契約上の義務の履行が不能となった場合には、速やかにその内容の詳細を本契約の相手方当事者に対して通知する。この場合、当該通知を行った者は、当該不可抗力が発生した日以降、当該不可抗力により履行不能となった義務について、本契約に基づく履行義務を免れる。ただし、当該通知を行った本契約の当事者は、当該不可抗力により本契約の相手方当事者に発生する損失を最小限にするよう努めなければならない。

(協議及び損害額の負担等)

第152条 甲及び乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、不可抗力に対応するため速やかに本件病院施設の設計・施工（改修及び解体を含む。）、本契約又は要求水準書の変更及び損害額の負担等について協議しなければならない。

2 前項の協議にかかわらず、当該不可抗力が生じた日から60日以内に甲及び乙が合意に至らない場合、甲は当該不可抗力に対する合理的な範囲の対応方法を乙に対して通知し、乙は、これに従い本事業を継続するものとする。この場合における損害の負担割合は、別紙19の定めによるものとする。

3 不可抗力により乙が病院運営業務等の一部を履行できなかった場合、甲は、乙が当該業務を実施しなかったことにより免れた費用に相当する金額をサービス対価から減額することができるものとする。

4 不可抗力に起因して、本件解体工事の終了又は本件新設工事対象施設若しくは本件改修工事対象施設本件病院施設の引渡しの遅延が見込まれる場合、甲及び乙は協議のうえ、引渡予定日を変更することができる。

(不可抗力への対応)

第153条 不可抗力により本契約の一部若しくは全部が履行不能となった場合又は本件病院施設に重大な損害が発生した場合、乙は当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、要求水準書で求める範囲内で対応を行うものとする。

(不可抗力による契約の終了)

第154条 第152条の規定にかかわらず、不可抗力により、甲が本事業の継続が困難と判断した場合又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、甲は、乙と協議のうえ、本契約の全部又は一部を解除により終了させることができる。

2 前項に基づき本契約の全部又は一部が終了した場合の措置は、第140条から第142条の規定に従う。

3 第1項の規定に基づき本契約の全部又は一部が終了した場合において発生した損害の甲と乙の負担割合は、別紙19のとおりとする。

第17章 協議会等の設置

(会議への出席及びモニタリング委員会の設置)

第155条 乙は、本事業の実施及び本件病院の経営改善等に関する重要な方針等について協議するために、甲が設置する会議に出席し、積極的に協議に参画し、意見を述べるものとする。

2 乙は、本事業に関する問題発生時の原因究明、改善対策の策定及び病院運用の改善案等を協議するために、甲が設置する会議に出席し、積極的に協議に参画し、意見を述べるものとする。

3 前2項に定める会議の構成及び開催方法等については、甲と乙が協議して別に定める。

4 甲及び乙は、別紙15に基づきモニタリングにおける評価の事実認定及び確定行為をするため、モニタリング委員会を設置する。

5 乙は、甲が要求したときは、第1項から第2項の会議並びに前項の委員会の開催に必要な資料の作成等を行う。

6 乙は、甲が本件病院の機関として設置しているその他の各種委員会への出席又は資料提供を求められたときは、これらの求めに応じなければならない。

(係争調整会議)

第156条 甲及び乙は、本事業を円滑に遂行し、本事業に関する甲と乙の間の紛争を予防し、解決することを目的として、本契約締結後速やかに係争調整会議を設置する。

2 係争調整会議においては、本事業に関する疑義及び異議の解決、本契約に関する解

積並びに本契約に定めのない事項の決定その他本事業に関する必要な一切の協議を行う。

- 3 係争調整会議は、甲の関係所属長、乙の役職員並びに甲及び乙が必要に応じ随時その協議により構成員と定める本事業の関係者により構成される。係争調整会議は、必要に応じ、構成員以外の者に対して出席及び意見を求めることができる。
- 4 係争調整会議の構成、議事録の作成等に関する事項は、甲と乙との協議により別途定める。

第18章 著作権等

(著作権等の帰属)

第157条 甲が、本事業の入札手続において又は本契約に基づき、乙又は落札者に対して提供した情報、書類、図面等（甲が著作権を有しないものを除く。）の著作権等は、甲に帰属する。

(著作権の譲渡等)

- 第158条** 甲は、成果物について甲の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本契約の終了後も存続するものとする。
- 2 成果物のうち著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に定める著作物に該当するものに係る同法第2章及び第3章に規定する著作者の権利（次条において「著作者の権利」という。）の帰属は、同法の定めるところによる。
 - 3 乙は、甲が成果物を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない。自ら又は著作者（甲を除く。）をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。
 - (1) 著作者名を表示することなく成果物の全部若しくは一部又は本件病院施設等の内容を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は甲が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に使用させること。
 - (2) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
 - (3) 本件病院施設等の完成、補修等のために必要な範囲で甲又は甲が委託する第三者をして成果物について複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
 - 4 乙は、自ら又は著作者若しくは著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。
 - (1) 成果物の内容を公表すること。
 - (2) 本件病院施設等に乙の実名又は変名を表示すること。
 - (3) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(著作権等の譲渡禁止)

第159条 乙は、自ら又は著作者をして、成果物に係る著作者の権利を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は譲渡させ、若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(第三者の知的財産権等の侵害)

第160条 乙は、本契約の履行に当たり、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権及びその他の知的財産権（以下「知的財産権等」という。）を侵害しないこと並びに乙が甲に対して提供する成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害していないことを甲に対して保証する。

2 乙が本契約の履行に当たり第三者の有する知的財産権等を侵害し、又は乙が甲に対して提供するいずれかの成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害する場合には、乙は、乙の責めに帰すべき事由の有無の如何にかかわらず、当該侵害に起因して甲に直接又は間接に生じたすべての損失、損害及び費用につき、甲に対して補償及び賠償し、又は甲が指示する必要な措置を行う。ただし、乙の当該侵害が、甲の指定する工事材料、施工方法又は維持管理方法等を使用したことに起因する場合には、この限りではない。

(工業所有権)

第161条 乙は、特許権等の工業所有権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わねばならない。ただし、甲が当該技術等の使用を指定し、かつ乙が当該技術に係る工業所有権の存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用（損害賠償に要するものを含む。）を負担しなければならない。

第19章 その他

(公租公課の負担)

第162条 本契約に関連して生じる公租公課は、本契約に別段の定めがある場合を除き、すべて乙の負担とする。

(金融機関との協議)

第163条 甲は、本事業の継続性を確保するため、乙に対し資金提供を行う金融機関等と協議し、直接協定を締結することができる。

(計算書類等の提出)

第164条 乙は、本契約締結後事業期間終了まで、各事業年度の終了の日から3箇月以内に、当該事業年度の計算書類等(会社法第435条第2項にいう計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書をいう。)を作成し、会社法第4章第9節及び第5章の規定に従い会計監査人による監査を受けた上で、甲に提出しなければならない。なお、甲は、当該計算書類等を公開することができる。

(秘密保持・個人情報保護等)

第165条 甲及び乙は、相手方当事者の事前の書面による承諾を得た場合を除き、互いに本事業に関して知り得たすべての情報(第4項の個人情報を除く。)の内容を自己の役員、従業員、代理人及びコンサルタント、協力企業等又は出資者(以下、本条において「役員等」という。)以外の第三者に漏らし、及び本契約の履行以外の目的以外に使用してはならず、並びに役員等に守秘義務を遵守させるものとする。ただし、本事業に関して知る前に既に自ら保有していたもの、本事業に関して知る前に公知であったもの、本事業に関して知った後自らの責めによらないで公知となったもの、及び本事業に関して知った後正当な利益を有する第三者から何らかの秘密保持義務を課せられることなしに取得したものについては、この限りではない。

- 2 乙は、乙の役員及び従業員並びに乙の代理人及びコンサルタントが、前項の秘密を漏洩しないよう、適切な措置を講じるものとする。
- 3 乙は、委託契約又は請負契約において協力企業等に第1項に定める乙の義務と同様の義務を課すものとし、協力企業等をして、甲に対し当該義務を負う旨の確約書を差し入れさせる。
- 4 乙は、本事業を実施するための個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、京都府個人情報保護条例(平成8年条例第1号)及び別紙20に規定された事項を遵守しなければならない。

(契約上の地位の譲渡)

第166条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ない限り、本契約又は本事業に関して甲との間で締結したその他の契約に基づく契約上の地位又は債権を第三者に譲渡し、又は継承させ、若しくは担保の目的に供する等の一切の処分を行ってはならない。

- 2 乙は、事業期間中においては、甲の事前の書面による承諾を得ない限り、出資者以外の第三者に対して、株式、新株予約権及び新株予約権付社債を発行し、乙の株式を引き受ける権利を出資者以外の第三者に与え、又は他の法人との合併、事業譲渡、会社分割等、乙の会社組織上の重要な変更をしてはならないものとする。
- 3 甲は、前2項に定める行為が、乙の経営若しくは本事業の安定性を著しく阻害し、又は甲の事業に関与することが適当でない者が参加することとなると認められる場

合には、承諾を与えないことができる。

(地方独立行政法人への移行等)

第167条 甲は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第66条第1項に基づき、甲が京都市立病院に関し有する権利及び義務を、同法に基づき新たに設立される地方独立行政法人（以下「本件独立行政法人」という。）に対し、甲が定める範囲において、承継させることができる。この場合、甲の本契約における地位は、当該範囲において、本件独立行政法人の成立の時に本件独立行政法人が承継するものとする。

2 乙は、本件独立行政法人の設立及び前項に定める権利及び義務の承継が行われる場合、必要に応じてこれに協力するものとする。なお、乙が甲に協力するために必要となる費用は乙の負担とする。

3 甲は、本件独立行政法人により本事業の履行が確実になされるよう、本件独立行政法人に対し指示する中期目標等を適切に定め、本件独立行政法人が策定し甲が認可する中期計画等において本事業を位置づけさせるなど、本件独立行政法人により本契約上の義務が確実に履行されるよう計画させるものとする。

4 乙は、第1項に定める甲から本件独立行政法人への権利及び義務並びに地位の承継を予め承諾し、当該承継について地方独立行政法人法第66条第3項の異議を述べないものとする。

(乙の兼業禁止)

第168条 乙は、本事業に係る業務以外の業務を行ってはならない。ただし、甲の事前の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(監査・会計検査等への協力)

第169条 乙は、甲が受ける甲の監査、国の会計検査若しくは法令に定められた会計検査又は厚生労働省若しくは京都府社会保険事務局の特定協同指導若しくは京都市保健所の医療監視に協力しなければならない。

(見学者対応等)

第170条 乙は、事業期間中に見学者が来院したときは、甲の合理的な要請に従い、見学者の見学に協力するものとする。

(管轄裁判所)

第171条 本契約に関して発生したすべての紛争は、京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義に関する協議)

第172条 本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が誠実に協議して、これを定めるものとする。

(その他)

第173条 本契約に定める請求、通知、報告、勧告、承諾及び契約終了告知並びに解除は、相手方に対する書面をもって行われなければならない。なお、甲及び乙は、当該請求等のあて先をそれぞれ相手方に対して別途通知するものとする。

- 2 本契約の履行に関して甲と乙の間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 4 本契約の履行に関して甲と乙の間で用いる計算単位は、本契約、要求水準書、入札説明書等、事業者提案又は設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
- 5 本契約の履行に関する期間の定めについては、本契約、要求水準書、入札説明書等、事業者提案又は設計図書に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 6 本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈するものとする。

以 上

別紙1 契約金額の内訳（頭書関係）

別紙2 用語の定義集（第1条関係）

- 1 「医薬品卸業者」とは、医薬品を本件病院に納品する医薬品・診療材料等調達協力企業等及び業者をいう。
- 2 「医薬品・診療材料等」とは、医薬品・診療材料等調達業務として乙が調達する医薬品、診療材料、消耗品及び消耗備品をいう。
- 3 「医薬品・診療材料等調達業務」とは、医薬品・診療材料等の調達に関連する業務をいい、詳細は要求水準書5 調達業務 1 医薬品、診療材料、消耗品、消耗備品の調達業務に規定される業務をいう。
- 4 「医薬品・診療材料等調達業務開始日」とは、医薬品・診療材料等調達業務を実際に開始した日をいう。
- 5 「医薬品・診療材料等調達業務開始予定日」とは、平成●年●月●日をいう。
- 6 「医薬品・診療材料等調達協力企業」とは、乙から直接医薬品・診療材料等調達業務を受託し又は請け負う者である●をいう。
- 10 「医薬品・診療材料等調達協力企業等」とは、医薬品・診療材料等調達協力企業及び医薬品・診療材料等調達協力企業から医薬品・診療材料等調達業務を受託し又は請け負うこと等により医薬品・診療材料等調達業務を実施する者の全部又は一部をいう。
- 11 「医薬品・診療材料等調達基準」とは、甲及び乙が医薬品・診療材料等ベンチマークを設定した後に、医薬品・診療材料等調達業務の履行結果として達成すべき「基準」として双方協議のうえ確定するものをいう。
- 12 「医薬品・診療材料等調達予定リスト」とは、次期の医薬品・診療材料等調達業務を開始する前の段階において、調達を予定する医薬品について、可能な限り確かな見込をもって、その品目、数量及び単価についてリスト化したものであり、その作成時点での最新の情報等を元に確定したものをいう。
- 13 「医薬品・診療材料等調達予定リスト作成業務」とは、医薬品・診療材料等調達予定リストの作成及びこれに関連する業務をいい、詳細は要求水準書5 調達業務

- 1 医薬品，診療材料，消耗品，消耗備品の調達業務に規定される。
- 14 「医薬品・診療材料等ベンチマーク」とは，医薬品・診療材料等調達業務実施後に乙が行う自己評価並びに甲が行う健全経営への貢献の視点に基づくモニタリングの際に用いられる，他病院等との比較指標をいう。
- 15 「医療機器等」とは，医療機器等及び関連備品調達業務として乙が調達する医療機器であって，医療機器等及び関連備品調達リスト又は最終選定医療機器等及び関連備品リストに記載されている医療機器をいう。
- 16 「医療機器等及び関連備品卸業者」とは，医療機器等及び関連備品を本件病院に納品する医療機器等及び関連備品調達協力企業及び業者をいう。
- 17 「医療機器等及び関連備品調達業務」とは，医療機器等及び関連備品の調達に関連する業務をいい，詳細は要求水準書 5 調達業務 2 医療機器等及び関連備品の調達業務に規定される業務をいう。
- 18 「医療機器等及び関連備品調達協力企業」とは，乙から直接医療機器等及び関連備品調達業務を受託し又は請け負う者である●をいう。
- 19 「医療機器等及び関連備品調達リスト」とは，本事業で調達することを入札公告時点において想定した医療機器等及び関連備品の一般名称，仕様及び構成部品等を記載したリストで入札説明書等に添付されたものをいう。
- 20 「医療機器等及び関連備品の調達費相当額」とは，サービス対価のうち，別紙 13 における医療機器等の調達費関連相当額をいう。
- 21 「運営・維持管理期間」とは，運営・維持管理業務開始日から本契約終了日までの期間をいう。
- 22 「運営・維持管理業務開始日」とは，乙が本契約に従って病院運営業務を開始した日をいう。
- 23 「運営・維持管理業務開始予定日」とは，平成●年●月●日をいう。

- 24 「運営業務計画書」とは、病院運営業務に関して、年度ごとの具体的な実施方法や手順等を規定した業務計画書をいう。
- 25 「運営協力企業」とは、乙から直接病院運営業務を受託し又は請け負う者である●、●及び●をいう。
- 26 「運営協力企業等」とは、運営協力企業及び運営協力企業から病院運営業務を受託し又は請け負うこと等により病院運営業務を実施する者の全部又は一部をいう。
- 27 「運営等協力企業」とは、プロジェクトマネジメント業務協力企業、個別業務統括業務協力企業、経営支援業務協力企業、医薬品・診療材料等調達協力企業、医療機器等及び関連備品調達協力企業、施設維持管理協力企業及び運営協力企業の全部又は一部をいう。
- 28 「運営等協力企業等」とは、運営等協力企業及び運営等協力企業から病院運営業務等を受託し又は請け負うこと等により病院運営業務等を実施する者の全部又は一部をいう。
- 29 「関連工事」とは、甲の発注に係る第三者の施工する他の工事であって、本件工事に施工上密接に関連するものをいう。
- 30 「関連備品」とは、関連備品調達業務として乙が調達する関連備品であって、医療機器等及び関連備品調達リスト又は最終選定医療機器等及び関連備品リストに記載されている関連備品をいう。
- 31 「既設北館」とは、病院施設のうち、病院施設等整備業務において解体する北館をいう。
- 32 「既設本館」とは、病院施設のうち、病院施設等整備業務において改修する病院の本体部分をいう。
- 33 「基本協定書」とは、甲と本事業の落札者の代表企業である●並びに構成員である●及び●との間で平成●年●月●日付で締結した京都市立病院整備運営事業 基本協定書をいう。
- 34 「行政財産無償貸付契約」とは、甲が、民間資金等の活用による公共施設等の整備

等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 11 条の 2 第 6 項の規定に基づき、本件土地を乙に無償で貸し付ける契約書をいう。

- 35 「協力企業」とは、乙から直接本事業に関する業務を受託し又は請け負う者をいう。
- 36 「協力企業等」とは、協力企業及び協力企業から本事業に関する業務を受託し又は請け負うこと等により当該業務を実施する者の全部又は一部をいう。
- 37 「許認可」とは、許可、認可、登録、承諾、検査、確認、同意、届出その他国又は地方公共団体によるこれらに類似する処分行為をいう。
- 38 「経営支援業務」とは、全体マネジメント業務のうち、本事業における甲のパートナーとして病院経営全般にわたって積極的に助言・提案を行う業務をいい、詳細は要求水準書 1 考え方及び全体マネジメント業務 第 3 全体マネジメント業務に規定される業務をいう。
- 39 「経営支援業務協力企業」とは、乙から直接経営支援業務を受託し又は請け負う者である●をいう。
- 40 「係争調整会議」とは、本契約に基づいて設置する甲と乙の間の本事業又は本契約に関する一切の係争について調整を行う会議をいう。
- 41 「建設業務」とは、病院施設等整備業務のうち、建設に係る業務をいい、詳細は要求水準書 2 病院施設等の整備等業務に規定される業務をいう。
- 42 「建設業務計画書」とは、建設業務の実施に先立ち、建設業務を実施するために必要な手順や方法等を記載した計画書をいう。
- 43 「建設協力企業」とは、乙から直接建設業務を受託し又は請け負う者である●をいう。
- 44 「建設工事費相当額」とは、施設整備業務費相当額から設計費相当額を差し引いた費用相当額をいう。
- 45 「工事監理業務」とは、病院施設等整備業務のうち、工事監理に係る業務をいい、詳細は要求水準書 2 病院施設等の整備等業務に規定される工事監理に係る業務

をいう。

- 46 「工事監理協力企業」とは、乙から直接工事監理業務を受託し又は請け負う者である●をいう。
- 47 「個別業務統括業務」とは、全体マネジメント業務のうち、自ら又は協力企業が実施する本事業に係る業務をマネジメントする業務をいい、詳細は要求水準書 1 考え方及び全体マネジメント業務に規定される業務をいう。
- 48 「個別業務統括業務協力企業」とは、乙から直接個別業務統括業務の一部を受託し又は請け負う者である●をいう。
- 49 「サービス対価」とは、甲が乙に支払う本事業の実施によるサービス対価の総額をいい、その算定方法は別紙 13 によるものとする。
- 50 「最終選定医療機器等及び関連備品リスト」とは、本事業に係る入札公告以降に甲が提示する医療機器等及び関連備品調達リストを基に、本契約締結後における病院の要望等を反映するとともに、事業者提案の内容等を踏まえて当該リストを変更し、甲と乙の協議を経て確定したリストをいい、詳細は要求水準書 5 調達業務 2 医療機器及び関連備品の調達業務に規定されるリストをいう。
- 51 「事業期間」とは、本契約締結日から第 135 条に定める本契約期間の終了日又は本契約の解除による本契約の終了日のいずれか早い時点までの期間をいう。
- 52 「事業者提案」とは、本事業の落札者が甲に対して平成●年●月●日付けで提出した本事業の実施に係る提案書類一式（その後の甲の同意に基づく明確化事項を含む。）をいう。
- 53 「事業年度」とは、事業期間中の各暦年の 4 月 1 日に始まり、翌暦年の 3 月 31 日に終了する 1 年間をいう（ただし、初年度は、本契約締結日から平成 22 年 3 月 31 日までの期間をいう。）。
- 54 「施設維持管理業務」とは、第 114 条に列挙された業務の全部又は一部をいい、詳細は要求水準書 4 施設維持管理業務に規定される業務をいう。
- 55 「施設維持管理協力企業」とは、乙から直接施設維持管理業務を受託し又は請け負

う者である●をいう。

- 56 「施設整備業務費相当額」とは、サービス対価のうち、別紙 13 における施設整備業務費相当額をいう。
- 57 「実施工程表」とは、本件工事に関し、施工要領書を含む本件工事全体の工程を記載した工事工程表をいう。
- 58 「実施方針」とは、本事業に係る実施方針及びその添付資料並びにそれらに係る質問回答書をいう。
- 59 「修繕計画書」とは、施設維持管理業務として計画的に行う修繕に関し、毎事業年度ごとに病院に提出する本件病院施設等の修繕計画書をいう。
- 60 「竣工図書」とは、本件新設工事対象施設及び本件改修工事対象施設の引渡し時並びに本件解体工事の完了時に乙から甲に提出される設計図書であって、別紙 11 に記載される書類等をいう。
- 61 「竣工予定日」とは、別紙 3 に規定された本件新設工事、本件改修工事及び本件解体工事の竣工予定日をいう。
- 62 「譲渡日」とは、乙が甲に対し、医療機器等及び関連備品調達業務において調達した医療機器等及び関連備品等の譲渡が行われる各日をいう。
- 63 「譲渡予定日」とは、別紙 3 に規定された医療機器等及び関連備品の譲渡予定日をいう。
- 64 「情報システム」とは、乙が病院運營業務等について要求水準を満たすサービスを事業期間にわたり確実に提供するために必要なコンピュータ・システムをいう。
- 65 「新館」とは、病院施設のうち、病院施設等整備業務において新築する病院の本体部分をいう。
- 66 「新館引渡予定日」とは、平成●年●月●日をいう。
- 67 「成果物」とは、設計図書、竣工図書その他乙が本契約又は甲の請求により甲に提

出した一切の書類，図面，写真，映像等の総称をいう。

- 68 「施工期間」とは，本件工事着工日から病院施設等整備完了日までの期間をいう。
- 69 「設計業務」とは，病院施設等整備業務のうち，本件工事対象施設の設計に係る業務をいい，詳細は要求水準書 2 病院施設等の整備等業務に規定される業務をいう。
- 70 「設計協力企業」とは，直接乙から設計業務を受託し又は請け負う者である●をいう。
- 71 「設計・施工期間」とは，本契約締結日から病院施設等整備完了日までの期間をいう。
- 72 「設計図書」とは，本契約，要求水準書及び事業者提案に基づき乙が作成する本件工事対象施設の実施設設計の内容を示す設計図書であって，別紙 5 に記載される書類等をいう。
- 73 「設計費相当額」とは，施設整備業務費相当額のうち，施設の設計及びその関連業務（許認可手続等）に係る費用相当額をいう。
- 74 「調達業務」とは，医療機器等及び関連備品調達関連業務及び医薬品・診療材料等調達関連業務の全部又は一部をいう。
- 75 「調達期間」とは，医薬品・診療材料等調達関連業務開始日のいずれか早い日から病院運営業務等終了日までをいう。
- 76 「全体マネジメント業務」とは，経営支援業務，プロジェクトマネジメント業務及び個別業務統括業務の全部又は一部をいう。
- 77 「入札説明書等」とは，本事業に係る入札説明書及びその添付資料（ただし，要求水準書，基本協定書(案)及び事業契約書(案)を除く。）並びにそれに係る質問回答書（ただし，要求水準書に係る質問回答書，基本協定書(案)及び事業契約書(案)に係る質問回答書を除く。）をいう。
- 78 「引渡予定日」とは，別紙 3 に規定された本件新設工事対象施設及び本件改修工事対象施設の引渡予定日をいう。

- 79 「病院運営業務」とは、第 103 条に列挙された業務の全部又は一部をいい、詳細は要求水準書第 3 病院運営業務に規定される業務をいう。
- 80 「病院運営業務等」とは、全体マネジメント業務、調達業務（医療機器等及び関連備品調達業務を除く。）、施設維持管理業務及び病院運営業務の全部又は一部をいう。
- 81 「病院運営業務等終了日」とは、全体マネジメント業務、調達業務（医療機器等及び関連備品調達業務を除く。）、施設維持管理業務及び病院運営業務の終了予定日である平成●年●月●日をいう。
- 82 「病院施設等整備業務」とは、本件工事対象施設の設計、工事監理及び建設工事に関する業務をいい、詳細は要求水準書 2 病院施設等の整備等業務に規定される業務をいう。
- 83 「病院施設等整備完了日」とは、病院施設等整備業務がすべて完了した日をいう。
- 84 「病院施設等整備完了予定日」とは、病院施設等整備業務終了の予定日である平成 26 年 7 月●日をいう。
- 85 「病院施設等全面供用開始日」とは、本件病院の全面供用開始が行われる日をいう。
- 86 「病院総合情報システム」とは、甲が整備し、調達するコンピュータ・システムをいう。
- 87 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、落雷、地震、火災その他の自然災害又は騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象（ただし、要求水準書又は入札説明書等に基準の定めがあるものについては、当該基準を超えたものに限る。）のうち、通常の見込み可能な範囲外のものであって、甲及び乙のいずれの責めにも帰すことのできないものをいう。
- 88 「プロジェクトマネジメント業務」とは、全体マネジメント業務のうち、本事業の遂行管理等を行う業務をいい、詳細は要求水準書 1 考え方及び全体マネジメント業務 第 3 全体マネジメント業務に規定される業務をいう。

- 89 「プロジェクトマネジメント業務協力企業」とは、乙から直接プロジェクトマネジメント業務を受託し又は請け負う者である●をいう。
- 90 「法令変更」とは、法律，政令，規則又は条例その他これに類するものの変更をい
い、国又は地方公共団体の権限ある官庁の通達，ガイドライン又は公的な解釈等
の変更を含む。
- 91 「本契約」とは、平成 年 月 日付「京都市立病院整備運営事業 事業契
約書」をいう。
- 92 「本件改修工事」とは、本件改修工事対象施設に係る改修工事をいう。
- 93 「本件改修工事対象施設」とは、既設本館その他本事業実施のため新たに改修する
こととした施設又は工作物の全部又は一部をいう。
- 94 「本件解体工事」とは、本件解体工事対象施設に係る解体工事をいう。
- 95 「本件解体工事終了予定日」とは、別紙3に規定する本件解体工事終了予定日をい
う。
- 96 「本件解体工事対象施設」とは、既設北館，既設看護師宿舎，既設院内保育所その
他本事業実施のため解体することとした施設又は工作物の全部又は一部をいう。
- 97 「本件業務」とは、全体マネジメント業務，病院施設等整備業務，病院運営業務，
施設維持管理業務及び調達業務の全部又は一部をいう。
- 98 「本件工事」とは、本件新設工事，本件改修工事及び本件解体工事の全部又は一部
をいう。
- 99 「本件工事対象施設」とは、本件新設工事対象施設，本件改修工事対象施設及び本
件解体工事対象施設の全部又は一部をいう。
- 100 「本件工事着工日」とは、乙が本件工事に着工した日をいう。
- 101 「本件工事着工予定日」とは、平成●年●月●日をいう。

- 102 「本件新設工事」とは、本件新設工事対象施設に係る建設工事をいう。
- 103 「本件新設工事対象施設」とは、新館、職員宿舎、院内保育所、付帯施設（渡り廊下、駐輪場、備蓄倉庫及び車庫等を含む。）、外構及び仮設渡り廊下その他本事業実施のため新たに新設することとした施設又は工作物の全部又は一部をいう。
- 104 「本件土地」とは、別紙 4 に示す本事業の実施区域をいう。
- 105 「本件病院」とは、京都市立病院をいう。
- 106 「本件病院施設」とは、既設本館、既設北館及び新館の全部又は一部をいう。
- 107 「本件病院施設等」とは、本件病院施設及び職員宿舎、院内保育所、付帯施設、外構等その他平成 26 年 7 月●日以降本件土地内に存在するすべての工作物をいう。
- 108 「本事業」とは、京都市立病院整備運営事業をいう。
- 109 「要求水準」とは、甲が本事業の実施に当たり、要求水準書に基づき乙に履行を求めるサービスの水準をいう。なお、事業者提案に記載された提案内容が要求水準書に記載された水準を上回る場合は、当該提案内容による水準を適用する。
- 110 「要求水準書」とは、入札説明書等に添付された「京都市立病院整備運営事業 業務要求水準書」（その後の追加及び変更を含む。）及びそれに係る質問回答書をいう。
- 111 「落札者」とは、本事業に関し甲が実施した総合評価一般競争入札により落札者として選定された●及び●の全社又は各社をいう。
- 112 「利便施設」とは、コンビニエンスストア、フラワーショップ、レストラン等、理容店、喫茶店その他患者、来院者、職員の利便に資する施設をいう。
- 113 「利便施設運営業務」とは、利便施設の運営に関する業務をいい、詳細は要求水準書 3 病院運営業務に規定される業務をいう。

別紙3 日程表（第3条，第41条，第42条関係）

【選定事業者の提案をもとに設定する】

別紙 4 設計業務にかかる提出書類（第 36 条）

【要求水準書 2 に示す提出資料】

別紙5 設計図書等一覧（第41条関係）

【要求水準書2に示す提出資料】

別紙6 本件土地（第42条関係）

【後日公表します。】

別紙 7 行政財産無償貸付契約書（案）（第 42 条関係）

京都市立病院整備運営事業に関する 行政財産無償貸付契約書

貸付人 京都市（以下「甲」という。）と借受人[S P C 名称]（以下「乙」という。）とは、次の条項によって、行政財産の貸付けに関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

なお、次の条項で用いられる用語の定義は、別段の定めがない限り、平成[]年[]月[]日甲と乙との間で締結された「京都市立病院整備運営事業 事業契約書」（以下「事業契約」という。）別紙 2 の用語の定義集に定めるところによる。

（目的）

第 1 条 甲は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。（以下「P F I 法」という。）第 11 条の 2 第 6 項及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 条）第 40 条第 1 項の規定に基づき、次条に掲げる貸付物件（以下「貸付物件」という。）を乙に無償で貸し付ける。

（貸付物件）

第 2 条 貸付物件は、次のとおりとし、別添図○を参照。

所 在	区 分	数 量	備 考
	土地		
	土地		

（貸付物件の用途）

第 3 条 乙は、貸付物件を、事業契約に基づき、事業契約の履行に必要な範囲で使用しなければならない。

（使用範囲）

第 4 条 乙は、事業契約第 54 条第 1 項に定める施工計画書に基づき、事業契約の履行に必要な使用範囲を記載した貸付物件の使用範囲計画書を提出しなければならない。

2 甲は、乙の提出した貸付物件の使用範囲計画書に基づき、貸付物件の使用可能範囲を定めることができる。

3 甲は、貸付物件の使用可能範囲を定めた場合は、別添○に使用可能範囲を定め乙に通知する。

(貸付期間)

第5条 貸付物件の貸付期間は、平成●年●月●日（本件工事着工予定日）から病院施設等整備完了日までとする。

- 2 甲は、前条第3項に定める使用可能範囲に基づいて、貸付期間を区分することができる。
- 3 甲は、貸付期間を区分する場合は、別添○にあわせてこれを記載し、乙に通知する。

(貸付物件の引渡し)

第6条 甲は、第5条に定める貸付期間の初日に貸付物件を乙に引き渡すものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第7条 乙は、貸付物件に係る使用权を第三者に譲渡し、貸付又はその他の処分をしようとするときは、事前にその理由を記載した書面によって甲に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 乙は貸付物件上の自己所有の建物その他工作物を事業契約上の目的を超えて第三者に使用させ、譲渡し又はその他を処分しようとするときは、事前にその理由を記載した書面によって甲に申請し、その承認を受けなければならない。
- 3 前2項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

(貸付物件保全義務等)

第8条 乙は、善良な管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全に努めなければならない。

- 2 乙は、貸付物件に関わる土地の工作物の設置保存の瑕疵によって、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責任を負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責任を果たした場合には、乙に求償することができる。
- 3 第1項の規定により支出する費用は、すべて乙の負担とし、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

(通知義務)

第9条 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失し、又は損傷した場合には、直ちに書面をもって甲に通知しなければならない。

(実地調査等)

第10条 甲は、乙が第7条、第8条第1項又は第2項又は前条に規定する義務に違反したとき、及びその他甲が必要と認めるときは、乙に対しその義務又は資産の状況に関して質問し、実地に調査し、又は参考になるべき資料その他の報告を求めることが

できる。この場合において、乙は、その質問に対して答弁をせず若しくは偽りの答弁をし、その調査を拒み若しくは妨げ、又はその報告を拒み若しくは怠ってはならない。

(違約金)

第 11 条 乙は、貸付物件の乙への貸付期間中に第 3 条又は第 7 条に規定する義務に違反したときは、[] 円/m²に貸付面積（ただし、事業契約第 66 条に基づく本件解体工事対象施設の竣工確認終了部分並びに事業契約第 72 条及び事業契約第 73 条に基づき乙から甲に引き渡された本件新設工事対象施設部分及び本件改修工事対象施設部分にかかる土地面積部分を除く。）を乗じた金額を違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項に定める違約金は、第 15 条第 1 項に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(乙の債務不履行による契約の解除)

第 12 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

(甲による契約の解除)

第 13 条 甲は、第 5 条に定める貸付期間中に甲において公用又は公共用に供するため必要を生じたときは、P F I 法第 11 条の 2 第 12 項において準用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 5 第 4 項の規定に基づき、本契約を解除することができる。

(事業契約との関係)

第 14 条 事業契約が、解除その他の理由で期間満了前に終了した場合には、本契約は事業契約の終了と同時に終了するものとする。

(損害賠償等)

第 15 条 乙は、本契約に定める義務に違反したため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、P F I 法第 11 条の 2 第 12 項において準用する地方自治法第 238 条の 5 第 4 項の規定に基づき、本契約が解除された場合において、損失が生じたときは、甲に対し、同条第 5 項の規定に基づきその補償を請求することができる。

(必要費等の放棄)

第 16 条 乙は、第 5 条に定める貸付期間が満了し、又は第 12 条及び第 13 条の規定に

より本契約が終了した場合において、貸付物件を返還するときは、乙が支出した必要費及び有益費等が現存している場合であっても、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

(契約の費用)

第 17 条 本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(信義誠実等の義務・疑義の決定)

第 18 条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付物件が行政財産であることを常に考慮し、適正に使用するよう留意しなければならない。

3 本契約に定めのない事項の生じたとき又は本契約各条項の解釈に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第 19 条 本契約に関して発生したすべての紛争は、京都地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とする。

以 上

本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、各当事者が記名押印のうえ、各自その原本1通を所持する。

平成 [] 年 [] 月 [] 日

貸付人(甲)	住所	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
	名称	京都市
	代表者	京都市長 門川 大作

借受人(乙)	住所	[SPC住所]
	名称	[SPC名称]
	代表取締役	

別紙 8 工事監理業務に係る提出書類（第 50 条）

【要求水準書 2 に示す提出資料】

別紙 9 建設業務に係る提出書類（第 54 条）

【要求水準書 2 に示す提出資料】

別紙 10 乙が加入すべき保険等（第 55 条，第 101 条関係）

1 病院施設等の整備に係る保険

(1) 建設工事保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

保険内容 : 建設工事保険とは，施設の建設工事中に発生した工事目的物の損害を担保する。（一部に付帯設備工事，土木工事を含む場合も対象とする。）

担保範囲 : 本事業の契約対象となるすべての工事を対象とする。

保険期間 : 上記工事の着工日から引渡日までの全期間とする。

保険契約者 : 乙又は建設請負人とする。

被保険者 : 乙及び乙のすべての下請負者（リース仮設材を使用する場合は，リース業者を含む。）を含むものとする。

保険金額 : 本施設の建設工事費等（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

(2) 第三者賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

保険内容 : 工事遂行に伴って発生した第三者に対する対人及び対物賠償損害を担保する。また，建設工事保険の特約として損害賠償責任担保特約を付帯することでも差し支えない。

担保範囲 : 本事業の契約対象となるすべての工事を対象とする。

保険期間 : 上記工事の着工日から引渡日までの全期間とする。

保険契約者 : 乙又は建設請負人とする。

被保険者 : 乙及び乙のすべての下請負者（リース仮設材を使用する場合は，リース業者を含む。）を含むものとする。

保険金額 : 対人 2 億円／1 名，10 億円／1 事故，対物 10 億円／1 事故以上とする。

2 運營業務，維持管理業務等に係る保険

(1) 第三者賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

保険内容 : 病院施設等の使用，管理の欠陥に起因して発生した第三者に対する対人及び対物賠償損害を担保する。

担保範囲 : 本事業の契約対象となっているすべての施設を対象とする。

保険期間 : 運営開始日から事業契約の終了日までの全期間とする。

保険契約者：乙，維持管理者，運営者のいずれかとする。

被保険者：甲，乙及び乙のすべての下請負者を含むものとする。

保険金額：対人 1 億円／1 名，10 億円／1 事故，対物 1 億円／1 事故
以上とする。

別紙 11 竣工図書（第 72 条，第 73 条関係）

【要求水準書 2 に示す提出資料】

別紙 12 瑕疵担保に係る保証書の様式（第 75 条関係）

京都市長 門 川 大 作様

保 証 書（案）

●（以下「保証人」という。）は、京都市立病院整備運営事業（以下「本事業」という。）に関連して〔（SPC名）〕が京都市（以下「市」という。）との間で平成〔 〕年〔 〕月〔 〕日付で締結した京都市立病院整備運営事業 事業契約（以下「事業契約」という。）に基づいて〔（SPC名）〕が市に対して負担する本保証書第 1 条の債務（以下「主債務」という。）を、〔（SPC名）〕と連帯して保証するものとする。なお、本保証書において用いられる用語は、本保証書において特に定義された場合を除き、事業契約において定められるのと同様の意味を有するものとする。

（保証）

第 1 条 保証人は、〔（SPC名）〕が負う、事業契約第 75 条に基づく瑕疵担保責任を、〔（SPC名）〕と連帯して保証するものとする。

（通知義務）

第 2 条 市は、工期の変更、延長、工事の中止その他事業契約又は主債務の内容に変更が生じたことを知った場合には、遅滞なく当該事由を保証人に対して通知しなければならない。本保証書の内容は、市による通知の内容に従って、当然に変更されるものとする。

（保証債務の履行の請求）

- 第 3 条 市は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人に対して、市が定めた様式による保証債務履行請求書を送付しなければならない。
- 2 保証人は、当該保証債務履行請求書を受領した日から 30 日以内に当該請求に係る保証債務の履行を開始しなければならない。市及び保証人は、本項に規定する保証債務の履行期限を、別途協議のうえ、決定するものとする。
 - 3 保証人は、主債務が金銭の支払を内容とする債務である保証債務の履行については、当該保証債務履行請求書を受領した日から 30 日以内に当該請求に係る保証債務の履行を完了しなければならない。

（求償権の行使）

第 4 条 保証人は、事業契約に基づく〔（SPC名）〕の債務がすべて履行されるまで、

保証人が本保証書に基づく保証債務を履行したことにより、代位によって取得した権利を行使することができない。

(終了及び解約)

第5条 保証人は、本保証書を解約することができない。

2 本保証書は、事業契約に基づく〔(SPC名)〕の債務が終了又は消滅した場合、終了するものとする。ただし、保証人の市に対する何らかの義務が履行されていないときは、この限りではない。

(管轄裁判所)

第6条 本保証書に関する紛争は、京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(準拠法)

第7条 本保証書は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈するものとする。

平成〔 〕年〔 〕月〔 〕日

●

代表取締役

別紙 13 サービス対価の算定及び支払方法（第 124 条から第 126 条，第 141 条関係）

1 サービス対価の構成

サービス対価の構成は，下表のとおりとする。

分類	支払対象となる業務
サービス対価 1(1) 達成値により変動する全体マネジメント業務費関連	経営支援業務
サービス対価 1(2) 固定的な全体マネジメント業務費関連	プロジェクトマネジメント業務
	個別業務統括業務
サービス対価 2(1) 施設整備のうち設計費関連	新館等の整備業務の事前調査業務，設計業務
	既設本館の改修業務の事前調査業務，設計業務
	施設整備に係る解体撤去業務の事前調査業務，設計業務
サービス対価 2(2) 施設整備のうち建設費関連	新館等の整備業務の建設業務，工事監理業務
	既設本館の改修業務の建設業務，工事監理業務
	施設整備に係る解体撤去業務の建設業務，工事監理業務
サービス対価 3(1) 固定的な運営費関連	医療機器の保守点検業務
	医療ガス供給設備の保守点検業務
	清掃業務
	診療情報管理・運用業務
	医療支援業務
	病院総合情報システムの運用業務
	健診センター運営支援業務
	電話交換業務
	図書室運営業務（患者用，職員用）
地域医療連携部門業務	
サービス対価 3(2) 実需要数により変動する運営費関連	検体検査業務
	食事の提供業務
	洗濯業務
サービス対価 3(3) 患者数等により変動する運営費関連	滅菌消毒業務
	医療事務業務
	物品管理及び物流管理（SPD）業務

分類	支払対象となる業務
サービス対価 4 維持管理費関連	病院施設維持管理業務 職員宿舎，院内保育所，付帯施設等維持管理業務
サービス対価 5(1) 医薬品等の調達費関連	医薬品の調達業務 診療材料の調達業務 消耗品及び消耗備品の調達業務
サービス対価 5(2) 医療機器等の調達費関連	医療機器及び関連備品の調達業務

2 サービス対価の考え方

各サービス対価は，以下の考え方によって支払額を算定する。

分類	支払額算定の考え方
サービス対価 1(1) 達成値により変動する全体マネジメント業務費関連	事業契約に定めた算定方法に従い，達成値に応じて各期の支払額を算定する。
サービス対価 1(2) 固定的な全体マネジメント業務費関連	事業契約に定めた一定額とする。
サービス対価 2(1) 施設整備のうち設計費関連	事業契約に定めた一定額とする。
サービス対価 2(2) 施設整備のうち建設費関連	事業契約に定めた一定額とする。
サービス対価 3(1) 固定的な運営費関連	事業契約に定めた一定額とする。
サービス対価 3(2) 実需要数により変動する運営費関連	事業契約に定めた算定方法に従い，実需要数に応じて各期の支払額を算定する。
サービス対価 3(3) 患者数等により変動する運営費関連	事業契約に定めた算定方法に従い，患者数等に応じて各期の支払額を算定する。
サービス対価 4 維持管理費関連	事業契約に定めた一定額とする。
サービス対価 5(1) 医薬品等の調達費関連	事業契約に定めた算定方法に従い，調達数に応じて各期の支払額を算定する。
サービス対価 5(2) 医療機器等の調達費関連	事業契約に定めた一定額とする。

なお、甲は、利便施設運営管理業務（食堂、売店等）に係る費用について、サービス対価は支払わない。利便施設については、乙は行政財産の使用許可を受け、使用料を甲に支払った上で運営を行うものとし、当該利便施設の運営により発生した収益は、乙の収入とする。

3 サービス対価の算定方式と支払方法

(1) サービス対価 1(1)（出来高により変動する全体マネジメント業務費関連）

□支払方法

サービス対価 1(1)の算定式は、次のとおりとする。

$$\bullet \text{ サービス対価 1(1) = 固定額} + \Sigma \{ \text{成功報酬単価} \times (\text{達成値} - \text{目標値}) \}$$

ただし、固定額を下限とする。

成功報酬単価及び目標値は、次のとおりとする。

項目※ (下記は例示)	成功報酬単価※	目標値※ (1箇月当たり)
紹介患者数（人）	●円/人	●人/月
●●数（件）	●円/件	●件/月
●●数（個）	●円/個	●個/月

※1：選定事業者の提案を踏まえ、甲乙協議して設定する。なお、病院収支の観点から、病院の利益増額より小さくしなければならず、合理的な提案のみを採用する。

※2：入札価格は固定額とする。

□支払スケジュール

甲は、運営期間中の各年度につき4回、全72回に分けて乙に支払う。

□支払手続

- ① 甲は、乙の報告に基づき、毎四半期末締めで当該請求対象期の達成値を確認してサービス対価の金額を算定し、その結果を四半期末日から7日以内に乙へ通知する。（なお、乙に通知する金額は、別紙15に示すモニタリングによるサービス対価の減額措置又は別紙14に示すサービス対価の改定がある場合、これらの減額措置又は変更を反映した金額とする。）
- ② 乙は、甲によるサービス対価の金額の通知後、速やかに甲に対して請求書を提出する。
- ③ 甲は、乙からの請求書を受領してから30日以内に、乙が指定する金融機関の口座にサービス対価の請求金額を入金する。

(2) サービス対価 1(2) (固定的な全体マネジメント費関連)

□支払方法

甲は、毎四半期末に、運営期間中の当該業務に係る対価として、選定事業者が提案した金額の 72 分の 1 に相当する金額を乙に支払う。

□支払スケジュール

甲は、運営期間中の各年度につき 4 回、全 72 回に分けて乙に支払う。

□支払手続

- ① 甲は、乙の報告に基づき、毎四半期末締めで当該請求対象四半期のサービス対価の金額を算定し、その結果を四半期末日から 7 日以内に乙へ通知する。(なお、乙に通知する金額は、別紙 15 に示すモニタリングによるサービス対価の減額措置又は別紙 14 に示すサービス対価の改定がある場合、これらの減額措置又は変更を反映した金額とする。)
- ② 乙は、甲によるサービス対価の金額の通知後、速やかに甲に対して請求書を提出する。
- ③ 甲は、乙からの請求書を受領してから 30 日以内に、乙が指定する金融機関の口座にサービス対価の請求金額を入金する。

(3) サービス対価 2(1) (施設整備の設計費関連)

□支払方法と支払スケジュール

サービス対価は、新館等の整備業務に係る対価、既設本館の改修業務に係る対価、解体撤去業務に係る対価の 3 つから構成される。

①新館等の整備業務に係る対価

甲は、業務完了時に一括して、当該業務に係る対価を乙に支払う。

②既設本館の改修業務に係る対価

甲は、当該業務完了時に一括して、当該業務に係る対価を乙に支払う。

③解体撤去業務に係る対価

甲は、当該業務完了時に一括して、当該業務に係る対価を乙に支払う。

□支払手続

- ① 乙は、それぞれの業務完了時に速やかに甲に請求書を提出する。
- ② 甲は、乙からの請求書を受領してから 30 日以内に、乙が指定する金融機関の口座にサービス対価の請求金額を入金する。

(4) サービス対価 2(2) (施設整備の建設費関連)

□支払方法と支払スケジュール

サービス対価は、新館等の整備業務に係る対価、既設本館の改修業務に係る対価、解体撤去業務に係る対価の3つから構成される。

①新館等の整備業務に係る対価

甲は、平成 22 年度末、平成 23 年度末、平成 24 年度末及び業務完了時の 4 回に分けて、当該業務に係る対価の出来高相当額を乙に支払う。

②既設本館の改修業務に係る対価

甲は、当該業務完了時に一括して、当該業務に係る対価を乙に支払う。

③解体撤去業務に係る対価

甲は、当該業務完了時に一括して、当該業務に係る対価を乙に支払う。

□支払手続

①乙は、それぞれの業務完了時に速やかに甲に請求書を提出する。

②甲は、乙からの請求書を受領してから 30 日以内に、乙が指定する金融機関の口座にサービス対価の請求金額を入金する。

□前払金について

新館等の整備業務に係る対価について、乙は前払金の支払いを甲に請求することができる。その方法については、4 に示す。

(5) サービス対価 3(1) (固定的な運営費関連)

□支払方法

甲は、毎四半期末に、運営期間中の当該業務に係る対価として選定事業者が提案した金額の 60 分の 1 に相当する金額を乙に支払う。

□支払スケジュール

甲は、運営期間中の各年度につき 4 回、全 60 回に分けて乙に支払う。

□支払手続

① 甲は、乙の報告に基づき、毎四半期末締めで当該請求対象四半期のサービス対価の金額を算定し、その結果を四半期末日から 7 日以内に乙へ通知する。

なお、乙に通知する金額は、別紙 15 に示すモニタリングによるサービス対価の減額措置又は別紙 14 に示すサービス対価の改定がある場合、これらの減額措置又は変更を反映した金額とする。

② 乙は、甲によるサービス対価の金額の通知後、速やかに甲に対して請求書を提出する。

③ 甲は、乙からの請求書を受領してから 30 日以内に、乙が指定する金融機関の口座にサービス対価の請求金額を入金する。

(6) サービス対価 3(2) (実需要数によって変動する運営費関連)

支払方法

サービス対価 3(2) の算定式は、次のとおりとする。

・ サービス対価 3(2) = Σ (設定単価 × 実需要数)

ただし、 Σ { 設定単価 × (基準数量 × 70%) } を下限とする。

設定単価、実需要数及び基準数量は、次のとおりとする。

	設定単価※	実需要数 (3 箇月当たり)	基準数量 (3 箇月当たり)
検体検査業務	検査項目別単価	検査項目別件数	検査項目別基準件数
食事	食種別単価	実績食数	基準食数
洗濯業務	品目別単価	品目別洗濯量	品目別基準洗濯量

※1：選定事業者の提案をもとに設定する。

※2：入札価格は「 Σ (設定単価 × 基準数量)」とする。

支払スケジュール

甲は、運営期間中の各年度につき 4 回、全 60 回に分けて乙に支払う。

支払手続

① 甲は、乙の報告に基づき、毎四半期末締めで当該請求対象四半期の実需要数を確認してサービス対価の金額を算定し、その結果を四半期末日から 7 日以内に乙へ通知する。

なお、乙に通知する金額は、別紙 15 に示すモニタリングによるサービス対価の減額措置又は別紙 14 に示すサービス対価の改定がある場合、これらの減額措置又は変更を反映した金額とする。))

② 乙は、甲によるサービス対価の金額の通知後、速やかに甲に対して請求書を提出する。

③ 甲は、乙からの請求書を受領してから 30 日以内に、乙が指定する金融機関の口座にサービス対価の請求金額を入金する。

(7) サービス対価 3(3) (患者数等により変動する運営費関連)

□支払方法

サービス対価 3(3)の算定式は、次のとおりとする。

・サービス対価 3(3) = 固定額 + 変動額 1 × 係数 1 + 変動額 2 × 係数 2 + 変動額 3 × 係数 3

各業務に係る固定額，変動額 1～3，及び係数 1～3は，次のとおりとする。

なお，係数 1～3は基礎計算指標に基づき設定する。

	変動額・固定額※	係数※
滅菌消毒業務	変動額 1 : ●●円/年	係数 1a : ●, 係数 1b : 1, 係数 1c : ●
	変動額 2 : ●●円/年	係数 2a : ●, 係数 2b : 1, 係数 2c : ●
	変動額 3 : ●●円/年	係数 3a : ●, 係数 3b : 1, 係数 3c : ●
	固定額 : ●●円/年	
医療事務業務	変動額 1 : ●●円/年	係数 1a : ●, 係数 1b : 1, 係数 1c : ●
	変動額 2 : ●●円/年	係数 2a : ●, 係数 2b : 1, 係数 2c : ●
	変動額 3 : ●●円/年	係数 3a : ●, 係数 3b : 1, 係数 3c : ●
	固定額 : ●●円/年	
物品管理及び物流管理 (SPD) 業務	変動額 1 : ●●円/年	係数 1a : ●, 係数 1b : 1, 係数 1c : ●
	変動額 2 : ●●円/年	係数 2a : ●, 係数 2b : 1, 係数 2c : ●
	変動額 3 : ●●円/年	係数 3a : ●, 係数 3b : 1, 係数 3c : ●
	固定額 : ●●円/年	
合計	●●円/年	

※ 1 : 選定事業者の提案をもとに設定する。ただし，係数 2は「1」と固定し，係数 1は「0～1」，係数 3は「1～2」の範囲内で提案する。

※ 2 : 入札価格は上記各業務に係る変動額 1，2，3及び固定額の合計金額とする。

基礎計算指標

	パターンA	パターンB	パターンC
一日当たりの入院実 患数	X人未満	X人以上X人未満	X人以上
係数 1	係数 1a	係数 1b=1	係数 1c

	パターンA	パターンB	パターンC
一日当たりの外来実 患数	X人未満	X人以上X人未満	X人以上
係数 2	係数 2a	係数 2b=1	係数 2c

	パターンA	パターンB	パターンC
手術室での年間手術 件数	X件未満	X件以上X人未満	X件以上
係数 3	係数 3a	係数 3b=1	係数 3c

【Xは後日公表します。】

□支払スケジュール

甲は、運営期間中の各年度につき4回、全60回に分けて乙に支払う。

□支払手続

① 甲は、乙の報告に基づき、毎四半期末締めで当該請求対象四半期の係数を確認してサービス対価の金額を算定し、その結果を四半期末日から7日以内に乙へ通知する。

なお、乙に通知する金額は、別紙15に示すモニタリングによるサービス対価の減額措置又は別紙14に示すサービス対価の改定がある場合、これらの減額措置又は変更を反映した金額とする。

② 乙は、甲によるサービス対価の金額の通知後、速やかに甲に対して請求書を提出する。

③ 甲は、乙からの請求書を受領してから30日以内に、乙が指定する金融機関の口座にサービス対価の請求金額を入金する。

(8) サービス対価4(維持管理費関連)

□支払方法

サービス対価は、修繕業務に係る対価、修繕業務を除く維持管理業務に係る対価の2つから構成される。

①修繕業務に係る対価

甲は、毎四半期末に、各四半期の当該業務に係る対価として選定事業者が提案した金額を乙に支払う。

②修繕業務を除く維持管理業務に係る対価

甲は、毎四半期末に、運営期間中の当該業務に係る対価として選定事業者が提案した金額の60分の1に相当する金額を乙に支払う。

□支払スケジュール

甲は、運営期間中の各年度につき4回、全60回に分けて乙に支払う。

支払手続

① 甲は、乙の報告に基づき、毎四半期末締めで当該請求対象四半期のサービス対価の金額を算定し、その結果を四半期末日から7日以内に乙へ通知する。

なお、乙に通知する金額は、別紙15に示すモニタリングによるサービス対価の減額措置又は別紙14に示すサービス対価の改定がある場合、これらの減額措置又は変更を反映した金額とする。

② 乙は、甲によるサービス対価の金額の通知後、速やかに甲に対して請求書を提出する。

③ 甲は、乙からの請求書を受領してから30日以内に、乙が指定する金融機関の口座にサービス対価の請求金額を入金する。

(9) サービス対価5(1) (医薬品等の調達費関連)

支払方法

サービス対価の算定式は、次のとおりとする。

・サービス対価 = Σ (単価※ × 数量) 【※: 選定事業者の提案をもとに設定する。】

支払スケジュール

甲は、運営期間中の各年度につき12回(5月～翌年4月)、全216回に分けて支払うものとする。

支払手続

① 甲は、乙の報告に基づき、毎月末締めで当該請求対象月の数量を確認してサービス対価の金額を算定し、その結果を月末日から7日以内に乙へ通知する。

なお、乙に通知する金額は、別紙15に示すモニタリングによるサービス対価の減額措置又は別紙14に示すサービス対価の改定がある場合、これらの減額措置又は変更を反映した金額とする。

② 乙は、甲によるサービス対価の金額の通知後、速やかに甲に対して請求書を提出する。

③ 甲は、乙からの請求書を受領してから30日以内に、乙が指定する金融機関の口座にサービス対価の請求金額を入金する。

(10) サービス対価5(2) (医療機器等の調達費関連)

支払方法と支払スケジュール

甲は、当該業務完了時(平成●年●月末予定)に一括して、当該業務に係る対価を乙に支払う。

□支払手続

- ① 乙は、業務完了時に速やかに甲に請求書を提出する。
- ② 甲は、乙からの請求書を受領してから 30 日以内に、乙が指定する金融機関の口座にサービス対価の請求金額を入金する。

4 サービス対価 2(2)のうち、新館等の整備業務に係る対価の前払金について

- ① 乙は、公共工事の前払保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、新館等の引渡予定日（平成 22 年度から平成 24 年度にあつては各事業年度の末日）を保証期限とする同条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証書を甲に寄託して、新館等の整備業務に係る対価のうち、当該事業年度の出来高予定額の 10 分の 4 以内（ただし、上限 3 億円）の前払金の支払を甲に請求することができる。
- ② 甲は、①の規定による請求があつたときは、請求を受けた日から 30 日以内に前払金を支払わなければならない。
- ③ 乙は、前払金を当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（本件工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、工事監理費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額に必要な経費以外の支払に充当してはならない。
- ④ 乙は、前事業年度末における出来高に相当する金額が前事業年度までの出来高予定額に達しないときは、請求時の出来高に相当する金額が前事業年度までの出来高予定額に達するまで、当該事業年度の前払金の請求をすることができない。

(参考) サービス対価 2, 3(1), 4, 5(2) の支払スケジュール

1) サービス対価 2 (施設整備のうち建設費関連)

支払回	支払時期 (請求予定年月)	出来高予定	金 額		
			対価2(2)①	2(2)①に対する 消費税等	合 計
1	平成23年3月	●%	●円	●円	●円
2	平成24年3月	●%	●円	●円	●円
合計		100%	●円	●円	●円

支払回	支払時期 (請求予定年月)	金 額		
		対価2(2)②	2(2)②に対する 消費税等	合 計
1	平成26年●月	●円	●円	●円
合計		●円	●円	●円

支払回	支払時期 (請求予定年月)	金 額		
		対価2(2)③	2(2)③に対する 消費税等	合 計
1	平成26年●月	●円	●円	●円
合計		●円	●円	●円

2) サービス対価 3(1) (固定的な運営費関連)

支払回	支払時期 (請求予定年月)	金 額				合 計
		対価3(1)①	対価3(1)②	対価3(1)・・・	3(1)①②・に 対する消費 税等	
1	平成25年7月	●円	●円	●円	●円	●円
2	平成25年10月	●円	●円	●円	●円	●円
3	平成26年1月	●円	●円	●円	●円	●円
4	平成26年4月	●円	●円	●円	●円	●円

...
57	平成39年7月	●円	●円	●円	●円	●円
58	平成39年10月	●円	●円	●円	●円	●円
59	平成40年1月	●円	●円	●円	●円	●円
60	平成40年4月	●円	●円	●円	●円	●円
合計		●円	●円	●円	●円	●円

3) サービス対価 4 (維持管理費関連)

支払回	支払時期 (請求予定年月)	金 額			合 計
		対価4①	対価4②	4①②に対する 消費税等	
1	平成25年7月	●円	●円	●円	●円
2	平成25年10月	●円	●円	●円	●円
3	平成26年1月	●円	●円	●円	●円
4	平成26年4月	●円	●円	●円	●円
...
57	平成39年7月	●円	●円	●円	●円
58	平成39年10月	●円	●円	●円	●円
59	平成40年1月	●円	●円	●円	●円
60	平成40年4月	●円	●円	●円	●円
合計		●円	●円	●円	●円

4) サービス対価 5(2) (医療機器等の調達費関連)

支払回	支払時期 (請求予定年月)	金 額		合 計
		対価5(2)	5(2)に対する 消費税等	
1	平成25年●月	●円	●円	●円
合計		●円	●円	●円

別紙 14 サービス対価の改定（第 127 条関係）

1 物価変動に伴うサービス対価 2（2）の変更

（1）改定に使用する指標

事業者提案に基づき甲及び乙が協議して定めるものとする。ただし、両者で合意できない場合には、下記の指標とする。

- ・「建設工事費デフレーター」建築総合 非住宅 非木造 鉄骨鉄筋 SRC

（2）改定方法

- ① 甲又は乙は、この契約の締結日から 12 箇月経過した後に、日本国内における物価水準等が、乙が事業者提案を提出した時点の水準から 10%以上変動し、別紙 13 に記された支払額が不相当となったと認めたときは、相手方に対してサービス対価 2 の変更を申し出ることができる。
- ② 甲と乙がサービス対価 2 の変更を行う時期は、実施設計完了時と建設期間中とする。
- ③ 特別な要因により主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変更を生じ、サービス対価 2 が不相当となったときは、甲又は乙は、前各項によるほか、サービス対価 2 の変更を申し出ることができる。
- ④ 前各項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が第 3 項又は第 4 項の申し出を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合は、乙は協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

（3）改定の計算式

①実施設計完了時点での改定

改定の方法は、次のとおりとする。

A：入札時点でのサービス対価 2

B：実施設計完了後のサービス対価 2

改定率 a：実施設計完了日の直近の指標／入札日の直近の指標

とすると、

$$B=A \times \text{改定率 } a$$

となる。

②建設期間中の改定

建設費のうち、すでに出来高支払いした分を除いた工事（残工事）について、

改定を行う。改定の方法は、次のとおりとする。

C：出来高支払い分の建設費

D：残工事の建設費＝B－C

E：改定後の残工事の建設費

改定率 b：改定を行う日の直近の指標／実施設計完了日の直近の指標
とすると、

$E = D \times \text{改定率 } b$

となる。次なるサービス対価 2 の支払は、E のうちの出来高相当分とする。

上記の改定後、さらに 12 箇月を経過後に、改定する状態となった場合は、再度同じ方法で改定することができる。なお、改定基準指標は直近の改定時に使用した指数とする。

2 物価変動に伴うサービス対価 1, 2 (1), 3, 4 の変更

(1) 改定に使用する指標

事業期間中の物価変動に伴い、次のサービス対価について、年1回改定する。
サービス対価の改定に当たっては、改定対象となるサービス対価ごとに次の指標を使用することとする。

分類	支払対象となる業務	改定に使用する指標
サービス対価 1(1)	経営支援業務	「毎月勤労統計調査」 ・賃金指数（事業所規模 5 人以上/ 調査産業計/きまって支給する給 与） （厚生労働省）
サービス対価 1(2)	プロジェクトマネジメント業 務	同上
	個別業務統括業務	同上
サービス対価 2(1)	新館等の整備業務の事前調査 業務，設計業務	同上
	既設本館の改修業務の事前調 査業務，設計業務	同上
	施設整備に係る解体撤去業務 の事前調査業務，設計業務	同上
サービス対価 3(1)	医療機器の保守点検業務	同上
	医療ガス供給設備の保守点検 業務	同上
	清掃業務	「企業向けサービス価格指数」 ・大分類・類別：諸サービス・その 他諸サービス，小類型：建物サー ビス，品目：清掃 （日本銀行調査統計局）
	診療情報管理・運用業務	「毎月勤労統計調査」 ・賃金指数（事業所規模 5 人以上/ 調査産業計/きまって支給する給 与） （厚生労働省）
	医療支援業務	同上
	病院総合情報システムの運用 業務	同上
	健診センター運営支援業務	同上
	電話交換業務	同上
図書室運営業務	同上	
地域医療連携部門業務	同上	

分類	支払対象となる業務	改定に使用する指標
サービス対価 3(2)	検体検査業務	①保険診療対象の検査 診療報酬（本体）の検体検査実施料の改定率 ②保険診療対象以外の検査 「消費者物価指数」 ・中分類指数/全国，保健医療（総務省統計局）
	食事の提供業務	「消費者物価指数」 ・中分類指数/全国，食料（総務省統計局）
	洗濯業務等	「企業向けサービス価格指数」 ・大分類・類別：諸サービス・その他諸サービス，小類型：洗濯，品目：リネンサプライ（日本銀行調査統計局）
サービス対価 3(3)	滅菌消毒業務	「毎月勤労統計調査」 ・賃金指数（事業所規模 5 人以上/調査産業計/きまって支給する給与）（厚生労働省）
	医療事務業務	「毎月勤労統計調査」 ・賃金指数（事業所規模 5 人以上/調査産業計/きまって支給する給与）（厚生労働省）
	物品管理及び物流管理（SPD）業務	同上
サービス対価 4	病院施設維持管理業務	「企業向けサービス価格指数」 ・大分類・類別：諸サービス・その他諸サービス，小類型：建物サービス（日本銀行調査統計局）
	職員宿舎，院内保育所，付帯施設等維持管理業務	同上

(2) 基準となる指標

入札時の費用の積算となる指標は入札日以前の直近の指標とする。

(3) 平成N年度のサービス対価の改定方法

平成N年度のサービス対価は，平成X年6月（前回改定時）の指標と平成(N-1)年6月の指標とを比較して3.0%以上の変動があった場合，平成(N-1)年度のサービス対価に，平成X年6月の指標と平成(N-1)年6月の指標に基づいて設定した改定率（小数点以下第四位未満は切り捨てる。）を乗じて改定する。

平成 N 年度のサービス対価の改定方法

$$P_n = P_{(n-1)} \times \text{改定率}_n$$

P_n : 平成 N 年度のサービス対価

$P_{(n-1)}$: 平成 (N-1) 年度のサービス対価

改定率_n : 平成 N 年度の改定率

= 平成 (N-1) 年 6 月の指標 / 平成 X 年 6 月 (前回改定時) の指標

ただし、「 $0.97 < \text{改定率}_n < 1.03$ 」の場合、平成 N 年度のサービス対価は改定しない。
なお、X は初めての改定の場合は、平成 21 年とする。

3 市場実勢価格や患者数等の大幅な変動によるサービス対価の変更

- (1) 甲及び乙は、サービス対価 3、5 について、本件事業の業務と類似する業務の委託費の市場実勢価格の推移、新製品の導入、当院における診療科目の変更、取扱患者数及び疾患動向の予見できない大幅な変化、医薬品診療材料の採用品目及び品目毎の数量の大幅な変更等、諸般の事情を勘案して、5 事業年度に 1 度、見直しのための協議を行う事ができる。
- (2) 前各項に記載する各協議において合意が成立しない場合、甲は、サービス対価の変更の可否及び変更する場合には、合理的と判断する変更額を決定し、当該決定の理由を併記した書面により乙に対して通知する。

別紙 15 モニタリングの実施とサービス対価の減額等（第 123 条，第 124 条，第 136 条，第 155 条関係）

1 モニタリングの概要と基本原則

甲は，本事業の各段階における乙の業務実施状況についてモニタリングを行い，乙が事業契約書，要求水準書，提案書及び各種計画書等に定められた業務を確実に遂行しているか確認を行う。

(1) モニタリングの実施段階と種類

甲は，事業の各段階において，次のモニタリングを実施する。

種類 段階	技術モニタリング① (建築)	技術モニタリング② (医療機器)	サービスモニタリング	財務モニタリング①(乙自体)	財務モニタリング② (利便施設)
建設段階	○	○		○	
運営段階			○	○	○
運営終了段階	○				

各種モニタリングの概要は，次のとおりである。

種類	内容
技術モニタリング①	主として建築物の施設整備の設計，施工の進捗や適切性に関するモニタリング
技術モニタリング②	主として医療機器の調達，設置の進捗や適切性に関するモニタリング
サービスモニタリング	運営開始後の運営，維持管理，医薬品等の調達に関するサービス提供の量や質に関するモニタリング
財務モニタリング①	事業全般を通じた乙の財務状況の健全性に関するモニタリング
財務モニタリング②	乙の財務状況のうち，特に利便施設の収支状況に関するモニタリング

(2) モニタリングの実施者

モニタリングは、上記（1）に定めた項目について、甲と乙がそれぞれ行う。

なお、乙が行うモニタリングは、「セルフモニタリング」と称する。それぞれのモニタリングの内容・方法は、次のとおりである。

分類	方法	内容	実施時期 周 期
甲が行うモニタリング	乙からの聞き取り	乙からの定期的、非定期的な口頭による報告	毎日、毎週、随時
	各種報告書の確認	乙から提出を受けた報告書等の文書の確認	毎日、毎月、毎年、随時
	現場立入り	甲の任意による現場の立入確認	随時
	施設利用者（患者、職員、その他訪問者を含む）からの聞き取り、アンケート調査等	甲が独自に実施する聞き取り調査、アンケート調査等	随時
乙が行うセルフモニタリング	甲への適宜の口頭報告	甲への定期的、非定期的な口頭による報告	毎日、毎週、随時
	各種報告書の作成・提出	報告書の作成及び甲への提出・説明	毎日、毎月、毎年、随時
	施設利用者（患者、職員、その他訪問者を含む）からの聞き取り、アンケート調査等	乙が独自に実施する聞き取り調査、アンケート調査等	乙の提案による。
	その他、乙が提案する独自の方法	乙の提案による。	乙の提案による。

(3) モニタリング実施計画書の作成

甲及び乙は、事業契約締結後、（1）に定める段階及び種類ごとに、モニタリングの時期、内容、手続き、様式を含むモニタリング実施計画書（乙が作成するものは「セルフモニタリング実施計画書」と称する。）を作成する。

乙は、セルフモニタリング実施計画書を段階的に作成し、甲の確認を得ること。提出・確認の期限の目安は、次のとおりとする。

種類	提出・確認の期限の目安
セルフモニタリング総合実施計画書	事業契約締結後 1 箇月以内
技術モニタリング①実施計画書	事業契約締結後 1 箇月以内
技術モニタリング②実施計画書	事業契約締結後 1 箇月以内
サービスモニタリング実施計画書	運営開始前 2 箇月
財務モニタリング①実施計画書	事業契約締結後 1 箇月以内
財務モニタリング②実施計画書	運営開始前 2 箇月

(4) モニタリングの費用負担

甲及び乙は、それぞれ、(2)で定めた自己が行うモニタリングに関する費用については、原則として自己にて負担するものとする。

(5) モニタリングの手順

ア 業務日報等の提出

乙は、セルフモニタリングの一環として、業務日報(毎日)及び業務報告書(毎月)を作成し、甲へ提出する。

種類	最低限必要な提出資料
技術モニタリング①	設計, 建設業務の進捗状況がわかる業務報告書(毎月)
技術モニタリング②	業務日報(業務実施日), 業務報告書(毎月)
サービスモニタリング	業務日報(毎日), 業務報告書(毎月)
財務モニタリング①	入金・支払状況(四半期), 決算書(毎年)
財務モニタリング②	売上状況(四半期), 決算書(毎年)

イ 甲によるモニタリングの実施

甲は、乙が作成した業務日報及び業務報告書に基づき、日常モニタリング及び定期モニタリングを行い、乙が提供する業務の実施状況を確認する。

なお、甲は、必要に応じて自ら各業務の遂行状況を直接確認・評価する随時モニタリングを行うことができる。

ウ モニタリングの具体内容

各種モニタリングの具体的な内容は、次のとおりとする。

	甲	乙
日常モニタリング	業務日報の確認，業務水準の評価	チェック項目に沿って各業務の遂行状況を確認の上，業務日報を作成する。
定期モニタリング	業務報告書の確認，業務水準の評価	月1回実施のチェック項目に沿って，遂行状況を確認するとともに，業務日報を基に業務報告書を作成する。
随時モニタリング	抜打ち検査による業務水準の評価及び改善計画に基づく改善確認	

エ モニタリングの開始時期

運営開始後のモニタリングは，各業務の業務開始日に属する四半期から開始し，四半期を1サイクルとする。

2 サービス対価の減額について

(1) 基本的な考え方

甲が乙にサービス対価を支払うに当たっては，乙が行う業務に対する要求水準の達成レベルについて，前述した方法でモニタリングを行う。

甲は，乙が行う業務が要求水準に達していない（要求水準未達）と判断した場合には，乙に対して注意又は是正勧告を行い，必要に応じてサービス対価の減額を行うものとする。また，乙は，業務遂行において要求水準に達していないことを認識した場合は，甲の注意又は是正勧告を待つことなく，自ら業務の要求水準未達の原因を検討し，改善のための計画を立案し，その後の業務の要求水準未達を回避し，サービスの質の維持向上を図らなければならない。

(2) モニタリングにより減額の対象となるサービス対価

モニタリングにより減額の対象となるサービス対価は，次のとおりとする。

- ・ サービス対価1（全体マネジメント業務費関連）
- ・ サービス対価3（運営費関連）※
- ・ サービス対価4（維持管理費関連）

- ・ サービス対価 5 (1) (医薬品等の調達費関連) ※

なお、以下のサービス対価については、モニタリングによる減額を行わない。

- ・ サービス対価 2 (1), (2) (施設整備関連)
- ・ サービス対価 5 (2) (医療機器等の調達費関連)

※サービス対価 3 及び 5 (1) については、帰責事由となった業務の対価が減額の対象となる。(例：医療支援業務での要求水準未達では、医療支援業務の対価を減額させる。医薬品の調達業務での要求水準未達では、医薬品の調達額を減額させる。)

(3) 要求水準未達の定義

乙が行う業務において、要求水準未達の場合とは、次に示す①重大な事象又は②重大な事象以外の事象が生じている場合をいう。

ア 重大な事象

重大な事象とは、乙が行う業務の不備に起因して、病院職員等が行う医療行為等、病院施設等において甲が実施する行為に重大な影響を及ぼすなど、病院の重要な機能を損なう事態が発生しているか否かにより判断する。重大な事象の例は次のとおり。

- ・ 安全措置の不備による人身への危害のおそれがある事態の発生
- ・ 整備不良による医療ガス、給排水設備機能の停止
- ・ 整備不良による空調設備、換気設備機能の停止
- ・ 整備不良による漏水
- ・ 手術室、放射線治療室が使用不能な状態
- ・ ICU, CCU, NICUのベッドが使用不能な状態
- ・ 病院総合情報システムのダウンの状態
- ・ 不衛生状態の放置
- ・ 患者の身体生命に関わる事故の発生等

(それぞれの事象の回復時間は甲乙協議のうえ、決定する。)

イ 重大な事象以外の事象

重大な事象以外の事象とは、甲が行う業務の遂行に支障あるか否か、要求水準書どおりの性能が発揮されているか否か等により判断する。重大な事象以外の事

象の例は次のとおり。

- ・ 業務要求水準が一定範囲内での未達の状態
- ・ 業務報告の不備
- ・ 業務の怠慢
- ・ 患者等への対応の不備
- ・ 病院職員等への連絡の不備 等

(4) 要求水準未達の場合の措置

ア 注意・是正勧告と減額ポイントの発生

乙が行う業務において要求水準未達の場合の措置は、次のとおりとする。

(ア) 注意

甲は、モニタリングの結果、重大な事象以外の事象が発生していると判断した場合には、乙に対して書面により注意を行うことができるものとする。

(イ) 是正勧告

甲は、モニタリングの結果、重大な事象が発生していると判断した場合には、乙に対して書面により是正勧告を行うことができるものとする。

(ウ) 減額ポイントの発生

甲が乙に対して注意又は是正勧告を行った場合、次の基準により減額ポイントを発生させ、乙に対して書面により通知する。

なお、減額ポイントを発生させる原因となる事象が数日間続いた場合、1日ごとに次の基準による減額ポイントを発生させる。

減額ポイントは、モニタリング委員会での協議を経て、毎月の10日頃までに事業者へ通知されるものとし、当該四半期の減額ポイントの累積によって、支払われるサービス対価に反映される。

なお、減額ポイントは翌四半期には持ち越さない。

表 減額ポイント

減額ポイントが発生する場合	減額ポイント
重大な事象以外の事象により注意を行った場合	対象となるサービス対価ごとに 1ポイント
重大な事象により是正勧告を行い、回復時間内に当該事象が解消されたことを乙が書面により報告して甲が承認した場合	対象となるサービス対価ごとに 5ポイント
重大な事象により是正勧告を行い、回復時間内に当該事象が解消されなかった場合	対象となるサービス対価ごとに 10ポイント
同一の事象により繰り返し注意を行った場合	対象となるサービス対価ごとに 10ポイント
患者の身体生命に影響する重大な事象が発生した場合	対象となるサービス対価ごとに 20ポイント

イ サービス対価の減額

サービス対価の支払いに際しては、注意又は是正勧告を行った日の属する四半期に発生した減額ポイントの合計を計算し、次の表に従ってサービス対価の減額割合を定める。甲は、当期において減額の必要がある場合はその旨を乙に通知し、サービス対価の減額を行うものとする。

当期において、減額ポイントの算定が諸般の事情により算定が困難の場合は、次期のサービス対価の支払いで調整することが可能とする。

表 サービス対価 1, 3, 4 (維持管理費, 運営費相当) の減額

サービス対価ごとの 当期の減額ポイントの合計	サービス対価の減額割合
10未満	0.0%(減額なし)
10以上15未満	1ポイントにつき0.5%減額(5.0%~7.5%の減額)
15以上20未満	1ポイントにつき1.0%減額(15.0%~20.0%の減額)
20以上25未満	1ポイントにつき1.5%減額(30.0%~37.5%の減額)
25以上	1ポイントにつき2.0%減額(50.0%~の減額)

表 サービス対価5（2）（調達費）の減額

サービス対価ごとの 当期の減額ポイントの合計	サービス対価の減額割合
10未満	0.0%(減額なし)
10以上15未満	1ポイントにつき0.01%減額(0.1%～0.15%の減額)
15以上20未満	1ポイントにつき0.015%減額(0.225%～0.3%の減額)
20（最大20とする）	1ポイントにつき0.02%減額(0.4%の減額)

ウ 業務受託者（協力企業）の変更

同一業務の受託者に関係する事象により2期連続して減額措置を経た後、さらに減額ポイントの発生があった場合には、甲は、乙と協議の上、当該業務受託者（協力企業）を変更させることができるものとする。なお、変更に伴い増加費用が生じて、甲は負担しないものとする。また、乙がサービス対価の支払対象期間の途中に業務を行う者を変更しても、当期の減額ポイントは消滅しない。

エ 事業契約の解除又は一部の解除

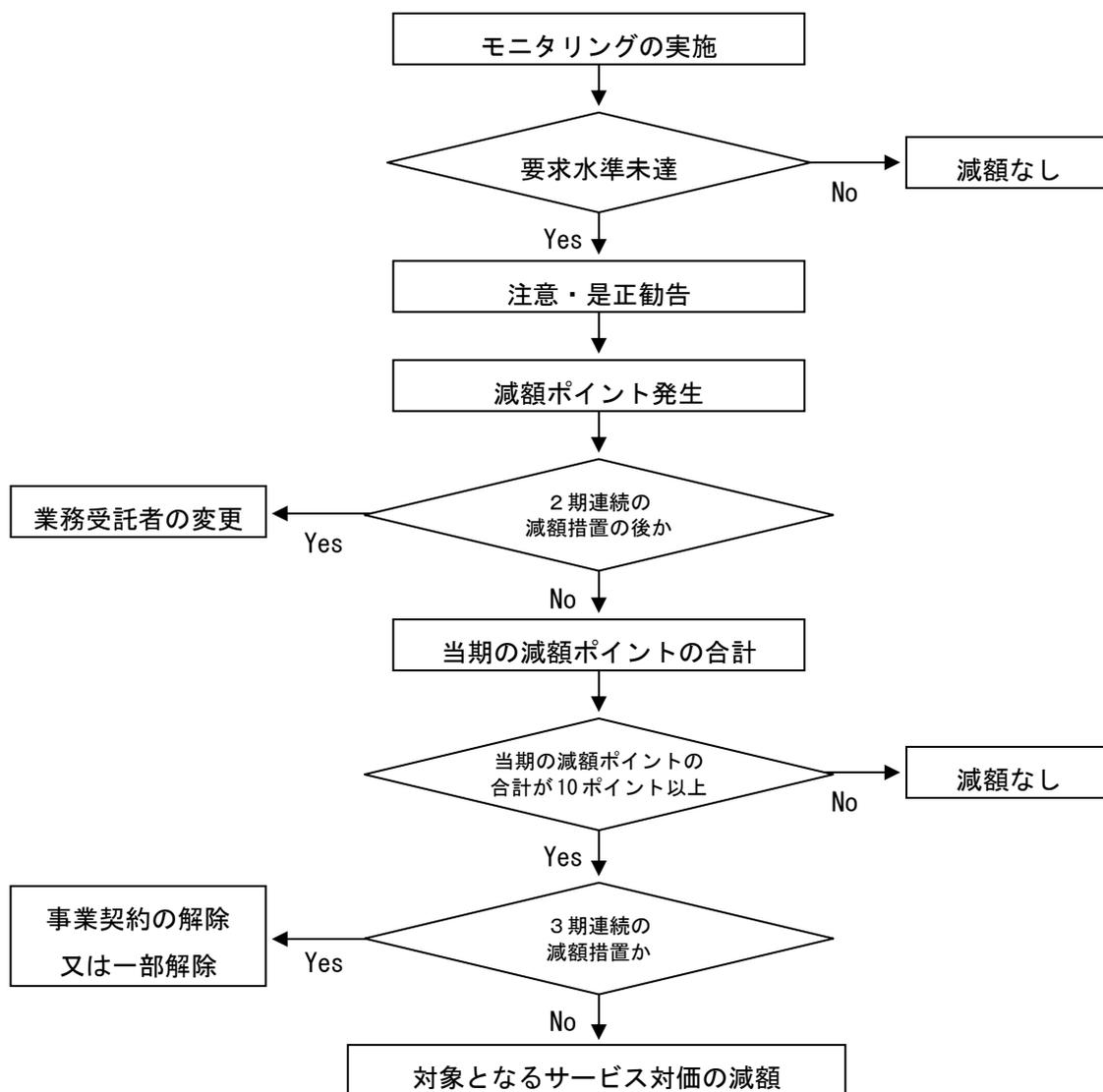
同一のサービス対価において3期連続して減額措置が行われた場合には、甲は、6箇月以内（休日を含む。）に事業契約を解除又は事業契約の一部を解除することができるものとする。その場合には、当該年度に支払うことを予定しているサービス対価について、履行状況に関して乙と協議の上、甲は減額若しくは支払わないことができる。

(5) 免責等

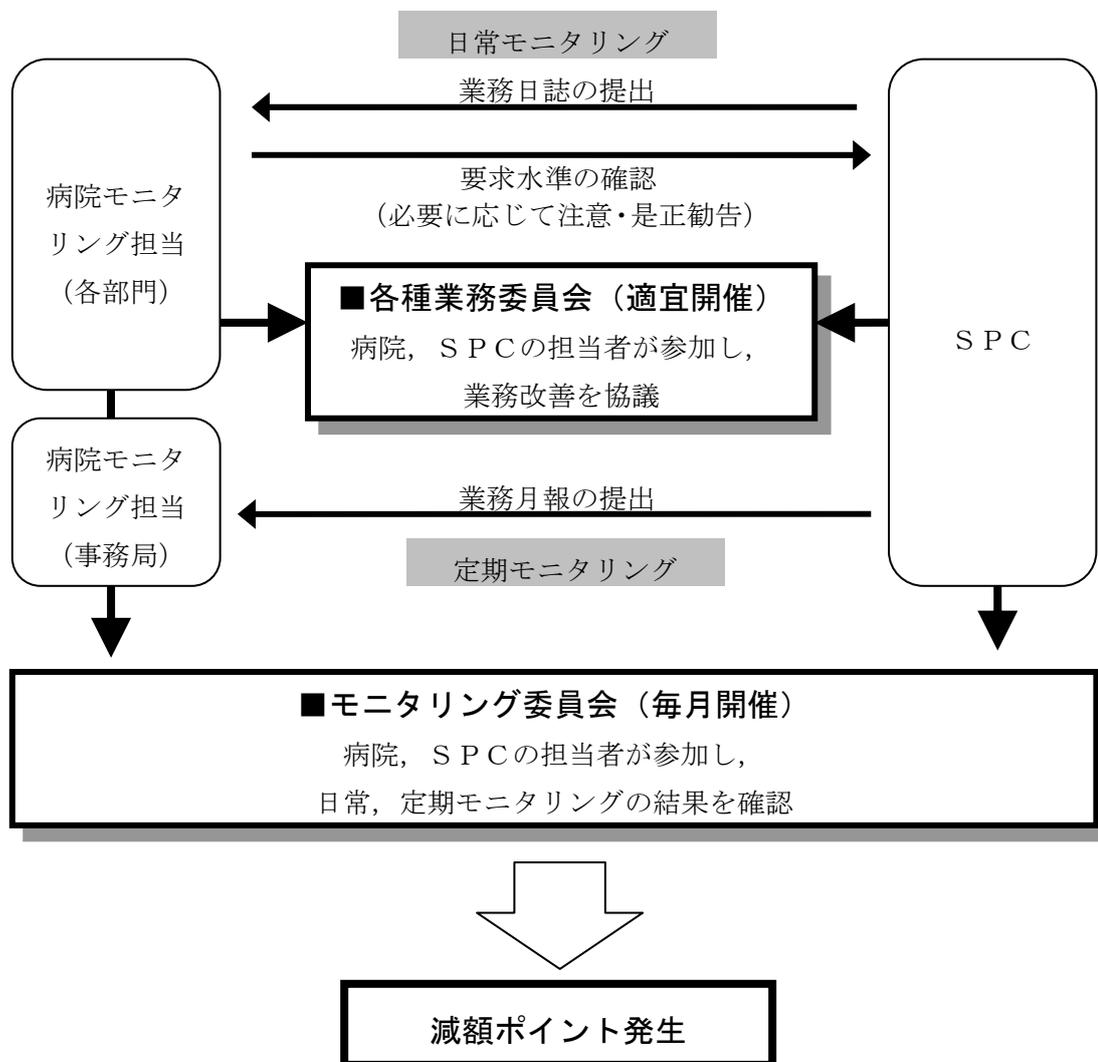
(3)に規定する重大な事象以外の事象が生じている状態又は重大な事象が生じている状態と認められたとしても、次に該当する場合には、甲は(4)の措置を講じない。

- ①不可抗力の場合
- ②明らかに乙の責めに帰さない事由によってそれらの状態が生じた場合
- ③事前に甲に連絡があった場合（例：修繕のため部屋が使えない状態等）

(参考) 運営・維持管理期間中におけるモニタリング及びサービス対価の減額等の流れ



(参考) 日常モニタリング, 定期モニタリングでの減額ポイントの算定のイメージ



別紙 16 要求水準書の変更手続（第 130 条関係）

- 1 甲は、要求水準書の内容を変更しようとするときは、随時 2 の(1)から(5)に掲げる事項及び甲と乙が合意する事項を記載した業務変更要求通知を作成し、乙に送付又は交付することにより、要求水準又は業務範囲の変更を求めることができる。
- 2 業務変更要求通知には、次の各号に掲げる事項を記載することを要する。
 - (1) 変更要求事項 ただし、甲は、変更要求事項を示すに当たり、本契約及び要求水準書の該当箇所を引用し、変更前と変更後を併記又はマークアップすることにより該当部分を明確にしなければならない。
 - (2) 変更開始希望日 ただし、変更開始希望日は、業務変更要求通知の到達の日から少なくとも次の期間を経過した後の日を記載することを要する。
 - ア 業務量又は業務内容が増大又は拡大し、これに伴い乙又は当該業務を受託する運営等協力企業等において新たに設備の購入、運営等協力企業等若しくはその他の企業への再委託又は使用人の雇用が必要になる場合は、[6]箇月間
 - イ 業務量又は業務内容が減少又は縮小し、これに伴い乙又は当該業務を受託する運営等協力企業等において所有、委託又は雇用する設備の廃棄、委託契約の解除又は配置転換若しくは解雇が必要になる場合は、[6]箇月間
 - ウ 大規模な情報システムの変更が必要となる場合は、[6]箇月間
 - エ 上記アからウの場合を除き、当該業務量又は業務内容の変更によって当該業務に係るサービス対価の減少額が 10 パーセントを超える場合は、[3]箇月間
 - オ 上記アからエのいずれにも該当しない場合は[1]箇月間
 - (3) サービス対価の変更の意思の有無及び変更の意思がある場合は見込み額
 - (4) 変更を要求する理由
 - (5) その他必要事項
- 3 乙は、甲に対し、業務変更要求通知受領後[30]日以内に仮見積り及び変更要求事項の範囲外の業務も考慮したより適切と考える仮対案を書面により提出することができる。これらの仮見積り及び仮対案は、甲及び乙を拘束しないものとする。乙は仮見積り又は仮対案を提出しない場合、業務変更要求通知受領後[40]日以内に、9の要領に従い甲に回答書を提出する。
- 4 3の仮見積り又は仮対案が提出された場合、甲は、これらを考慮のうえ、乙に対し、提出を受けた日から[14]日以内に、乙が業務変更要求通知に回答する必要があるか否かを通知する。ただし、甲が[14]日以内に通知を行わない場合は、業務変更要求通知に回答する必要がある旨を通知したものとみなす。
- 5 甲が業務変更要求通知に回答する必要がある旨を通知した場合、乙は当該通知を受領後[30]日以内に、9の要領に従い甲に回答書を提出する。
- 6 3から5に定める期間は、甲及び乙の合意により延長することができる。

- 7 甲が業務変更要求通知に回答する必要がある旨を通知した場合、甲は、3の仮対案を、これを基に更に業務変更要求通知を作成するためにのみ使用することができる。
- 8 乙は、業務の変更が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合に限り、その該当する事由及びその根拠を具体的に明らかにして要求水準又は業務範囲の変更を拒否することができる。ただし、乙が(9)に掲げる事由に該当することのみを理由として拒否の回答書を提出した場合、甲は、変更開始希望日について乙と協議した上で、変更開始希望日を変更した業務変更要求通知を乙に交付又は送付することにより、変更された当該業務変更要求通知の受領後[10]日以内に更に回答を求めることができる。乙が(1)から(8)に掲げる事由に該当することを理由として拒否の回答書を提出した場合、甲は[30]日以内に、乙と協議のうえ、本契約の一部解約を行うことができる。
- (1) 人の生命身体に重大な悪影響を及ぼすとき
 - (2) 違法となるとき
 - (3) 乙又は運営等協力企業等の許認可の取消原因となるとき
 - (4) 乙又は運営等協力企業等が合理的に判断して取得不能な許認可の取得が必要となるとき
 - (5) 変更対象業務以外の業務の遂行に重大な悪影響を及ぼすとき
 - (6) 業務変更要求通知が本契約に定められた記載事項を欠いているとき
 - (7) 変更が実施された場合に本件病院の根本的な部分の変化を招来するとき
 - (8) 乙の経営に重大な悪影響を及ぼすとき
 - (9) 業務変更要求通知に記載された変更開始希望日から[30]日以内に乙が変更後の業務を開始することが不能と合理的に判断されるとき
- 9 8の(1)から(9)に掲げる事由に該当する場合を除き、乙は、以下の各号に掲げる事項を記載した回答書により回答を行う。乙が期限までに回答を送付しない場合は、甲の変更要求通知記載の条件をすべて承諾したものとみなす。
- (1) 変更への移行方法
 - (2) 変更に係る乙の増加費用及び減少可能な費用
 - (3) 取得又は変更しなければならない許認可及び当該許認可の取得見込日
 - (4) 変更の結果必要となるモニタリング実施計画書並びに本契約及び要求水準書中関連する条項の変更案
 - (5) 変更により本件病院の利用不能又は不便を招来するか否か
 - (6) 変更によりライフサイクルコストに与える影響があればその影響
 - (7) 運営等協力企業等の変更の見込み
 - (8) その他甲が定める事項及び特記事項
- 10 甲は、3若しくは5の回答書を受領後又は3若しくは5の回答書を受領せずにその回答期限を経過した後直ちに、乙との間で、要求水準の詳細、サービス対価の算定方法の変更、変更期限日及びその他必要な事項について協議する。これらの事項につい

て甲及び乙が合意に至った場合、甲及び乙は本契約の変更を証するため、変更確認書を作成する。

- 11 10の合意が協議開始後60日以内に成立しなかった場合、甲は、第130条第2項の費用負担に従い、合理的な内容の要求水準の詳細、サービスの対価の算定方法の変更、変更期限日及びその他必要な事項を乙に通知することにより、要求水準書を変更するか、又は契約の解除に関する協議を求めることができる。
- 12 乙は、随時、変更内容及び9の(1)から(8)に掲げる事項を記載し、かつ見積りを付した書面により要求水準又は業務範囲の変更を提案することができる。甲は、乙の当該提案について協議に応じるか否かを決定し、15日以内に書面により乙に回答する。甲が乙の当該提案について協議に応じる場合は、10及び11の規定を準用する。

別紙 17 業務仕様書及び業務マニュアルの変更手続（第 131 条関係）

- 1 乙は、業務仕様書又は業務マニュアル（以下、「業務仕様書等」という。）を変更することが必要と判断するときは、要求水準を満たす限りにおいて、自己の裁量と責任により、随時業務仕様書等を変更することができる。
- 2 乙は、業務仕様書等を変更することが必要であると判断するときは、業務仕様書等変更通知書を作成し、別段の合意がある場合を除き、当該業務仕様書等の変更予定日の2箇月前までに（ただし、乙の責めに帰すことができない事由により、かかる期限を遵守することができないときは、できるだけ早期に）甲に送付又は交付する。
- 3 2の業務仕様書等変更通知書には、次の(1)から(9)に掲げる事項を記載し、かつ、当該業務仕様書等の変更に伴い、運営等協力企業との契約内容を変更するときは、乙と運営等協力企業との間の変更後の契約案（運営等協力企業を変更するときは、新たな運営等協力企業との契約案。）、及び5の許認可を受けたことを証する書面がある場合は、当該書面の写しを添付する。
 - (1) 対象業務、変更内容、変更予定日及び移行方法
 - (2) 変更を要する理由
 - (3) 運営等協力企業等の変更の要否
 - (4) 業務仕様書等の変更に係る許認可の要否
 - (5) 業務仕様書等の変更により許認可を要する場合は当該許認可の有無又は取得見込み
 - (6) 業務仕様書等の変更により本件病院に与える影響
 - (7) 業務仕様書等の変更によるサービスの対価の変更の希望の有無並びに希望がある場合はその理由及び見積り
 - (8) モニタリング実施計画書の変更を要するときは変更案
 - (9) その他甲が定める事項及び特記事項
- 4 甲は、業務仕様書等変更通知の記載内容について疑義がある場合、当該業務仕様書等変更通知を受領後 10 日以内に乙にその旨を書面により照会することができる。乙は、当該照会を受領した日から 10 日以内に甲に回答書を提出する。
- 5 乙は、4の回答に必要であると判断する場合、運営等協力企業等をして前項の回答書を補充説明させることができる。
- 6 4、5に定める手続は複数回行うことができる。
- 7 乙が業務仕様書等変更通知においてサービス対価の変更を希望する旨を記載した場合、甲は、業務仕様書等変更通知を受領後 10 日以内に、サービス対価の変更に関する協議に応じるか否かについて、書面により乙に通知する。
- 8 7の規定により甲が乙に対しサービス対価の変更に関する協議に応じる旨を通知した場合、甲と乙は、サービス対価の変更について協議する。当該協議において合意

が成立しない場合、甲がサービス対価の変更の可否及び変更する場合はその変更されたサービス対価を決定し、乙に通知する。

- 9 法令変更、不可抗力又は本件病院の事業規模の変更により業務仕様書等を変更することを要する場合であって、甲がサービス対価の変更に関する協議に応じない旨を通知したとき又は、前項の規定により甲が通知した変更後のサービス対価に不服があるときは、乙は、6箇月以上前に甲に対してその旨及び理由を記載した書面により通知することにより、当該業務に関する本契約の一部解約を行うことができる。乙は、解約日までの間、法令に反しない限度で当該業務を遂行することを要し、甲は、乙がかかる業務遂行を行うことを条件として、解約日までのサービス対価を支払わなければならない。
- 10 甲は、第130条の場合を除き、法令変更、不可抗力、本件病院の事業規模の変更又は技術革新等により、業務仕様書等を変更することが必要と判断するときは、乙に対し、対象業務、変更内容、変更希望日、変更後のサービス対価を変更する意思の有無及び業務仕様書等の変更を求める理由を記載した書面により、随時業務仕様書等の変更を求めることができる。
- 11 乙は、10の書面を受領した後[30]日以内に、甲に対し、当該業務仕様書等変更要求に関して当該業務仕様書等変更要求に関する仮見積り、他の業務への影響の有無及び当該業務仕様書等変更要求に対する質問、意見又は提案を書面により提出する。ただし、これらの仮見積り及び意見又は提案は、甲及び乙を拘束しないものとする。
- 12 甲は、11の書面を受領した後[30]日以内に、乙に対し、当該変更要求（サービス対価の変更を含む。）に関して協議を求めることができる。
- 13 法令変更、不可抗力、本件病院の事業規模の変更又は技術革新等により業務仕様書等を変更することを要する場合であって、甲と乙の間でサービス対価の変更に関する合意が成立しないときは、甲は、6箇月以上前に乙に対してその旨及び理由を記載した書面により通知することにより、当該業務に関する本契約の一部解約を行うことができる。乙は、解約日までの間、法令に反しない限度で当該業務を遂行することを要し、甲は、乙がかかる業務遂行を行うことを条件として、解約日までのサービス対価を支払わなければならない。
- 14 乙は、1から12の規定により業務仕様書等を変更した場合は、変更後5日以内に、次の(1)から(3)に掲げる事項を記載した業務仕様書等変更届出書を甲に提出する。ただし、業務仕様書等の変更に許認可を要するときは、当該許認可を受けたことを証する書面の写しを、3の業務仕様書等変更通知書に添付した場合を除き、業務仕様書等変更届出書に添付することを要する。
 - (1) 業務別使用書等の変更による変更後の業務方法及び変更日
 - (2) サービス対価の変更について甲と協議が整ったときは変更後のサービス対価
 - (3) その他甲が定める事項及び特記事項

15 2 から 14 の規定は，軽微な変更には適用しない。

別紙 18 法令変更等による増加費用の負担割合（第 69 条，第 93 条，第 111 条，第 112 条，第 130 条，第 149 条，第 150 条関係）

1 法令変更

法令変更による追加的費用の負担割合は，下表のとおりとする。

表1 法令変更による追加的費用の負担割合

法令変更の種類	甲負担割合	乙負担割合
本事業に直接関わる法令変更の場合	100%	0%
上記以外の法令変更の場合	0%	100%

「本事業に直接関係する法令」とは，医療法，健康保険法等，特に本事業及び本事業と類似のサービスを提供する施設の維持管理及び運営その他に関する事項を，直接的に規定することを目的とした法令を意味するものとする。

2 税制に関する法令変更

上記（1）の規定に関わらず，税制度に関する法令の変更に伴う，税率・税額の変更による追加的費用の負担割合は，下表のとおりとする。

表2 法令変更のうち，税制の変更による追加的費用の負担割合

法令変更の種類	甲負担割合	乙負担割合
乙の利益に関して課せられる税に関する税制度の新設，変更，廃止等	0%	100%
上記以外の税制度（消費税及び地方消費税を含む。）の新設，変更，廃止等	100%	0%

別紙 19 不可抗力による損害等の負担割合（第 69 条，第 71 条，第 93 条， 第 111 条，第 112 条，第 130 条，第 152 条，第 154 条関係）

不可抗力事由の発生の結果生じた追加的費用の負担割合は，次のとおりとする。

施設整備期間中，不可抗力事由の発生に起因して乙に追加的費用が生じた場合は，乙は，同期間中の累計でサービス対価 2（第 127 条による物価変動に伴う改定を考慮した金額とする。）の 1% に至るまでは乙が負担するものとし，これを超える額については甲が負担する。ただし，不可抗力事由の発生により生じた追加的費用に対して保険金が支払われる場合は，当該保険金額相当分額は追加的費用の金額から控除するものとする。

なお，同期間中，不可抗力事由の発生に起因して甲に追加的費用が生じた場合は，甲は乙に対して一切の費用負担を請求できないものとする。

運営期間中，不可抗力事由の発生に起因して乙に追加的費用が生じた場合は，乙は一事業年度中の累計で当該年間のサービス対価 1，3，4，5（第 127 条による物価変動に伴う改定を考慮し，かつ，第 128 条による減額を考慮した金額とする。）の 1% に至るまでは乙が負担するものとし，これを超える額については甲が負担する。ただし，不可抗力事由の発生により生じた追加的費用に対して保険金が支払われる場合は，当該保険金額相当分額は追加的費用の金額から控除するものとする。

なお，同期間中，不可抗力事由の発生に起因して甲に追加的費用が生じた場合は，甲は乙に対して一切の費用負担を請求できないものとする。

乙は，施設整備期間中及び運営期間中において，不可抗力の事由の発生に伴い追加的費用が生じるときでも，善良なる管理者の注意義務をもって，追加的費用が最小となるよう努めなければならない。

別紙 20 個人情報取扱特記事項（第 165 条関係）

（基本的事項）

第 1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第 2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、京都市個人情報保護条例の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

（収集の制限）

第 3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（適正管理）

第 4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（利用及び提供の制限）

第 5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

第 6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（再委託等の禁止等）

第 7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託し、又は請け負わせる場合には、甲が乙に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めなければならない。

3 乙が甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託し、又は請け負わせたときは、この契約による業務に係る当該第三者の行為は、乙の行為とみなす。

（資料等の返還等）

第8 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(個人情報の運搬)

第9 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(実地調査)

第10 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理の状況について、随時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は請負者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第14 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。